

2月企画運営委員会次第

日 時 平成 29 年 2 月 23 日(木)14:30～
場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階第 3 研修室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 理事会の開催概要について
 - (2) 平成 29 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 16-52～59
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他
- 5 閉 会
 - 3月企画運営委員会(予定)
平成 29 年 3 月 16 日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館会議室 4 階第 3 研修室
 - 3月定時総会(予定)
平成 29 年 3 月 16 日(木)16:00～ 神奈川県社会福祉会館会議室 4 階第 3 研修室
 - 4月企画運営委員会(予定)
平成 29 年 4 月 13 日(木) 14 : 30～神奈川県社会福祉会館会議室
 - 4月定時総会(予定)
平成 28 年 4 月 22 日(土) 11 : 10～神奈川県社会福祉会館 4 階 第 1.第 2 研修室

子ども・子育て支援の更なる充実

～ 「県内どこでも『待機児童ゼロ』」をめざして～

1 目的

- 「県内どこでも『待機児童ゼロ』」の平成31年度の達成に向けて、国家戦略特区を活用した県独自保育士試験の実施など、喫緊の課題である保育士をはじめとする子育て支援人材の確保・育成や、待機児童対策を一層推進するための方策に取り組む。
- 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等に向けた質の高い教育・保育サービスの提供や、多様なサービスの充実のため、市町村などの取組みを支援する。

2 予算額 432億4,817万円

項目	平成29年度 当初予算額 A	平成28年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	伸率 A/B
保育士をはじめとした子育て支援人材の確保・育成	3億4,282万円	7億3,581万円	△3億9,299万円	46.6%
待機児童対策の一層の推進(※)	35億 81万円	97億 976万円	△62億 895万円	36.1%
幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実	383億3,876万円	311億1,056万円	72億2,820万円	123.2%
多様なサービスの充実	10億6,578万円	13億6,246万円	△2億9,668万円	78.2%
合計	432億4,817万円	429億1,859万円	3億2,958万円	100.8%

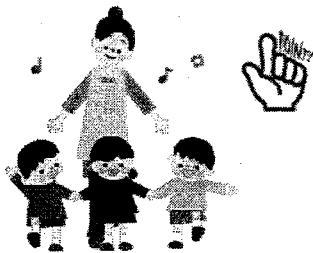
(※)国の交付金(直接補助)を活用した保育所等整備分は含んでいない。

3 事業内容

(1) 保育士をはじめとした子育て支援人材の確保・育成 3億4,282万円

- 国家戦略特区を活用した県独自保育士試験の実施
- 保育エキスパート*等の養成
 - ・ 保育士・保育所支援センターの運営
 - ・ 子育て支援員研修の実施
 - ・ 放課後児童支援員認定資格研修の実施

* 保育エキスパートとは
一定の技能・経験を有し、特定分野(虐待、障害など)の研修を修了した保育士。保育現場で若手保育士へ指導・助言を行い、保育の質の向上を図る。



保育人材の確保

- ・ 県独自保育士試験の実施 ⇒ 約 1,000 人合格
- ・ 保育エキスパート等の養成 ⇒ 約 2,850 人養成
- ・ 子育て支援員の養成 ⇒ 約 1,700 人養成
- ・ 放課後児童支援員の養成 ⇒ 約 2,700 人養成 など

(2) 待機児童対策の一層の推進 35億 81万円

ア 待機児童解消に向けた受け皿の確保等

(3億5,339万円)

- 「3歳の壁」の解消に向けた地域型保育事業連携対策緊急支援事業の実施
- 待機児童の8割を占める0～2歳児の受入促進に取り組む低年齢児受入対策緊急支援事業の実施



「3歳の壁」の解消に向けて

地域型保育事業(0～2歳児対象)の卒園児の受け皿となる「連携施設」を確保するため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園にも対象を拡大し支援することで、いわゆる「3歳の壁」の解消を図る。

イ 保育所等の整備に対する支援 (31億1,015万円)

- ・ 保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの整備を支援

ウ 保育の質の向上 (3,726万円)

- ・ 保育所等に対する指導監査体制の充実強化
- 新・ 死亡事故等の発生防止に向けた認可外保育施設巡回指導事業の実施
- 新・ 保育エキスパート等の養成 (再掲)

(3) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実 383億3,876万円



保育士等の処遇改善 (施設型・地域型保育給付費負担金)

- ・ 全職員に対し、約6千円 (月額) の処遇改善を実施
 - ・ 職責に応じて約4万円又は約5千円 (月額) の処遇改善を実施
- 放課後児童支援員の処遇改善
- ・ 職責に応じて最大約3万円 (月額) の処遇改善を実施

ア 質の高い教育・保育サービスの提供への支援 (311億6,751万円)

(ア) 施設型給付費負担金

- ・ 市町村が実施する保育所、幼稚園及び認定こども園への給付費の一部を負担

(イ) 地域型保育給付費負担金

- ・ 市町村が実施する小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育への給付費の一部を負担

イ 地域子ども・子育て支援事業の充実 (29億2,167万円)

- ・ 市町村が実施する利用者支援事業や病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業に係る経費の一部を補助

ウ 放課後児童クラブへの支援の充実 (42億4,956万円)

- ・ 放課後児童クラブの運営経費や支援員等の処遇改善、施設整備等への支援

(4) 多様なサービスの充実 10億6,578万円

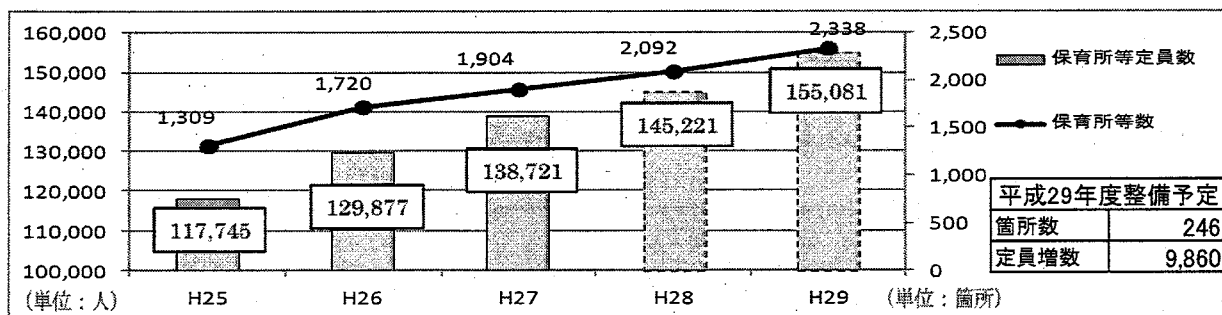
ア 私立幼稚園における預かり保育の推進等 (9億6,616万円)

- ・ 正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施

イ 結婚・妊娠・出産・育児支援の充実 (9,961万円)

- ・ 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組むとともに、市町村の取組みに対して補助
- ・ 結婚に向けた機運の醸成を図るための「恋カナ!プロジェクト」を実施

【参考】本県の保育所等数、保育所等定員数の推移



事業内容

区分	主な事業名及び事業概要 〔 〕は、〔28年度→29年度〕への数値を示す。	29年度当初予算額
(1)	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保・育成	3億4,282万円
①	地域限定保育士試験実施事業費 年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。	5,512万円
②	保育エキスパート等養成事業費 一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。	1億2,164万円
③	保育士・保育所支援センター事業費 潜在保育士の復帰を促進するため、「かながわ保育士・保育所支援センター」において、保育の仕事の相談・紹介、就職支援セミナー等を実施する。	810万円
④	子育て支援員研修事業費 地域型保育や一時預かりなどの子育て支援事業に従事する子育て支援員に対し、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	2,322万円
⑤	放課後児童支援員認定資格研修事業費 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員に対し、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	2,029万円
⑥	保育補助者雇上強化事業費補助 保育所等における保育士の負担を軽減するため、短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な経費を補助する。	1,309万円
(2)	待機児童対策の一層の推進	35億 81万円
ア	待機児童解消に向けた受け皿の確保等	3億5,339万円
⑦	地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助 地域型保育事業の卒園児の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。	9,951万円
⑧	低年齢児受入対策緊急支援事業費補助 待機児童の8割を占める低年齢(0～2歳)児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中に定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。	1億5,794万円
イ	保育所等の整備に対する支援	31億1,015万円
⑨	保育所等緊急整備事業費補助等 待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 〔保育所119箇所整備、定員約135,300人→約142,200人(約6,900人増)〕 〔認定こども園15箇所整備、定員約1,260人増〕	21億2,219万円
⑩	小規模保育整備事業費補助等 待機児童解消のため、小規模保育事業所の新設、増設及び賃貸物件の改修等を支援する市町村に対して補助する。 〔小規模保育所等112箇所整備、定員約3,800人→約5,500人(約1,700人増)〕	3億6,062万円
ウ	保育の質の向上	3,726万円
⑪	認可外保育施設巡回指導事業費 認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を行う。	1,065万円
(3)	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実	383億3,876万円
ア	質の高い教育・保育サービスの提供への支援	311億6,751万円
⑫	施設型(保育所・幼稚園・認定こども園)給付費負担金 市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。	282億1,341万円
⑬	地域型保育(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)給付費負担金 市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。	29億5,410万円

区分	主な事業名及び事業概要	[] は、[28年度→29年度] への数値を示す。	29年度当初予算額
イ	地域子ども・子育て支援事業の充実		29億2,167万円
	⑭ 利用者支援事業費補助 子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、子育て中の親子の相談対応や、子育て世代包括支援センターによる支援等を実施する市町村に対して補助する。[21市町→27市町]		2億3,200万円
	⑮ 延長保育事業費補助 通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で延長保育を実施する市町村に対して補助する。[27市町村→27市町村]		7億4,730万円
	⑯ 地域子育て支援拠点事業費補助 乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供や、育児の相談等を行う子育て支援拠点の運営を行う事業を実施する市町村に対して補助する。[258箇所→261箇所]		6億1,209万円
	⑰ 一時預かり事業費補助 緊急的な保育ニーズや保護者の通院・通学・リフレッシュのための就学前児童の一時預かり事業を実施する市町村に対して補助する。[31市町村→31市町村]		8億4,724万円
	⑱ 病児・病後児保育事業費補助 病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等の付設スペースで預かる事業を実施する市町村に対して補助する。[15市→17市]		1億8,802万円
	⑲ 病児・病後児保育事業費補助(投資) 病児・病後児保育事業を行うための施設の整備を支援する市町村に対して補助する。[0市→1市]		1,017万円
ウ	放課後児童クラブへの支援の充実		42億4,956万円
	⑳ 放課後児童健全育成事業費補助 保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。[33市町村→33市町村]		37億9,108万円
	㉑ 放課後児童健全育成事業費補助(投資) 放課後児童クラブの施設整備等を実施する市町村に対して補助する。[12市町→12市町]		4億5,848万円
(4)	多様なサービスの充実		10億6,578万円
ア	多様な保育サービスの充実		9億6,616万円
	㉒ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助 保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。		5億4,048万円
	㉓ 院内保育事業運営費補助 医師・看護職員の離職防止と再就業促進のため、病院等が行う院内保育事業の運営費に対して補助する。[126施設→129施設]		2億2,516万円
イ	結婚・妊娠・出産・育児支援の充実		9,961万円
	㉔ 地域少子化対策推進事業費等 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組むとともに、結婚新生活を経済的に支援するなどの市町村の取組みに対して補助する。		9,061万円
	㉕ 恋カナ！プロジェクト事業費 結婚を希望する者がその希望を実現できるよう、企業・団体や市町村等との連携体制の充実を図るとともに、「恋カナ！サイト」でのイベント情報の発信など、結婚支援の取組みを進め、結婚に向けた機運を醸成する。		900万円
合 計			432億4,817億円

問合せ先				
【①～②、④】	県民局次世代育成部次世代育成課	課長	榊原	電話 045-210-4660
【②】	県民局次世代育成部私学振興課	課長	秋山	電話 045-210-3760
【③】	保健福祉局保健医療部保健人材課	課長	楠	電話 045-210-4742
【⑤】	県民局次世代育成部青少年課	課長	横溝	電話 045-210-3830

保育関係団体事業費補助

1 補助対象事業及び見直し内容について

「児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例」の中で、職員の知識及び技能の向上が求められており、また「子ども・子育て支援法」の中で策定が義務付けられている都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、人材の確保、質の向上が県の役割として定められている。

しかし、実際には県が独自で人材育成等の事業を行うよりも、保育事業のノウハウを持っている県保育会が研修事業等を行うほうが効率的である。

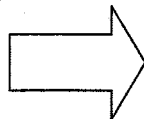
行政と関係団体の役割分担、連携・協力のあり方を改めて検討し、新たに新設園等支援事業、人材育成（主に試験合格者）事業への補助を行う。

また、保育事業大会開催費については、各保育所独自で研究した保育事業を発表し、県内の保育所で共有することで保育の質の向上が図られることや、主体的に研究し、保育士の知識や技能、意欲の向上が認められるため引き続き補助対象とした。

なお、市町村連絡協議会については、行政と保育会の意見交換、情報共有の場であるため、補助対象外とする。

【見直し前】

- ・神奈川県保育事業大会費
- ・施設長向け研修事業費
- ・市町村連絡会



【見直し後】

- ・神奈川県保育事業大会費（継続）
- ・施設長向け研修事業費（継続）
- ・市町村連絡会（廃止）
- ・新設園等支援事業費（新規）
- ・人材育成（主に試験合格者）事業（新規）

2 新規事業について

事業名	これまでの課題	解決策
新設園等支援事業	<p>新設園や私設保育施設から認可施設へ移行した保育所にとって、認可保育所として実践すべき事柄(※)に不慣れなことが多く、運営に悩んでいるケースがある。</p> <p>(※)の例…保育計画、経理処理、補助金事務、人事管理、危機管理、保護者対応、第三者評価、自己評価等</p>	<p>施設へ県保育会から雛形を提供したり、施設が作成した書類に対しアドバイス等を行う。</p> <p>必要に応じて派遣型研修による対応も行う。</p>
人材育成（主に試験合格者）事業	<p>保育士試験合格者は筆記試験で資格を取得するため、いきなり現場に入ると、試験では習得できない実践的な技術(※)を要求され、期待と現実との間に生まれるギャップに衝撃を受け（リアリティショック）、悩み、離職してしまうケースがある。</p> <p>(※)の例…保育プログラムの計画実践、児童への指示の通し方、感染症の見分け方、保護者対応、子どもの発達チェック等</p>	<p>新人保育士へフォローをするために保育会の経験豊富な人材を活用してスキル向上を目指す。</p> <p>その結果、現場でのギャップを減らすことで離職を防止し、またベテラン保育士から保育のノウハウを教わることで保育の質の向上を目指す。</p> <p>必要に応じて派遣型研修による対応も行う。</p>

3 平成29年度当初予算額 2,320千円 (前年比 △257千円)

4 積算内訳

<p>神奈川県保育会総事業費 (補助対象) 6,960千円 (内補助額 2,320千円)</p>						
<p>(1) 新設園等支援事業費 1,311千円 (新規)</p>						
<p>人件費 948千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ対応 ・保育計画ひな形作成 ・派遣型研修日程調整等 (5園※) 	<p>※ H27からH28に増加した保育所数は28園であり、そのうち派遣型研修の実施を希望するのは約20%程度として積算。</p>				
<p>事業費 363千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集合研修講師謝礼、会場使用料 ・派遣型研修講師謝礼 ・通信運搬費 					
<p>(2) 人材育成 (主に試験合格者) 事業 1,184千円 (新規)</p>						
<p>人件費 861千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ対応 ・派遣型研修日程調整等 (4園※) 	<p>※横須賀市及び県所管内保育所の約10%の施設に新任の保育士が在籍する。そのうち派遣型研修の実施を希望する施設は10%程度と見込んで積算。 (横須賀市及び県所管内の保育所の総施設数は424施設。)</p>				
<p>事業費 323千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集合研修講師謝礼、会場使用料 ・派遣型研修講師謝礼 					
<p>(3) 神奈川県保育事業大会費 1,750千円 (継続)</p>						
<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>人件費</td> <td>1,050千円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>700千円</td> </tr> </table>			人件費	1,050千円	事業費	700千円
人件費	1,050千円					
事業費	700千円					
<p>(4) 施設長向け研修事業費 2,715千円 (継続)</p>						
<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>人件費</td> <td>1,675千円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>1,040千円</td> </tr> </table>			人件費	1,675千円	事業費	1,040千円
人件費	1,675千円					
事業費	1,040千円					

保育エキスパート等研修について(案)

1. 内容

保育士が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、一定の経験を積んだ保育士を対象に、乳児保育、障害児保育、食育・アレルギーなど各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。

研修の修了により、施設型給付等における処遇改善（月額 4 万円・5 千円）の対象となる。（平成 29 年度は経過措置あり）

2. 対象者

(1) 対象施設（すべて民間）

保育所、認定こども園、新制度参加の幼稚園、地域型保育事業

(2) 対象となる職種・人数

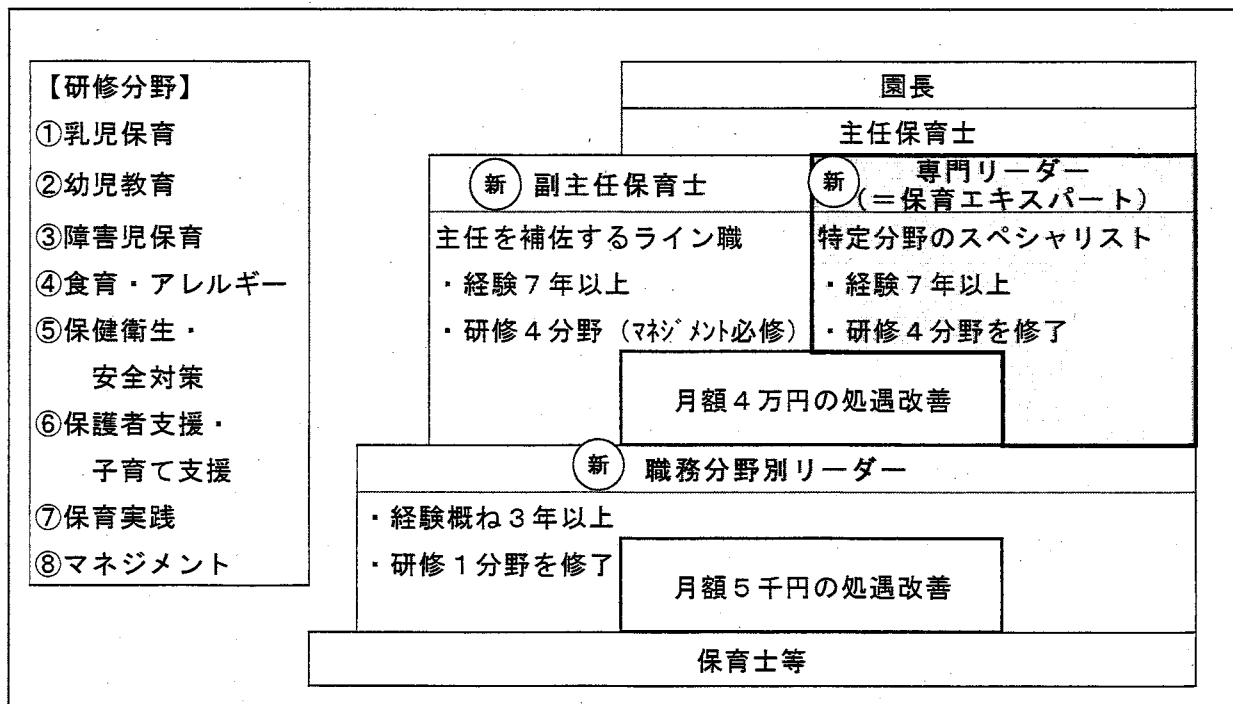
以下の新たな職に就く予定の保育士・幼稚園教諭・保育教諭

約 2,850 人（平成 29 年度養成数）

(3) 新たな職名

経験年数 (処遇改善額)	保育士・保育教諭	幼稚園教諭	必要な研修分野
経験 7 年以上 (月額 4 万円)	副主任保育士 (主任保育士を補佐するライン職)	中核リーダー	マネジメント + 3 分野
	専門リーダー (専門分野に特化したスタッフ職)		4 分野
経験 3 年以上 (月額 5 千円)	職務分野別リーダー	若手リーダー	1 分野

(参考) 平成29年度内閣府予算案（子ども・子育て支援新制度関連）抜粋



3. 研修分野・内容・時間数

- ・ 保育現場において専門的な対応が求められている分野、リーダー的職員の育成、現場経験の少ない保育士等のための実践的分野など以下のとおり。
- ・ 研修内容は、国が今後ガイドラインを定める予定。（別紙 国検討会中間とりまとめ参照）
- ・ 研修時間は、12 時間程度（1 コマ 2 時間×6 コマ、2 日程度）を予定。
- ・ 同内容の研修を、地域を変えて、複数回実施する予定。

保育士・保育教諭		幼稚園教諭	
1	幼児教育	1	教育・保育理論
2	障害児保育	2	特別支援教育
3	食育・アレルギー	3	食育・アレルギー
4	保健衛生・安全対策	4	保健衛生・安全対策
5	保護者支援・子育て支援	5	保護者支援・子育て支援
6	保育実践	6	保育実践
7	マネジメント	7	マネジメント
8	乳児保育	8	小学校との接続
		9	制度や政策の動向

4. 今後のスケジュール

平成 29 年 3 月末ごろ 国ガイドライン策定

4 月～ 研修委託機関選定、カリキュラム検討

夏～秋以降 研修開始

5. その他

(1) 研修修了の情報管理

研修修了者には修了証を発行し資格認定するとともに、取得した知識・技能を可視化する（例：エキスパート等ハンドブック）ことも検討。全国で有効な資格となるよう情報を一元化する見込み。

(2) 既存の研修との関係

市町村や保育センターで実施している同様の分野の研修について、国が示すガイドラインと合致すれば、エキスパート等研修を修了したとみなすことも想定されており、今後、研修実施機関と調整。

(3) 研修受講者数の調整

- ・ 平成 29 年度は、カリキュラム検討などに時間を要するため、研修開始が年度後半になる見込み。そのため、研修受講者数には事業者ごとに上限を設けるなど調整する可能性がある。（29 年度は研修を修了しなくても処遇改善される経過措置あり）
- ・ 研修分野に偏りが生じることが予想されるため、今後受講希望分野の調査を行う予定。

事故防止に向けた巡回指導について

1 巡回指導実施の目的

死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行うことにより、認可外保育施設での重大事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施体制等

(1) 死亡事故等の重大事故発生防止のための保育巡回指導員(仮称)の配置

- ア 保育巡回指導員(保育士資格を有する非常勤職員)を3名配置。
- イ 県所管域の認可外保育施設等(約220箇所)に巡回指導を行う。
- ウ 施設には2名で訪問し、1日2箇所実施を想定。

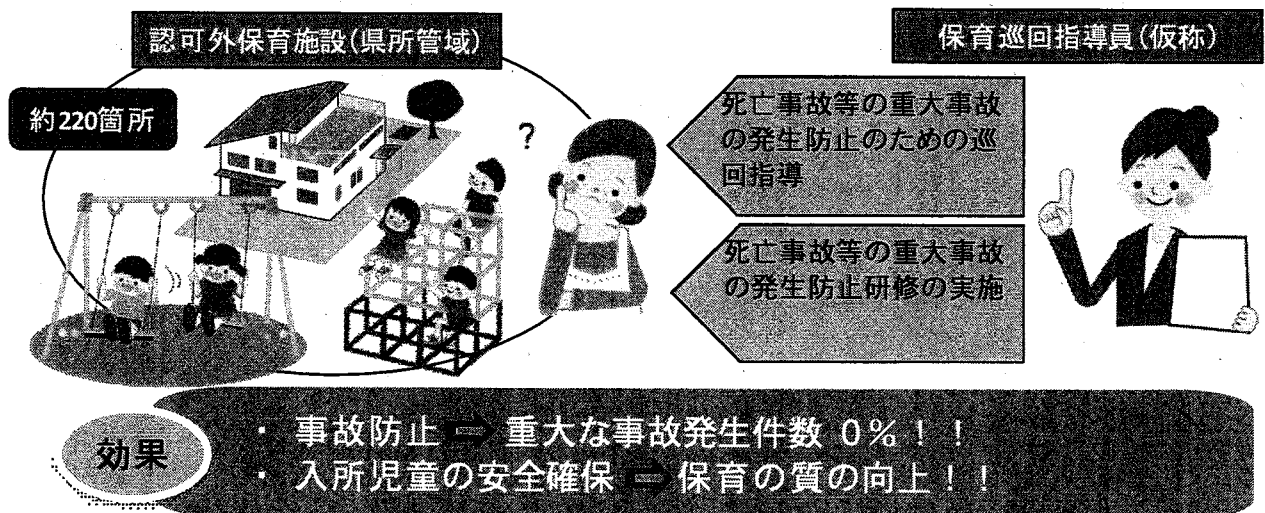
(2) 死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施

県所管域の認可外保育施設を対象に、事故防止に特化した研修を実施。

新

認可外保育施設巡回指導事業費

平成29年度当初予算額 1,064万円



平成 28 年 1 月 30 日

一般社団法人神奈川県保育会
企画運営委員 各位

保育事業大会研究発表原稿募集について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 22 日（土）に行います第 51 回神奈川県保育事業大会の研究発表について原稿の募集をいたします。

ご多用中恐縮ですが、分担割担当地区（茅ヶ崎・葉山・南足柄・足柄下郡・伊勢原・寒川）の方は研究発表代表者へ、別紙研究発表連絡票（事前調査）の提出をお願いいたします。

また、フリーテーマにおいて募集もおこなっておりますので、分担割担当地区に限らず希望者がおりましたら、別紙研究発表連絡票（事前調査）にご記入のうえ、2 月末日までに FAX にてご提出ください。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人 神奈川県保育会
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成 29 年度 神奈川県保育事業大会 (平成 29 年 4 月 22 日 (土))

(意見) 研究発表 連絡票 (事前調査) 締切 2 月末日

月 日 報告者名 _____

第一会場 ・配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて (茅ヶ崎・南足柄)

・フリーテーマ

第二会場 ・保育者の資質向上を図る (葉山・寒川)

・フリーテーマ

第三会場 ・家庭や地域との連携による食育の推進 (足柄下郡・伊勢原)

・フリーテーマ

タイトル _____

サブタイトル _____

所属組織 _____

(代表者連絡先)

保育園名 _____ 氏名 _____ 職名 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail: _____

※発表時の機材利用について

スクリーン・プロジェクターについては本会にて手配いたします。

パソコンについて、台数がないので各自持参願います。やむを得ず持参いただけない場合は、事務局にご相談下さい。なお、バージョンによっては、対応できない場合がありますのでご了承下さい。

☆下記に使用予定ソフト・OSをご記入下さい。

(例) ・使用ソフト (パワーポイント 2013 (音声あり)) ・パソコン用OS (Windows8.1) 等

使用ソフト ()

パソコン用OS ()

その他 ()

平成 29 年 2 月 23 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 28 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月23日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、3月9日(木)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

1 日 時 平成 29 年 3 月 16 日(木)16:00～

2 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 3 研修室

3 議 題

(1) 平成 29 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案
について

(2) その他

4 その他

- ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。
- ・ 総会の会場では、14:30～16:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、大変恐縮ですが適宜お待ちください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

総会出欠確認書及び委任状

平成 29 年 3 月 16 日(木)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出 席

欠 席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

(会場準備等の都合により、3月9日(木)までに事務局あてにご返送ください。)

平成 29 年 3 月 日

一般社団法人神奈川県保育会会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「第 51 回神奈川県保育事業大会」の開催について

早春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、県保育会及び県保育士会の円滑な事業運営につきましては、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年恒例の標記保育事業大会を、別紙「開催要綱」のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴園長様はじめ職員皆様方の多数のご参加を頂けますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当日は、「定時総会」も併せて開催いたしますので、出席方についてよろしくお願い申し上げます。

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 22 日（土）午前 10 時～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館（横浜市神奈川区沢渡 4-2）
- 3 参加申込み 別紙 FAX 用紙により、4 月 5 日（水）までに保育会事務局にお申込みください。

FAX 045-311-1837

TEL 045-311-8754

第51回神奈川県保育事業大会参加申込書

(市・町名)

(保育所名)

電話番号

()

☆ 参加者名簿

職名	氏名	午後の希望会場		備考
		第1希望	第2希望	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	

※ 備考欄に、研究発表者は○を、大会被表彰者は◎をご記入ください。

※ 昼食弁当の提供は行っておりませんので、必要に応じて各自ご用意下さい。(研究発表者を除く)

提出期限 (期限厳守) 4月5日 (水)

申込先 神奈川県保育会事務局

FAX 045-311-1837

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「平成 27 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の公表について…………… 1
- ・日本子どもの未来を考える研究会 第 1 回シンポジウム
「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために～子ども・子育て施策・社会的養護施策・障害児施策の垣根を越えて妊娠期から子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉のあり方を考える～」開催のお知らせ…………… 3

「平成 27 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の公表について

厚生労働省は、平成 28 年 12 月 26 日、「平成 27 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を公表しました。

本報告は、モニター病院と公益財団法人日本中毒情報センターからの情報をもとに、家庭用品などによる健康被害の情報を毎年とりまとめているもので、平成 27 年度で 37 回目となり、「皮膚障害」、「小児の誤飲事故」、「吸入事故等」に関する報告で構成されています。

報告件数において上位を占める製品は例年とほぼ変化はなく、小児科領域におけるタバコの誤飲事例は、依然として全報告事例の 2 割近くを占め、両親等の不注意により自ら小児に誤飲させる事例も報告されています。

報告の「2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告」では、原因製品別の集計結果及び考察とともに、使用者や保護者へのアドバイスが以下枠内のとおり挙げられています。

平成 27 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告（抜粋）

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

（1）原因製品の種別の動向

原因と推定された製品を種別で見ると、「タバコ」63 件、「医薬品・医薬部外品」48 件、「プラスチック製品」40 件、「玩具」22 件、「金属製品」19 件、「電池」18 件、「硬貨」14 件、「食品類」13 件、「洗剤類」10 件、「化粧品」6 件の順であり、報告件数上位 10 品目の占める割合は 88.5%であった

（2）～略～

（3）原因製品別の集計結果及び考察

1) タバコ

<保護者へのアドバイス>

- * 誤飲事故の大半は 1 歳前後乳幼児に集中して発生しているので、この時期には特に細心の注意を払うこと。
- * タバコ・灰皿を小児の手の届くテーブルの上等に放置したり、飲料の空き缶、ペットボトル等を灰皿代わりにしたりしないこと。

* タバコを誤飲した場合は、飲料を飲ませず直ちに受診するとともに、受診後も十分経過に注意すること。

2) 医薬品・医薬部外品

<保護者へのアドバイス>

- * 医薬品・医薬部外品は薬理作用があり、誤飲による症状発現、処置事例、入院事例が多く報告されているため、細心の注意を払うこと。
- * 家族等が医薬品を服用している場合には、服用後はそのまま放置せず、小児の手の届かない場所に保管するなど、保管及び管理に留意すること。

3) プラスチック製品、5) 金属製品

<保護者へのアドバイス>

- * 小児が誤飲した場合には、医療機関を受診し、経過を観察するか等の適切な判断を受けること。

4) 玩具

<保護者へのアドバイス>

- * 対象年齢を確認して、適切な大きさ、形状と素材の玩具を与えること。その際、対象年齢外の子どもが使用・誤飲する可能性があることも考えること。
- * 小児が誤飲した場合には、医療機関を受診し、経過を観察するか等の適切な判断を受けること。

6) 電池

<保護者へのアドバイス>

- * ボタン電池は、消化管等にせん孔を起こす可能性があるため、小児の目に付くところや手の届くところに放置しないこと。
- * 誤飲してから時間が経つと取り出せなくおそれがあるため、ボタン電池を誤飲した場合には、直ちに受診すること。

7) 硬貨

<保護者へのアドバイス>

- * 小児の目の付くところや手の届くところに物を置かないように注意すること。
- * 小児が誤飲した場合には、医療機関を受診し、経過を観察するか等の適切な判断を受けること。

8) その他（食品類、洗剤類、化粧品）

<保護者へのアドバイス>

- * 食品の付属物、関連器具、包装等にも注意すること。
- * 洗剤類及び化粧品の使用後は、必ずフタをしっかりと閉めて、決まった置き場所にすぐ戻すよう習慣づけること。
- * 小児の目の付くところや手の届くところに物を置かないように注意すること。
- * 小児が誤飲した場合には、医療機関を受診し、経過を観察するか等の適切な判断を受けること。

報告等は、下記の厚生労働省ホームページに掲載されています。

○厚生労働省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2016年12月 > 「平成27年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を公表します <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000146846.html>

(参考) 家庭用品・化学物質関係ウェブサイト

●化学物質安全対策室のホームページ（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●個々の化学物質情報検索（Webガイド）（国立医薬品食衛生研究所作成のデータベースリンク集）

<http://www.nihs.go.jp/hse/link/webguide.html>

●家庭用品等による急性中毒等の情報（公益財団法人日本中毒情報センター）

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

日本子どもの未来を考える研究会 第1回シンポジウム

「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために ～子ども・子育て施策・社会的養護施策・障害児施策の垣根を越えて妊娠期から 子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉のあり方を考える～」 開催のお知らせ

日本の子どもの未来を考える研究会*（座長：柏女霊峰 淑徳大学教授）は、第1回となるシンポジウム「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために～子ども・子育て施策・社会的養護施策・障害児施策の垣根を越えて妊娠期から子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉のあり方を考える～」を開催します。

*日本の未来を考える研究会とは…（シンポジウムチラシから全保協事務局抜粋）

地域には、さまざまな困り感を抱える子どもと家族が暮らしています。

子育て不安・貧困・DV・虐待・発達障害・医療ケアニーズ・不登校・いじめ・非行・親の精神疾患など多様化しています。しかし、子どもの困り感は、家庭の孤立や福祉サービスの不足や連携のなさなど、底辺でつながっています。様々な相談機関がバラバラになっている状況に対して、それぞれの専門性を活かし横断的なつながりの中で連携して、子どもと家族を支える新たな仕組みを考え、つくり上げようとしている研究会です。

【研究会メンバーには、村松幹子 全国保育士会副会長、藤野興一 全国児童養護施設協議会会長が参画】

プログラム等の概要は以下のとおりです。お申込に際しては、別添のシンポジウムチラシをご利用ください。

すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために ～子ども・子育て施策・社会的養護施策・障害児施策の垣根を越えて 妊娠期から子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉のあり方を考える～

日 時 平成 29 年 2 月 11 日（土） 13：00～16：00（12：30 開場）

プログラム

13：00 始まりの挨拶 ～たてわりのシステムを越えて手をつなごう すべての子どもたちのために～
〈日本の子どもの未来を考える研究会 事務局〉

13：20 基調講演「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために」

講師 柏女 霊峰（淑徳大学教授）

14：20 シンポジウム

【子ども・子育て】 古渡 一秀（全国認定こども園協会副代表理事）

【社会的養護】 藤野 興一（全国児童養護施設協議会会長）

【障害児関係】 光真坊 浩史（江東区子ども発達センター園長）

【里親関係】 藤井 康弘（前厚生労働省社会・援護局障害福祉部長）

○助言者 柏女 霊峰（淑徳大学教授）

○司会 北川 聡子（日本の子どもの未来を考える研究会副座長・社会福祉法人麦の子会）

15：50 終わりの挨拶

【お問合わせ】 日本の子どもの未来を考える研究会 事務局（担当：笠井・鈴木）

〒007-0836 札幌市東区北 36 条東 9 丁目 1 番 1 号（福）麦の子会 内

日本の子どもの未来を考える研究会 第1回 シンポジウム

現在日本では、貧困、虐待、社会的養護、子育て不安、発達障害の増加など、困り感のある子どもたちや家族が増えています。しかし、支援がほしいと思っても相談する場、支援の場、行政の窓口や制度もバラバラで、誰にどこに相談したらいいか、相談につながっても支援がなかったり、なかなか解決の糸口が見つからず、現実に疲れて途方に暮れてしまう子どもと親がいます。このような課題を解決して、すべての日本の子どもたちとその家族が、みんな安心して幸せに暮らすための相談、支援、行政、制度、連携は、どうあったらいいのでしょうか。みなさんと一緒に考える機会にしたいと思います。

プログラム

13:00 始まりの挨拶 ～たてわりのシステムを越えて手をつなごう
 すべての子どもたちのために～
 <日本の子どもの未来を考える研究会 事務局>

13:20 基調講演
 「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために」
 講師 柏女 霊峰
 (淑徳大学教授)

14:20 シンポジウム
 子ども・子育て 古 渡 一 秀 (全国認定こども園協会副代表理事)
 社会的養護 藤 野 興 一 (全国児童養護施設協議会会長)
 障害児関係 光 真 坊 浩 史 (江東区子ども発達センター園長)
 里親関係 藤 井 康 弘 (前厚生労働省社会・援護局障害福祉部長)
 助言者 柏 女 霊 峰 (淑徳大学教授)
 司 会 北 川 聡 子 (日本の子どもの未来を考える研究会副座長
 ・社会福祉法人妻の子会)

15:50 終わりの挨拶

平成29年 2月11日(祝・土)

13:00～16:00 (12:30開場)

会場 日本財団 2階 大会議室
 東京都港区赤坂1丁目2番2号
 日本財団ビル

主催：日本の子どもの未来を考える研究会
 座長 淑徳大学教授 柏女 霊峰
 副座長 (福) 妻の子会総合施設長 北川 聡子

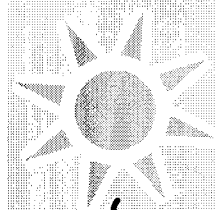
協力：日本財団

参加費：大人1名 500円

お申し込み：下記の「お問合せ」先に、氏名(複姓可)・職種・経験年数・所属・所属住所・連絡先を明記し、FAXまたはメールで申込み下さい。(担当：笠井・鈴木)

お問合わせ：日本の子どもの未来を考える研究会 事務局
 〒007-0836 札幌市東区北36条東9丁目1番1号
 (福) 妻の子会 内

TEL (011) 733-9251 FAX (011) 769-0847
 email: muginoko@muginoko.com



子ども・子育て施策・社会的養護施策・障害児施策の垣根を越えて
 妊娠期から子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉のあり方を考える

すべての子どもが日本の子どもとして
 大切に守られるために



申し込み用紙

ふりがな 名前	職種	経験年数
ふりがな 名前	職種	経験年数
ふりがな 名前	職種	経験年数
住所		
所属	事業所区分（記入例：里親、障害児関係、こども園、など）	
TEL	FAX	E-mail
質問事項等		

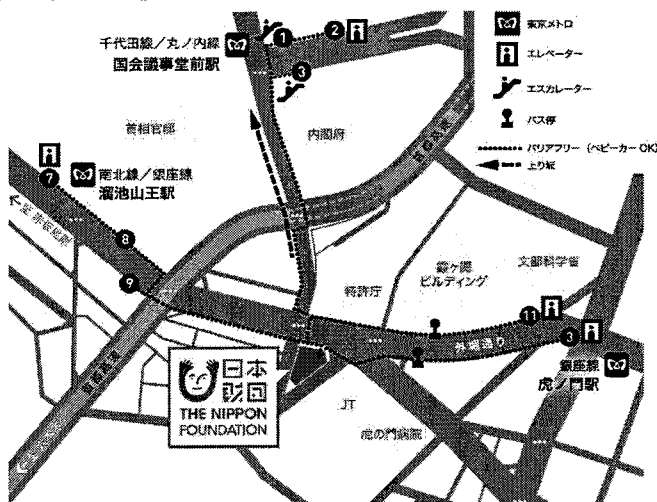
※経験年数は、子ども(児童)の発達支援経験を記入してください。

FAX : 011-769-0847

E-mail : muginoko@muginoko.com

締め切り：平成29年2月3日(金)

《 アクセス 》



◆地下鉄

東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」

＜バリアフリールート＞3番出口よりエレベーターで地上まで上がり、外堀通りを溜池山王方面に直進。JT本社ビル前の信号を渡って正面。徒歩5分。

＜バリアフリールート＞11番出口よりエレベーターで地上まで上がり、溜池山王方面に直進。特許庁前の信号を外堀通りを横断。徒歩5分。

東京メトロ 南北線・銀座線「溜池山王駅」

9番出口より出て、首都高速のガード下の信号を渡り直進。徒歩5分。

＜バリアフリールート＞7番出口は地上までのエレベーターあり。

東京メトロ 丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」

3番出口より首相官邸前を左方向に直進。徒歩5分。特許庁側の歩道に階段あり。

＜バリアフリールート＞丸の内線側2番出口は地上までのエレベーターあり。

◆JR東京駅から

東京メトロ 丸の内線に乗換え→「国会議事堂前駅」（駅間所要時間7分）

*お越しの際には、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願いします。

日本の子どもの未来を考える研究会とは・・・

地域には、さまざまな困り感を抱える子どもと家族が暮らしています。

子育て不安・貧困・DV・虐待・発達障害・医療ケアニーズ・不登校・いじめ・非行・親の精神疾患など多様化しています。しかし、子どもの困り感は、家庭の孤立や福祉サービスの不足や連携のなさなど、底辺でつながっています。様々な相談機関がバラバラになっている状況に対して、それぞれの専門性を活かし横断的なつながりの中で連携して、子どもと家族を支える新たな仕組みを考え、つくり上げようとしている研究会です。

【研究会メンバー】

【座長】 柏女霊峰(淑徳大学教授)、**【副座長】** 北川聡子(社会福祉法人麦の子会)、**【子ども子育て】** 古渡一秀(全国認定こども園協会副代表理事)、村松幹子(全国保育士会副会長)、**【医療】** 米山明(心身障害児総合医療療育センター外来療育部長)、**【社会的養護】** 長谷川寛治(日本ファミリーホーム協議会副会長)、藤野興一(鳥取こども学園・全国児童養護施設協議会会長)、片桐弥生(山形学園・全国児童養護施設協議会)、**【障害児】** 光真坊浩史(江東区こども発達センター園長)、岡崎俊彦(奥中山学園園長)、湯浅民子(ひまわり学園園長)、**【里親支援】** 渡辺守(NPO法人キアアセット)、**【マスコミ関係】** 新井直之(NHK大阪ディレクター)、**【学識経験者】** 大塚晃(上智大学教授)、佐藤まゆみ(和洋女子大学准教授)、新保幸男(神奈川県立保健福祉大学教授)、**【オブザーバー】** 藤井康弘(前厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)、大西延秀(前厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室室長補佐)、加藤正仁(CDS JAPAN会長)、青木建(国立武蔵野学院院長)、**【アドバイザー】** 田中哲(東京都立小児総合医療センター副院長)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」が示される
～「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」のとりまとめ～… 1
- ・「保育士確保集中取組キャンペーン」が始まりました…………… 5

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」が示される ～「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」のとりまとめ～

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（内閣府 座長：無藤 隆 白梅学園大学教授）は、平成 29 年 1 月 10 日、同検討会の最終のとりまとめとなる、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」を示しました（別紙 1）。

これに先立つ平成 28 年 10 月 5 日（水）に開催された第 6 回検討会では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」（案）が示され、各委員から意見が述べられていました。これらの意見は、座長一任で、最終のとりまとめに反映させることとされ、また、12 月 22 日には、関係団体との検討会も実施されたところです（本ニュース No.16-47 にて既報）。

今般示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」は、それらの意見を踏まえ、とりまとめられたものです。

改訂の方向性として、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性を図ることが示され、保育所保育指針の改定における、「乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記述の充実」、「保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」等や、幼稚園教育要領の改訂における、「幼児期において育みたい資質能力の整理と評価の在り方」、「幼児期の終わりまでに育てたい姿の明確化」等と整合性を確保し、改訂教育・保育要領の記述内容に反映させることとされました。

また、「在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮」、「2 歳児から 3 歳児への移行に当たっての配慮」、「子育ての支援について」等の、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の記述を充実させることとされました。

「その他の課題」として、「特別に支援を要する子どもへの配慮」、「研修の重要性・資質の向上」等について、要領本文または解説書等に盛り込まれる見込みです。

なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂については、今後、平成 28 年度内に大臣告示、平成 29 年度の 1 年間を周知期間とし、平成 30 年度からの施行が予定されています。

平成 28 年 10 月 5 日の第 6 回検討会で示された案からの変更点は以下のとおりです。

「第 6 回幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」で示された案からの主な変更点 ※事務局整理。下線部が変更箇所

第 6 回（平成 28 年 10 月 5 日）案	審議のまとめ（平成 29 年 1 月 10 日）
序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて (1 ページ)	
<p>認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できること、また、地域において必要とされている子育ての支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場へ参加することができる施設である。</p>	<p>認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できること、また、地域において必要とされている子育ての支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場として利用できる施設である。</p>
<p>今般、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定のための検討や平成 27 年 4 月に子ども子育て支援新制度とともに、新たな幼保連携型認定こども園制度が施行されたが、この間の実践を踏まえた知見を盛り込んだ方が良いのではないかと意見を受け、教育・保育要領の改訂すべき内容、特に、幼保連携型認定こども園として配慮すべき事項を中心に、平成 28 年 6 月より 6 回にわたり検討を行い、この度、「審議のまとめ」としてこれまでの議論の取りまとめを行った。</p>	<p>今般、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に向けた検討が行われており、その内容を反映させる必要がある。また、この間の実践によって蓄えられた知見を反映させるべきとの意見を受け、幼保連携型認定こども園として配慮すべき事項を中心に、平成 28 年 6 月より 6 回にわたり検討を行い、この度、「審議のまとめ」としてこれまでの議論の取りまとめを行った。</p>
I. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の方向性	
1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性	
(1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性 (2 ページ)	
(小学校との接続)	(幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化)
(2) 保育所保育指針の主な改定の方向性	
(保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ) (3 ページ)	
<p>○ 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実させる。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保する。</p>	<p>○ 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方、<u>小学校との接続等</u>について記載内容を充実させる。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保する。</p>
2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実	

(1) 在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮について	
(学びの連続性・発達の連続性)	(4 ページ)
○ 多様な子どもたち一人一人の乳児期からの発達の連続性とそれに応じた学びの連続性を押さえながら、 <u>子どもたちの育ちを確保していく</u> 。その上で、園での環境と家庭との連携について明記する。	○ <u>在園期間や時間等が異なる多様な園児一人一人の乳児期からの発達の連続性とそれに応じた学びの連続性を押さえながら、園児一人一人の育ちを確保していく</u> 。その上で、園での環境と家庭との連携について明記する。
(教育及び保育に関する全体的な計画の作成)	
(6 ページ)	(6 ページ)
○ 教育及び保育時間が異なる園児がいること、在園期間が異なる園児がいることなどを前提に、 <u>修了までに育てたいことに視点を置きながら、教育及び保育の全体的な計画を策定する</u> ということが重要である。	○ 教育及び保育時間が異なる園児がいること、在園期間が異なる園児がいることなどを前提に、 <u>幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を踏まえながら、教育及び保育の全体的な計画を策定する</u> ということが重要である。
(2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について	
(新入園児や他園から転園してくる園児に対する配慮)	
(6 ページ)	(6 ページ)
○ 3歳児から <u>新しく入園する園児の</u> 、3歳児までの育ちの理解、受け止め等、家庭との連携の下、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要である。	○ 3歳児から <u>入園する園児や他園から移行してくる園児の</u> 、3歳児までの育ちの理解、受け止め等、家庭との連携の下、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要である。
(新たな3歳児の学級をつくっていくための配慮)	
(7 ページ)	(7 ページ)
○ <u>経験の違う園児が一緒に過ごすことで教育及び保育の内容が豊かになるが</u> 、4月当初は、2歳児の学級から移行する園児と3歳児で <u>新たに</u> 入園する園児がそれぞれ、安心して過ごす時間や空間が必要である。例えば、 <u>新たに</u> 入園した園児については段階を踏んで合流するなど、落ち着いて過ごすことが出来るよう、柔軟で弾力的な対応が必要である。	○ <u>集団生活の経験年数の違う園児が一緒に過ごすことで教育及び保育の内容が豊かになるが</u> 、4月当初は、2歳児から移行する園児と3歳児で入園する園児がそれぞれ、安心して過ごす時間や空間が必要である。例えば、 <u>それぞれの園児が</u> 段階を踏んで合流するなど、 <u>学級全体が</u> 落ち着いて過ごすことが出来るよう、柔軟で弾力的な対応が必要である。
(3) 子育ての支援に当たっての配慮について	
(子育ての支援全般にかかわること)	
(7 ページ)	(7 ページ)
○ 子育ての支援は、全国一律の問題ではない。各地域や家庭、園にとってどのような形で行うことが望ましいのか、園の基本理念や特色等を十分に生かしながら子育ての支援を考えていくことが重要である。	○ 子育ての支援の <u>在り方</u> は、全国一律の問題ではない。各地域や家庭、園にとってどのような形で行うことが望ましいのか、園の基本理念や特色等を十分に生かしながら子育ての支援を考えていくことが重要である。
(地域の保護者に対する子育ての支援)	
(8 ページ)	

○ 地域の未就園児だけではなく、小・中学生などが遊びに来るなど人的・物的環境を整えることで、いろいろな子どもたちがつながっていくことができる。地域の中の <u>ハブ的な役割や機能を有していく</u> ように、次世代育成の視点も含めた支援について具体的に示した方が <u>良い</u> 。	○ 地域の未就園児だけではなく、小・中学生などが遊びに来るなど人的・物的環境を整えることで、いろいろな子どもたちがつながっていくことができる。地域の中の <u>核として、乳幼児期の教育及び保育のセンター的な役割や機能を有していく</u> ように、次世代育成の視点も含めた支援について具体的に示す。
Ⅱ. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し	
2. 具体的な章構成（案）	
第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	
第1 ねらい及び内容 (10ページ)	
2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関わるねらい及び内容	2 満1歳以上満3歳未満の園児の <u>教育及び保育</u> に関わるねらい及び内容
第4章 子育ての支援 (10ページ)	
第1 子育ての支援の <u>基本</u>	第1 子育ての支援全般にかかわる事項
第2 保護者に対する子育ての支援	第2 <u>幼保連携型認定こども園の園児の保護者</u> に対する子育ての支援
第3 地域における子育ての支援	第3 地域における子育て <u>家庭の保護者等</u> に対する支援
Ⅲ. その他の課題 (11ページ)	
(研修の重要性・資質向上)	(<u>研修体系・体制の充実と研修による資質向上</u>)
○ 保育教諭等の力量形成を支える仕組みや要素として、研修の重要性が上げられる。 <u>例えば、園外の研修や、実際に保育を見合っ</u> て学び合う公開保育など、 <u>他園（大学なども含む）他機関との連携による研修など、園内での研修にとどまらず、広範囲で考えていくと良い。</u>	○ 保育教諭等の力量形成を支える仕組みや要素として、研修の重要性が上げられる。 <u>幼保連携型認定こども園の機能に鑑み、教育及び保育の内容に関する研修のみにとどまらず、子育ての支援に関する研修を一体的・体系的に行い、保育教諭等の力量をつけていく必要がある。</u>
○ 園内での職務の役割や機能を明確化し、研修体系の充実を図る必要がある。その際、 <u>教育及び保育の内容に関する研修にとどまらず、子育ての支援に関する研修も行い、保育教諭等の力量をつけていく必要がある。</u>	○ 園内での職務の役割や機能を明確化し、研修体制の充実を図る必要がある。その際、 <u>園外の研修や、実際に保育を見合っ</u> て学び合う公開保育など、 <u>他園（大学なども含む）他機関との連携による研修など、園内での研修にとどまらず、広範囲で考えていくと良い。</u>

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」は、内閣府のホームページでご覧いただけます。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 認定こども園 > 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 ※「審議のまとめ」PDF ファイル

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

「保育士確保集中取組キャンペーン」が始まりました

平成 29 年度末までの待機児童解消を目指し、厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育の受け皿拡大を進めていますが、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠です。

平成 28 年 11 月の有効求人倍率は 2.34 倍（全国で最も高い東京都では 5.68 倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

このため、本年 4 月の保育士確保に向けて、昨年度も実施された「保育士確保集中取組キャンペーン」が 1 月～3 月の間で実施されます。

具体的には、国としてリーフレットを活用した未就業保育士等への呼びかけ、新規で保育士資格を取得した方への働きかけ、厚生労働省 twitter など SNS を活用した情報発信、保育関係団体と連携した保育士確保に向けた PR 活動の実施、ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトの集中的支援を推進することとしています。

また、都道府県等においても、未就業保育士に対する保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申し込みの呼びかけ、保育士の確保が困難な状況にある保育園等への働きかけ等に取り組むものとしています。

加えて、都道府県等の保育士・保育園支援センター及びハローワークとの連携等として、以下枠内の事例のような取組について、当該事例等を参考に、地域の実情に応じ、ハローワークへの協力依頼を行い、連携が図られます。

事例：

- ① 都道府県等において来年 4 月に向けて保育士の確保が難しい保育園等を把握
- ② 都道府県等から都道府県労働局に対し、把握した保育園等の名簿及び保育士・保育園支援センターが保有する求人情報を提供し、ハローワークでの積極的な求人紹介を依頼
- ③ 依頼を受けた都道府県労働局を通じ、ハローワークにおいて積極的な就職あっせんを実施

詳細は、以下の URL 及び別添のリーフレットをご参照ください。

厚生労働省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2017 年 1 月 > 「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施します <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148745.html>

**幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する
審議のまとめ**

平成28年12月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

目 次

<u>序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて</u>	1
<u>I. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の方向性</u>	2
1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性	
(1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性	
(2) 保育所保育指針の主な改定の方向性	
2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実	4
(1) 在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮について	
(2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について	
(3) 子育ての支援に当たっての配慮について	
<u>II. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し</u>	9
1. 見直しの方向性	
2. 具体的な章構成（案）	
<u>III. その他の課題</u>	11
<u>参考資料</u>	12

序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて

認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できること、また、地域において必要とされている子育ての支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場として利用できる施設である。

我が国の就学前の子どもに対する教育・保育については、従来、満3歳からの子どもを対象に1日4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育を必要とする0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所により担われてきた。

幼稚園と保育所は、その目的及び役割を異にしており、それぞれの社会的ニーズに応じて発展してきたものであるが、近年の社会構造・就業構造等の著しい変化を背景として就学前の子どもに関する教育・保育のニーズが多様化してきたため、従来の枠組みを超えた柔軟な対応が必要とされてきた。

そこで幼稚園と保育所の両方の役割を果たすことができる新しい形態の施設として、平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）」が制定され、認定こども園制度がはじまった。その後、平成24年に同法の一部改正が行われ、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度とともに施行された。

新たな幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めた幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「教育・保育要領」という。）は、平成26年4月に内閣府・文部科学省・厚生労働省で共同告示を行い、平成27年4月から施行された。

この教育・保育要領の内容を定めるに当たっては、認定こども園法第10条第2項において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないとされている。

今般、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に向けた検討が行われており、その内容を反映させる必要がある。また、この間の実践によって蓄えられた知見を反映させるべきとの意見を受け、幼保連携型認定こども園として配慮すべき事項を中心に、平成28年6月より6回にわたり検討を行い、この度、「審議のまとめ」としてこれまでの議論の取りまとめを行った。

I. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂の方向性との整合性

以下の幼稚園教育要領の改訂の方向性と保育所保育指針の改訂の方向性を受けて、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容に反映させる。

(1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性

(幼児教育において育みたい資質・能力の整理)

- 「高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点等を共有しながら、幼児教育において育みたい資質・能力を「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の三つに整理し、遊びを通しての総合的な指導を行う中で一体的に育む。

(幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの確立)

- これらの資質・能力を育てていくため、幼児の調和の取れた発達を目指し、具体的なねらいや内容を組織するとともに、PDCAサイクルの確立等の側面からカリキュラム・マネジメントの機能を十分発揮し、幼児の実態を踏まえた教育課程を編制するとともに、改善・充実を図る。

(資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実)

- 現在の5領域を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図る。また、自己制御や自尊心などいわゆる非認知的能力の育成など、現代的な諸課題等を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに、預かり保育や子育ての支援も充実する。

(幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化)

- 幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図るため、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善する。

(幼児期にふさわしい評価の在り方)

- 幼児期にふさわしい評価については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化の方向性等を踏まえ、改善を図る。

(学びや指導の充実と教材の充実)

- 幼児の障害の状態や生活の中で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、「困難な状況」に対する「手立て」等の例を示す。また、教員による日々の継続的な教材研究の必要性などについて明確化を図る。

(2) 保育所保育指針の主な改定の方向性

(乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実)

- この時期の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別の項目を設けるなど記載内容を充実する。
(発達の特性と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載)

(保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ)

- 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育てほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方、小学校との接続等について記載内容を充実させる。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保する。

(子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し)

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直す。

(保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性)

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実する。

(職員の資質・専門性の向上)

- 職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実する。

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

(1) 在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮について

幼保連携型認定こども園は、異なる背景を持つ園児同士が共に生活する中で、自己を発揮しながら互いに刺激し合い育ち合っていく環境にある。その特性を生かすために、以下の配慮が重要である。

(発達の連続性・学びの連続性)

- 在園期間や時間等が異なる多様な園児一人一人の乳児期からの発達の連続性とそれに応じた学びの連続性を押さえながら、園児一人一人の育ちを確保していく。その上で、園での環境と家庭との連携について明記する。
- 教育及び保育は、園児が登園してから降園するまでの一日を通して行われること、また、入園から修了まで、在園期間全体を通して行われるということを明記する。

(一日の生活の流れ)

- 園児の生活の連続性を考える際に、園児一人一人の一日の生活の流れを意識しながら、園生活を組み立てていくという視点を持つことが重要である。
- 短時間で降園する園児と長時間過ごす園児の人数比や保育室の配置などで、一日の過ごし方や環境の作り方が違う。それぞれの園の状況によって、一日の生活の流れをどうつくっていくかということを考えた創意工夫が必要である。
- 教育課程に係る教育時間は、在園時間等が異なる多様な園児が一つの学級を形成することで、様々な刺激を互いに受け、学級全体の活動が豊かになっていく。そのための環境や活動等の工夫を、学級担任が計画的に見通しを持って行うことが重要である。
- 一日の生活の流れの中で、教育課程に係る教育時間とその他の時間を一体的に捉えて、園児の一日の自然な流れをつくり出すことが重要である。このため、教育課程に係る教育時間での遊びなどに配慮しながら、その後の環境構成について工夫したり、園児の過ごす場や担当の保育教諭等が替わる場合などは、保育教諭等の間で情報交換を行ったりするなど、緊密な連携が必要である。
- 在園時間等、一日の生活リズムの異なる園児と一緒に生活することを念頭に置き、例えば、活動内容や時間の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるようにするなどの配慮をすることが望ましい。

- 教育課程に係る教育時間外の教育及び保育は、安心してゆったりと過ごせる場所と時間の確保を前提としながら、園児の自然な活動の欲求を満たせるようにすることが重要である。
- 教育課程に係る教育時間外の教育及び保育は、学級とは異なる園児や保育教諭等と出会い、園児の交流や経験が広がる時間でもあり、他の時間帯では見られない育ち合いも見られる。教育課程に係る時間の内容と切り離すのではなく、緩やかに関連を持たせながら、この時間帯ならではの経験ができる内容を積極的に位置づけることが望ましい。そのための教材研究等も重要である。
- 午睡に関して、現行の教育・保育要領の記述を踏襲した形で一律にしないことを記述するとともに、安全な午睡環境について具体的に明記する。

(指導計画作成)

- 指導計画の作成においては、一日の生活を見通して作成する必要がある。その際、一日の様々な時間を担当する保育教諭等が話し合い、協力して作成することが望ましく、その過程で、園児の理解を深め、教育及び保育の方向性を共有することが重要である。
- 多様な生活経験や興味を持つ園児が集うことで、遊び方の違いから遊びが混じり合い、面白い遊びが生まれる。また、魅力的な遊びは、園児の興味を引き、つながりをつくる。園児自らが、「面白そう」「やってみたい」と思える遊びに取り組むなど、園生活の主体として実感を持てるよう、保育教諭等が意図的、計画的に豊かな環境を構成することが望ましい。
- 満3歳未満の園児に関しては、情緒の安定や身近な大人との情緒的な絆を深めることが極めて重要であることを明記する。
- 3歳児以降でも個別の配慮を豊かにしていくことが、多様性の中では大事である。3歳児以上の教育及び保育においても、園児一人一人についての個別の理解と配慮が必要であり、指導計画にも反映させることが望ましい。
- 一時預かり事業などの活動と長時間在園する園児の教育及び保育とを合同で行う場合、それぞれの生活を前提とした配慮事項をもち、それらを踏まえた上での計画を立てる必要がある。

(登園する園児と登園しない園児がいる期間中の配慮)

- 登園する園児と登園しない園児がいる期間中は、家庭と園で過ごす園児がいることを前提にした、それぞれの園児や保護者に対する配慮が必要であり、全園児での園生活が再開する際、それぞれの多様な経験が生かされるようにするとともに、生活が円滑に始められるように、以下のような工夫をすることが重要である。

- 登園する園児と登園しない園児がいる期間中は、家庭や地域の実態等を踏まえ、その時期にしかできない活動を計画したり、外部の人材を活用したりなどの工夫をすることが望ましい。
- 登園する園児と登園しない園児がいる期間中に係る、保護者への情報提供や配慮の要請などについては、園児の実態に応じた工夫をすることが望ましい。

(教育及び保育に関する全体的な計画の作成)

- 教育及び保育時間が異なる園児がいること、在園期間が異なる園児がいることなどを前提に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえながら、教育及び保育の全体的な計画を策定するということが重要である。
- 「全体的な計画」について、現行の解説には、園児の園生活全体を捉えた計画であることや、一時預かり事業などとして行う活動のための計画など、いろいろなものが関連づけられているが、十分には理解されていない。解説では具体的に分かりやすく示す必要がある。

(2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について

満3歳以上になると、同一学年の園児で編制される学級による集団の中で過ごすようになる。また、3歳児からの新入園児も多くなるため以下の配慮が重要である。

(2歳児から3歳児の学級へ移行する園児に対する配慮)

- 2歳児後半から3歳児以上の園児との交流の機会をつくりながら、園児一人一人が期待感や安心感をもって3歳児の学級に移行できるようにすることが望ましい。
- 2歳児から移行する園児が安定して過ごせることが、新入園児の安定にもつながる。受け入れる場や人の連続、保育教諭等の連携など、2歳児から移行する園児が安定して過ごせるように配慮することが望ましい。

(新入園児や他園から移行してくる園児に対する配慮)

- 3歳児から入園する園児や他園から移行してくる園児の、3歳児までの育ちの理解、受け止め等、家庭との連携の下、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要である。
- 一時預かりや親子登園の場などを活用し、新しく入園する園児が、4月から円滑に園生活を開始できるよう、各園の状況に応じた工夫をしていくことが望ましい。

- 家庭から離れて集団生活が初めてとなる3歳児に対しては、園生活のリズムや園での生活習慣に慣れるまでの個人差を考慮する必要がある。
- 小規模保育や家庭的保育等から受け入れる園児も考えられる。その際には、引継ぎを円滑に行うことで、その園児の発達や学び等の連続性を図ることが重要である。保育所児童保育要録のような園児の記録の活用等も検討が必要である。
- 移行してくる園児がいると見込まれる施設等とは、日頃から連携し、一人一人の園児の発達や学び等の連続性を図ることが望ましい。

(新たな3歳児の学級をつくっていくための配慮)

- 集団生活の経験年数の違う園児と一緒に過ごす3歳児の学級では、園児及び保護者と担任の保育教諭等が信頼関係を築くとともに、2歳児から移行する園児と3歳児から入ってくる園児同士のつながりをつくっていくことが重要である。
- 集団生活の経験年数の違う園児と一緒に過ごすことで教育及び保育の内容が豊かになるが、4月当初は、2歳児から移行する園児と3歳児で入園する園児がそれぞれ、安心して過ごす時間や空間が必要である。例えば、それぞれの園児が段階を踏んで合流するなど、学級全体が落ち着いて過ごすことが出来るよう、柔軟で弾力的な対応が必要である。

(3) 子育ての支援に当たっての配慮について

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法により子育ての支援を行うことを義務付けられている。また、園にとって子育ての支援は、重要な役割の一つである。在園及び地域の保護者に対する子育ての支援に当たり、以下の配慮が重要である。

(子育ての支援全般にかかわること)

- 子育ての支援は、一方的に保護者が支援の受け手となるのではなく、園も保護者からの情報や思いを受け止め、教育及び保育に生かすなど、園と保護者が共に子どもの育ちを支えていく関係性を築くことが望ましい。
- 子育ての支援の在り方は、全国一律の問題ではない。各地域や家庭、園にとってどのような形で行うことが望ましいのか、園の基本理念や特色等を十分に生かしながら子育ての支援を考えていくことが重要である。
- 子育ての支援を行うことは、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会となる。また、地域の関係機関等との連携を図ることによって、園全体の体制構築等にもつながっていく。保育教諭等は、教育及び保育の経験の中で得たことを子育ての支援に生かしていくとともに、子育ての支援から得た経験を、日常の教育及び保育に生かしていくことが重要である。

(在園児の保護者に対する子育ての支援)

- 生活形態が異なる保護者間の相互理解や交流が深まるよう工夫すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合うなどの視点も重要である。
- 保育教諭等が専門性を発揮することによって、保護者が、我が子やその周りの園児の成長に気付き、子育ての喜びを感じられるようにすることが重要である。
- 保育教諭等は、保護者の子育ての大変さや様々な感情を受け止め、寄り添いながら、支援していくことが望ましい。

(地域の保護者に対する子育ての支援)

- 子育ての支援を行うに当たり、様々な専門機関や専門職と日頃から連携をとり、園内の体制づくりに努めることが重要である。
- 地域の専門機関、自治体等様々な地域の関係機関と協力することにより、園で実施している事業等、気軽な雰囲気ですべての話を聞いたり、相談したりすることができる機会をつくるなど、地域の保護者が参加しやすく、また、それぞれの状況に合わせた支援を受けられるような工夫が重要である。
- 子育ての支援における「予防」的機能を重視し、例えば保育教諭等が、保護者との日常的なやりとりや些細な話の中から悩み等に気付き、声かけをしたり、また、悩みを打ち明けやすい雰囲気をつくったりするなど、園によるきめ細やかな子育ての支援が、保護者の安心感につながるようにすることが望ましい。
- 地域の未就園児だけではなく、小・中学生などが遊びに来るなど人的・物的環境を整えることで、いろいろな子どもたちがつながっていくことができる。地域の中の核として、乳幼児期の教育及び保育のセンター的な役割や機能を有していくように、次世代育成の視点も含めた支援について具体的に示す。

Ⅱ. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 見直しの方向性

- 現行の教育・保育要領は、平成27年4月に施行されたばかりであり、基本的構成は維持しつつも、幼稚園教育要領、保育所保育指針の見直しの方向性との整合性をとりつつ、必要な章立ての見直し等を行うこととする。
- そのなかで、現行の教育・保育要領第1章総則第3幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項に記載されている「健康及び安全」、「子育ての支援」については、子育て環境の変化や災害に対する危機管理等、今日的課題を受けて、新たに章立てすることが適当である。
- 幼保連携型認定こども園特有の事項である、「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」については、新たに章立てするのではなく、現行の教育・保育要領同様、総則に載せることが適当である。

※ 幼稚園教育要領の改訂、保育所保育指針の改定の修正等に伴い、変更の可能性がある。

2. 具体的な章構成（案）

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

- 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
- 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標

第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第1 ねらい及び内容

- 1 乳児期の園児の教育及び保育に関わるねらい及び内容
- 2 満1歳以上満3歳未満の園児の教育及び保育に関わるねらい及び内容
- 3 満3歳以上の園児の教育及び保育のねらい及び内容
健康・人間関係・環境・言葉・表現

第2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第3章 健康及び安全

第1 健康支援

第2 環境及び衛生管理並びに安全管理

第3 食育の推進

第4 災害への備え

第4章 子育ての支援

第1 子育ての支援全般にかかわる事項

第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

Ⅲ. その他の課題

(特別に支援を要する園児への配慮)

- 認定こども園法第26条では、幼保連携型認定こども園において、障害のある園児などに対し、障害による学習上、または、生活上困難を克服するための教育及び保育を行うこととなっている。
- 今回の学習指導要領の改訂（幼稚園教育要領の改訂）及び保育所保育指針の改定との整合性を図りながら、幼保連携型認定こども園教育・保育要領または、解説等に内容を反映させる必要がある。

(研修体系・体制の充実と研修による資質向上)

- 保育教諭等の力量形成を支える仕組みや要素として、研修の重要性が上げられる。幼保連携型認定こども園の機能に鑑み、教育及び保育の内容に関する研修のみにとどまらず、子育ての支援に関する研修を一体的・体系的に行い、保育教諭等の力量をつけていく必要がある。
- 園内での職務の役割や機能を明確化し、研修体制の充実を図る必要がある。その際、園外の研修や、実際に保育を見合って学び合う公開保育など、他園（大学なども含む）他機関との連携による研修など、園内での研修にとどまらず、広範囲で考えていくと良い。

(周知に向けた取り組み)

- 教育・保育要領の改訂に合わせ、その具体的な内容等について解説書によって明らかにする。
- 幼保連携型認定こども園の趣旨・内容等が日々の教育及び保育に携わっている現場の保育教諭等、関係者に十分に理解され活用されるよう、その趣旨や内容等を、より平易な言葉を使用しつつ解説書を作成することが必要と考えられる。
また、研修の充実と共に、認定こども園の関係者や行政担当者等に向けた説明会等による周知が必要である。
- 他校種の教職員、また、保育教諭、幼稚園教諭や保育士の養成機関等にも改訂の趣旨の周知が図られるよう工夫が必要である。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する
検討会 委員名簿

秋田喜代美	東京大学大学院教授
阿部 和子	大妻女子大学教授
大日向雅美	恵泉女学園大学学長
岡村 宣	認定こども園ポプラの木園長
神長美津子	國學院大学教授
○ 汐見 稔幸	白梅学園大学学長
鈴木みゆき	和洋女子大学教授
砂上 史子	千葉大学准教授
田中 雅道	光明幼稚園園長
寺田 清美	東京成徳短期大学教授
橋本 真紀	関西学院大学教授
三代川紀子	浦安市立猫実保育園園長
◎ 無藤 隆	白梅学園大学教授
山下 文一	高知学園短期大学准教授
横山真貴子	奈良教育大学教授
渡邊 郁美	新宿区立あいじつ子ども園園長
渡邊 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園園長

◎座長 ○座長代理

【五十音順、敬称略】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する
検討会 開催経過

第1回 平成28年6月6日（月）

- ・ 座長等の選任について

第2回 平成28年7月6日（水）

- ・ 認定こども園関係委員からのヒアリング等について

第3回 平成28年8月2日（火）

- ・ 第3回検討会に向けた検討課題案等について

第4回 平成28年8月30日（火）

- ・ 審議のまとめ（素案）について
- ・ さらに検討を要する課題等について

第5回 平成28年9月16日（金）

- ・ 審議のまとめ（案）について

第6回 平成28年10月5日（水）

- ・ 審議のまとめ（案）について

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 審議のまとめ（概要）

背景（改訂の必要性）

- ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等と、それとの整合性の確保
- ・ 新しい幼保連携型認定こども園制度の施行後の実践を踏まえた知見からの対応

I 教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂の方向性と整合性の確保

- (1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性
- ・ 幼児期において育みたい資質能力の整理と評価の在り方
 - ・ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化等
- (2) 保育所保育指針の主な改訂の方向性
- ・ 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
 - ・ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性等

整合性を確保し
つつ、教育・保育
要領の記述内容
に反映させる

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

- (1) 在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮
在園期間や時間が異なる多様な園児同士が共に生活する中で、自己を発揮しながら互いに刺激しあう育ちあっている環境にあるという幼保連携型認定こども園の特性を活かすための配慮について記載。
- (2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮
満3歳以上になると、同一学年の園児で編成される学級による集団活動の中で過ごすようになること、また3歳児からの新入園児も多くなること等を踏まえた配慮事項について記載。
- (3) 子育ての支援について
幼保連携型認定こども園にとつての子育ての支援は、認定こども園法で義務づけられているだけでなく、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会であるとともに、地域との連携強化にもつながるものであること等をふまえた配慮事項についての記載。

III その他の課題

幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等との整合性を図りつつ、以下の項目等について、教育・保育要領または解説書等に盛り込んでいく。
… 特別に支援を要する子どもへの配慮、研修の重要性・資質の向上、周知に向けた取組 等

II 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則

- ① 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
 - 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標
- ② 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりのまでに育ってほしい姿

- ① ねらい及び内容
- 1 乳児期の園児の保育に関わるねらい及び内容
 - 2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関わるねらい及び内容
 - 3 満3歳以上の園児の教育及び保育のねらい及び内容
- ② 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第3章 健康及び安全

- ① 健康支援 ② 環境及び衛生管理並びに安全管理
③ 食育の推進 ④ 災害への備え

第4章 子育ての支援

- ① 子育ての支援の基本 ② 保護者に対する子育ての支援
③ 地域における子育ての支援

今後のスケジュール

今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間において平成30年度から施行予定。

保育士資格をお持ちの皆さまへ

～ 子どもたちの笑顔のために ～ 保育の現場があなたを待っています

保育園等を増やすためには、保育士の方々が必要です!!



保育士は、将来を担う子どもたちの発達を促し、子どもたちの日々の成長を実感することができる、魅力のある仕事です。

保育士資格を活かし、子どもたちの未来のためにご活躍ください。

皆さまに保育士として活躍していただけるよう、厚生労働省では、次のような取組を行っています。

- 民間の保育園等で働く保育士の給与を平均3.3%改善! (※)
- さらに、技能・経験に応じて月額最大4万円の給与改善! (※)
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート!
- 保育園の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に!

(※) 平成29年4月から実施予定。数値は、保育園等に対する運営費の補助金上の改善水準です。

厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。

保育園等を増やすためには、保育の担い手となる保育士の方々が必要です。保育士の方々が保育現場でやりがいを感じながら安心して働き続けることができるよう、厚生労働省では様々な取組を行っていますので、ぜひご活用ください。

具体的な取組内容は、裏面をご参照ください。

まずは、お近くの「保育士・保育園支援センター」への登録、
またはハローワークへの求職申込みをお願いします。

保育士・保育園支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへ、以下のような相談・支援を行っています。お気軽にご相談ください。

- ・ 保育士としての就職に向けた相談
- ・ 勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育園のあっせん
- ・ 就職面接会などの開催や、ご案内

保育士・保育園支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

皆さまに保育士として働いていただくために

厚生労働省の取組

民間保育園で働く保育士の給与を改善！ ※平成29年4月から実施予定

- 保育士の給与を平均3.3%改善（月額1万円程度）します。

※平成24年度以降のこれまでの取組と合わせると、約10%（月額3万2千円程度）改善

- さらに、上記に加えて、キャリアアップの仕組みを作り、技能・経験に応じて月額5千円から4万円の給与の改善を行います。

※「技能・経験」には過去の保育士経験も含まれます。

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- 保育士・保育園支援センターでは、ブランクがあることで保育士としての職場復帰に不安のある方を対象として、職場復帰のための保育実技研修などを行っています。

保育士の職場復帰を強力に後押し！

- 保育士として職場復帰する際に、就職準備金（上限40万円）の貸付や未就学児がいる場合の保育料の一部貸付を行っています。

※いずれも2年間の勤務で返済を免除

保育園の勤務環境を改善し、保育士が働きやすい職場に！

- 保育士の勤務環境を改善するため、次のような取組を実施しています。

・ 保育士の業務負担を軽減するため、保育士の業務を補助する保育補助者の雇用を支援しています。

・ 保育園でのICT（情報通信技術）の活用による書類作成業務の省力化を支援しています。

・ 3歳児の保育において、保育士を手厚く配置している場合に、保育園等の運営費を上乗せしています。（通常であれば子ども20人につき保育士が1人必要となるところ、子ども15人につき保育士1人を配置できるように支援）

・ 保育士のための宿舎の借り上げを支援（上限月額8万2千円）しています。

注) 一部の自治体では、上記の職場復帰や勤務環境改善に関する取組を実施していないことがあります。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・独立行政法人福祉医療機構が「平成 27 年度 保育所の経営状況について」を公表…………… 1
- ・「保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー～保育実践の振りかえりと第三者評価の活かし方～」開催のお知らせ…………… 2
- ・大阪府が「子ども施設と地域との共生に向けて 子ども施設環境配慮手引書」を公表
～騒音等の苦情を未然防止する対策手法等を紹介～…………… 2
- ・「保育園・認定こども園における地域貢献事業」10 周年企画セミナー
「社会福祉法人だからできる！子どもの貧困へのチャレンジ」開催のお知らせ…………… 3

独立行政法人福祉医療機構が 「平成 27 年度 保育所の経営状況について」を公表

平成 29 年 1 月 13 日、独立行政法人福祉医療機構は「平成 27 年度 保育所の経営状況について」を公表しました。

福祉医療機構では、毎年度、貸付先の経営状況について調査を行っており、平成 27 年度の保育所の経営状況について分析が行われたものです。分析の対象は、開設後 1 年以上経過した認可定員数 20 人以上の認可保育所 4,214 施設です（夜間保育所および認定こども園を除く）。

以下、概要のみ抜粋いたします。詳細については別添をご参照ください。

平成 27 年度 保育所の経営状況について

- 収支状況は増収増益。サービス活動増減差額比率は対前年度 2.5 ポイント増の 7.6%となり経営状況は好転。
- 赤字施設はサービス活動収益、サービス活動費用ともに黒字施設よりも厳しい状況。とくにサービス活動収益の増加率が低い状況。
- 大都市圏の赤字施設は人件費が高いことが、地方部の赤字施設は在所児 1 人 1 月当たり収益が低いことが、赤字の主要因。
- 保育所を複数運営している法人の施設の方が単独運営の施設よりも経営状況は安定。
- 定員 60 人以下の施設は、サービス活動増減差額比率 9.5%と他の定員規模と比較しもっとも高くなっており、経営状況は安定。

※抜粋、全保協事務局

「保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー ～保育実践の振りかえりと第三者評価の活かし方～」 開催のお知らせ

全国社会福祉協議会では、社会福祉事業に携わる皆さまの資質向上にむけて、標記セミナーを開催いたします。

保育所保育指針は平成30年度に改定施行を迎え、これまで以上に保育の「質」の向上に係る機運が高まる中、全国保育協議会会員の皆さまのさらなる資質向上にご活用いただくべく、周知を図るものです。

セミナーの詳細につきましては、別添の開催要綱をご参照ください。

【セミナーの内容等に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部（^{みやうち}宮内、^{たかの}高野）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 / FAX. 03-3580-5721

E-mail: z-seisaku@shakyo.or.jp

大阪府が「子ども施設と地域との共生に向けて 子ども施設環境配慮手引書」を公表 ～騒音等の苦情を未然防止する対策手法等を紹介～

平成29年1月12日、大阪府は「子ども施設と地域との共生に向けて 子ども施設環境配慮手引書」を公表しました。

近年みられる、保育所、認定こども園等の施設から出る音や送迎時の問題による地域とのトラブルを背景に、施設における騒音等の苦情を未然防止することを目的に作成されています。

手引書では、施設に寄せられた苦情等をもとに、その対策手法を紹介しており、対応が難しい「音」については、近隣への配慮や対策を効果的に行えるようにその性質についても解説しています。

手引書は、以下、大阪府のホームページからご覧いただくことができます。

大阪府ホーム > 環境・エネルギー > 生活環境保全 > 騒音・振動と私たちの暮らし >

○子ども施設と地域との共生に向けて 子ども施設環境配慮手引書

http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kodomo_tebiki.html

なお、手引書には以下注記がありますのでご留意ください。

※手引書で紹介する事例は、どの施設でも必ず同じ効果が期待できるものではなく、また、全ての施設が実践しなくてはいけないというものでもありません。
※どのような対応策をとるかは、施設の立地環境や、地域の特徴、保育・教育方針などに応じた方法を選択することが重要です。

保育園・認定こども園における地域貢献事業 10周年企画セミナー 「社会福祉法人だからできる！子どもの貧困へのチャレンジ」 ～保育園・認定こども園における地域貢献事業のカタチ～ 開催のお知らせ

平成 29 年 2 月 22 日（水）、「「保育園・認定こども園における地域貢献事業」10 周年企画セミナー「社会福祉法人だからできる！子どもの貧困へのチャレンジ」～保育園・認定こども園における地域貢献事業のカタチ～」が、大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）で開催されます（主催：大阪府立大学教育福祉研究センター、スマイル研究会）。

社会福祉法等の一部を改正する法律では、すべての社会福祉法人に対して、地域における公益的な取組の実施主体となる責務を規定しています。

標記セミナーでは、保育園・認定こども園における地域貢献事業であるスマイルサポーターをはじめとした、大阪府における 10 年にわたる取り組みをふまえ、事業についての研究報告・事例報告及びこれからの地域貢献事業について考えることを内容としています。

セミナーのプログラム詳細及び参加申込書については、別添のチラシをご参照ください。セミナーの内容に関するお問い合わせ等は、下枠内のとおりです。

<p>【お問い合わせ先】 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・施設福祉部（畑中・中尾・出口） 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426</p>
--

Research Report

2017年1月13日
 経営サポートセンター リサーチグループ
 チームリーダー 本地 央明

平成27年度 保育所の経営状況について

福祉医療機構のデータに基づき、平成27年度の保育所の経営状況について分析を行った。

平成27年度は、子ども・子育て支援新制度において公定価格が見直されたことなどをを受け、サービス活動収益は前年度に比べ5,893千円増加していた。なお、サービス活動費用も同制度の施行に伴う処遇改善等加算算定などによる人件費増加の影響を受け2,053千円増加していたが、結果として、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は対前年度2.5ポイント増加の7.6%、赤字施設の割合は対前年度8.3ポイント縮小の13.4%となり、保育所の経営状況は好転していた。

赤字施設の特徴をその収益構造と地域別に分析した結果、大都市圏の赤字施設は、補助金事業収益が高いことなどからサービス活動収益は確保できているが、人件費が高いことなどが影響し赤字となっている傾向にあった。一方で地方部の赤字施設は、在所児1人1月当たりサービス活動収益が低く、サービス活動収益が十分に確保できていない状況にあった。

保育所を複数運営している法人の施設と単独で運営している法人の施設を比較すると、複数運営法人施設は、補助金事業収益が高い地域で保育所を複数運営することで経営効率を高めており、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は8.4%と、単独運営法人施設を2.3ポイント上回っていた。

待機児童がいる地域の施設と待機児童がいない地域の施設を比較すると、待機児童がいる地域の施設は、在所児1人1月当たりサービス活動収益は待機児童がいない地域の施設よりも上回っていたが、人件費などの費用も高く、結果として、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率にあまり違いはみられなかった。

定員規模別の比較では、定員60人以下の施設で、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は9.5%、赤字施設割合は10.9%となっており、もっとも経営が安定していた。これは、子ども・子育て支援新制度の公定価格が同規模において比較的高めに設定されていることによるものと考えられる。

平成27年度の保育所経営は比較的安定した状況にあった。しかしながら、中長期的には児童数の減少や保育所等の急激な増加などにより経営が厳しくなることも想定される。安定している今の時期に将来ビジョンを定め、計画的に施設や人材に投資をしていくことが必要となるであろう。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、毎年度、貸付先の経営状況について調査を行っており、このほど、平成27年度の保育所の経営状況について分析を行った。分析の対象は、開設後1年以上経過した認可定員数20人以上の認可保育所（夜間保育所および認定こども園を除く。）4,214施設とした。

本レポートでは、平成27年度の経営状況を概観した後に、黒字施設と赤字施設を比較し、赤字要因について分析を行う。

次に、保育所を複数運営している法人の施設と単独で運営している法人の施設別および施設所在地域の待機児童の有無別に経営状況を確認し、最後に、定員規模別の経営状況について分析したうえで、今後の保育所の経営の方向性について整理することとした。

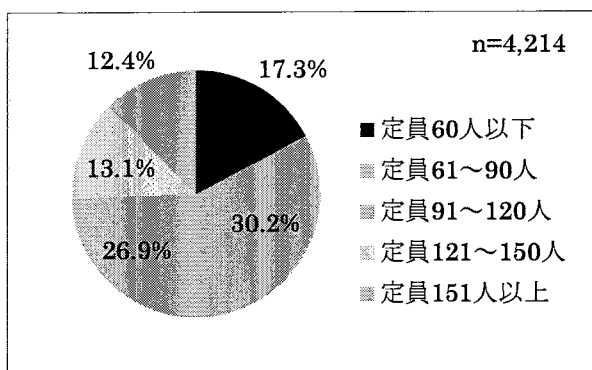
1 サンプルの属性

1.1 定員規模

定員規模は、定員 61～90 人が 30.2%ともっとも高く、次いで定員 91～120 人が 26.9%、定員 60 人以下が 17.3%であった（図表 1）。

なお、保育所の定員は 30 人区切りが多く、定員 60 人の施設は 482 施設（11.4%）、定員 90 人の施設は 805 施設（19.1%）、定員 120 人の施設は 603 施設（14.3%）であった。

（図表 1）平成 27 年度 保育所
認可定員数割合



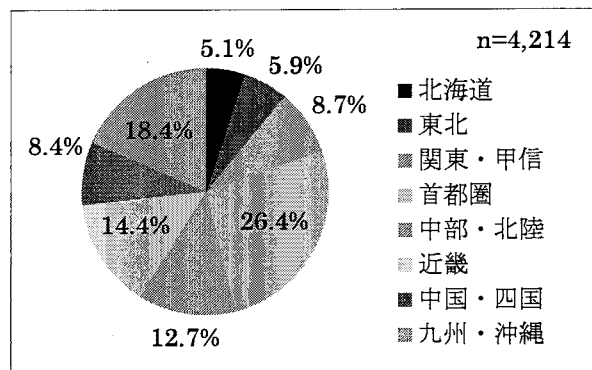
資料出所：福祉医療機構（以下記載がない場合は同じ）

1.2 施設所在地

施設所在地¹は、全国の保育所等データ²とほぼ同様に分布しており、首都圏が 26.4%ともっとも高い割合であった。

次いで九州・沖縄が 18.4%、近畿が 14.4%、中部・北陸が 12.7%、関東・甲信が 8.7%、中国・四国が 8.4%、東北が 5.9%、北海道が 5.1%であった。

（図表 2）平成 27 年度 保育所
施設所在地割合



2 平成 27 年度の保育所の経営状況

【収支状況は増収増益。サービス活動増減差額比率は対前年度 2.5 ポイント増の 7.6% となり経営状況は好転】

平成 27 年度は、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が施行された結果、収支に大きな影響があった。

まず、収益面では、公定価格の単価設定が一般的に高めに見直されたことなどを受け、サービス活動収益は対前年度 5,893 千円増の 140,944 千円であった（図表 3）。なお、補助金事業収益については、所轄庁独自の補助金等が新制度の施行に伴い公定価格のなかに一部組み

込まれたことを受け対前年度 6,622 千円減少の 16,297 千円であった。

費用面は、保育士不足対策として同制度のなかに処遇改善等加算が設定され、同加算を多くの施設が算定したことなどにより人件費が増加し、サービス活動費用は対前年度 2,053 千円増加の 130,264 千円であった。

結果として、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率（以下「サービス活動増減差額比率」という。）は対前年度 2.5 ポイント増加の 7.6%、赤字施設³割合も対前年度 8.3 ポイント縮小の 13.4%となっており、平成 27 年度の保育所の経営状況は好転したといえるであろう。

1 地域ブロックの構成は次のとおり 北海道：北海道、東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、首都圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、中部・北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 厚生労働省保育所等数（平成 28 年 4 月 1 日現在）における施設所在地割合 北海道：3.0%、東北：9.2%、関東・甲信：10.1%、首都圏：26.5%、中部・北陸：16.3%、近畿：9.7%、中国・四国：10.3%、九州・沖縄：14.9%

3 経常増減差額が 0 以上の施設を黒字施設、0 未満の施設を赤字施設と定義



(図表 3) 平成 26 年度・平成 27 年度 保育所の経営状況 (平均)

収支区分		平成 26 年度 n=2,756	平成 27 年度 n=4,214	差 H27-H26
平均認可定員数	人	106.3	108.3	1.9
利用率	%	108.2	104.9	△ 3.3
在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	97,853	103,430	5,578
1 施設当たり従事者数	人	26.3	26.1	△ 0.2
常勤職員の平均勤続年数	年	9.1	9.5	0.4
サービス活動収益	千円	135,051	140,944	5,893
保育事業収益	千円	134,282	140,275	5,994
補助金事業収益	千円	22,919	16,297	△ 6,622
サービス活動費用	千円	128,211	130,264	2,053
人件費	千円	97,721	99,315	1,594
経費	千円	26,007	26,375	368
サービス活動増減差額	千円	6,840	10,681	3,840
人件費率	%	72.4	70.5	△ 1.9
経费率	%	19.3	18.7	△ 0.5
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	5.1	7.6	2.5
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,128	5,396	268
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,711	3,802	92
赤字施設割合	%	21.6	13.4	△ 8.3

注) 数値は四捨五入のため、内訳の合計が合わない場合がある (以下記載がない場合は同じ)

収益と費用の変化を把握するため、平成 26 年度および平成 27 年度の 2 事業年度連続で財務諸表データが存在する施設同士で比較したところ、全サンプルでの比較と同様に増収増益であり、サービス活動増減差額比率は対前年度 2.8 ポイント増の 7.9%、赤字施設割合は対前年度 11.1 ポイント縮小の 10.2%であった(図表 4)。

サービス活動収益増加率は 5.5%、サービス

活動費用増加率は 2.3%となっており、収益増加率が費用増加率を上回っていることがわかる。

また、全体の 84.3%の施設が処遇改善等加算におけるキャリアパス要件分まで算定しているなど、職員の処遇改善が図られた結果、従事者 1 人当たり人件費は対前年度 83 千円増加の 3,792 千円となっていた。

(図表 4) 平成 26 年度・平成 27 年度 保育所 (同一施設) の経営状況 (平均)

収支区分		平成 26 年度 n=2,062	平成 27 年度 n=2,062	差 H27-H26
平均認可定員数	人	106.3	109.0	2.6
利用率	%	108.1	105.6	△ 2.5
在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	97,602	102,818	5,217
1 施設当たり従事者数	人	26.3	26.5	0.1
常勤職員の平均勤続年数	年	9.0	9.7	0.7
人件費率	%	72.5	70.7	△ 1.9
経费率	%	19.1	18.2	△ 0.8
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	5.1	7.9	2.8
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,114	5,367	252
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,709	3,792	83
サービス活動収益増加率	%		5.5	
サービス活動費用増加率	%		2.3	
処遇改善加算キャリアパス要件分まで算定割合	%		84.3	
赤字施設割合	%	21.3	10.2	△ 11.1

3 黒字施設・赤字施設別の経営状況

3.1 概要

【赤字施設はサービス活動収益、サービス活動費用ともに黒字施設よりも厳しい状況。とくにサービス活動収益の増加率が低い状況】

平成 27 年度の赤字施設割合は前章で述べたとおり前年度から縮小したが、数としては 563 施設存在している。こうした赤字施設の特徴を把握するため、黒字施設と赤字施設の比較を行った（図表 5）。

平均認可定員数は黒字施設 108.0 人、赤字施設 110.0 人と規模に大きな差はない。しかし、赤字施設は利用率、在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益ともに黒字施設を下回っており、その結果サービス活動収益は 12,100 千円黒字施設を下回っていた。

一方で、サービス活動費用は、1 施設当たり従事者数にほぼ差はないものの従事者 1 人当たり人件費が 207 千円黒字施設を上回っていたこ

とから人件費がかさみ、6,598 千円黒字施設を上回る結果となった。

このように赤字施設は、収益・費用ともに黒字施設よりも厳しい状況となっていた。

さらに、サービス活動収益とサービス活動費用がどのように変化したのかを確認するために、2 事業年度連続で財務諸表データが存在する施設についてそれぞれの増加率を比較したところ、サービス活動費用増加率は黒字施設と赤字施設でほぼ差はみられなかったが、サービス活動収益増加率は黒字施設が 6.0%であるのに対し、赤字施設は 0.8%となっていた（図表 6）。

つまり、赤字施設は、新制度になり公定価格の単価設定が全般的に高めに設定されたにもかかわらず、サービス活動収益が増加していない状況にあると考えられる。

次節では、収益構造と地域別にその要因について検証していくこととしたい。

（図表 5）平成 27 年度 保育所の経営状況 黒字施設・赤字施設別 （平均）

収支区分		黒字施設 n=3,651	赤字施設 n=563	差 黒字-赤字
平均認可定員数	人	108.0	110.0	△ 2.0
利用率	%	105.6	100.0	5.6
在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	104,115	98,823	5,293
1 施設当たり従事者数	人	26.2	25.8	0.3
常勤職員の平均勤続年数	年	9.5	9.9	△ 0.4
サービス活動収益	千円	142,561	130,461	12,100
サービス活動費用	千円	129,382	135,981	△ 6,598
サービス活動増減差額	千円	13,179	△ 5,520	18,698
経常増減差額	千円	13,713	△ 5,118	18,831
人件費率	%	69.3	78.9	△ 9.6
経費率	%	18.4	21.2	△ 2.9
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	9.2	△ 4.2	13.5
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,449	5,049	400
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,775	3,982	△ 207

（図表 6）平成 27 年度 保育所（同一施設）の経営状況 増加率 黒字施設・赤字施設別 （平均）

収支区分		黒字施設 n=1,851	赤字施設 n=211	差 黒字-赤字
サービス活動収益増加率	%	6.0	0.8	5.1
サービス活動費用増加率	%	2.3	2.8	△ 0.6

3.2 赤字施設の特徴

【大都市圏の赤字施設は人件費が高いことが、地方部の赤字施設は在所児1人1月当たり収益が低いことが、赤字の主要因】

赤字施設の特徴を把握するため、本業である保育事業に着目し、定員1人当たりサービス活動収益（以下「定員1人収益」という。）と定員1人当たりサービス活動費用（以下「定員1人費用」という。）の関係をプロットしたのが図表7である。ここでは、定員1人収益が定員1人費用を上回っている施設を保育事業黒字施設、下回っている施設を保育事業赤字施設とした。

保育事業赤字施設に注目すると、ほぼ均一に分布しており、保育事業黒字施設と比較しても大きな違いはみられなかった。

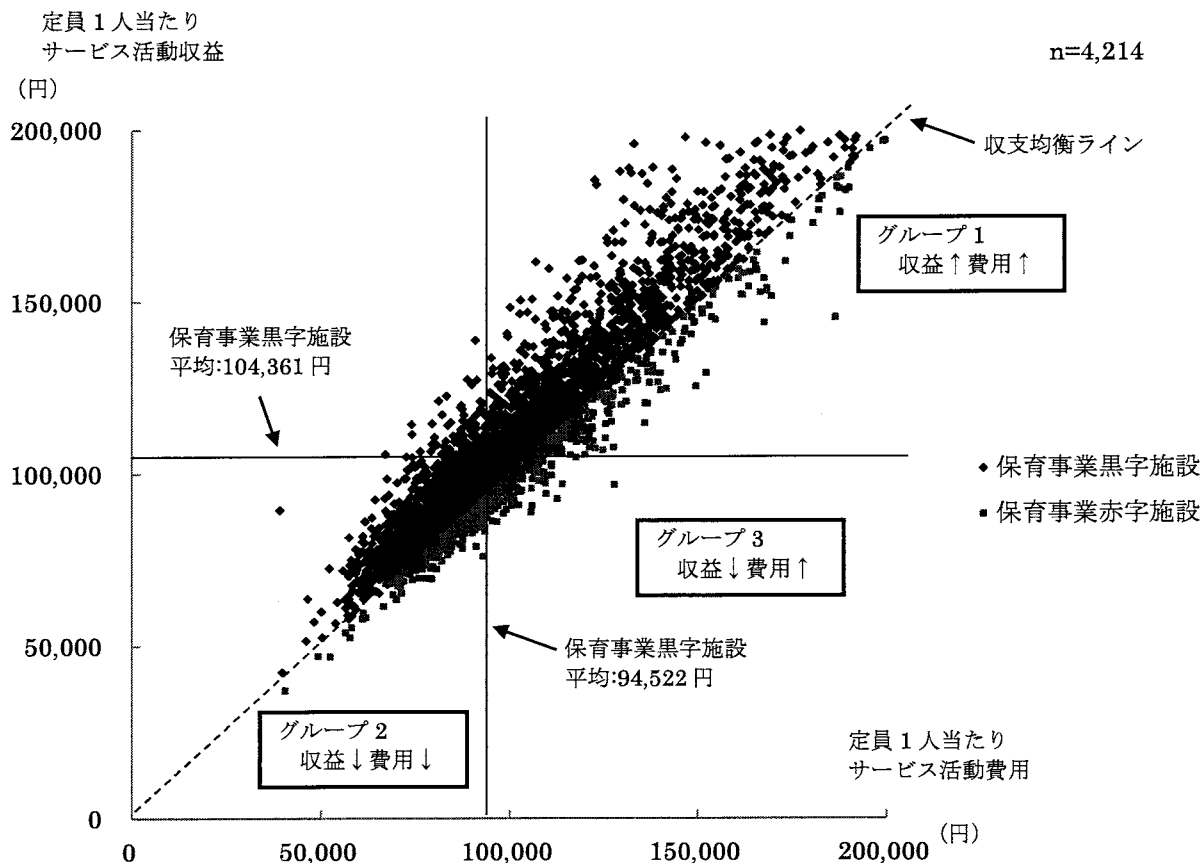
そこで、保育事業赤字施設を、次の3つのグループに区分し、その経営状況について比較するとともに、それぞれのグループがどの地域に分布しているかを確認した（図表8、図表9）。

【保育事業赤字施設の区分】

分類	定義
グループ1 収益↑費用↑	定員1人収益および定員1人費用が保育事業黒字施設平均より高い施設
グループ2 収益↓費用↓	定員1人収益および定員1人費用が保育事業黒字施設平均より低い施設
グループ3 収益↓費用↑	定員1人収益が保育事業黒字施設平均より低く、定員1人費用が保育事業黒字施設平均よりも高い施設

（図表7）平成27年度 保育所の経営状況

定員1人当たりサービス活動収益と定員1人当たりサービス活動費用の関係



(図表 8) 平成 27 年度 保育所の経営状況 保育事業赤字施設 定員 1 人収益・費用別 (平均)

収支区分		● グループ 1 収益↑費用↑ n=234	グループ 2 収益↓費用↓ n=250	● グループ 3 収益↓費用↑ n=142
開設経過年数	年	25.5	37.2	30.9
平均認可定員数	人	88.0	137.0	100.5
利用率	%	98.2	101.5	103.5
在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	129,514	80,104	96,898
1 施設当たり従事者数	人	25.6	26.9	25.0
常勤職員の平均勤続年数	年	9.2	10.6	10.4
人件費率	%	79.5	78.3	79.0
経費率	%	20.8	21.1	21.5
サービス活動収益対補助金事業収益比率	%	16.0	5.8	8.5
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	△ 4.3	△ 3.3	△ 4.6
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,235	4,963	4,842
従事者 1 人当たり人件費	千円	4,164	3,885	3,825
処遇改善加算キャリアパス要件分まで算定割合	%	85.5	72.4	82.4
一時預かり事業実施割合	%	57.3	41.6	49.3
延長保育事業実施割合	%	95.3	90.0	95.1
病時保育事業実施割合	%	7.3	3.2	9.9

グループ 1 の施設は、在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益が 129,514 円と高い水準となっている。サービス活動収益対補助金事業収益比率（サービス活動収益に占める補助金事業収益の割合。以下「補助金事業収益比率」という。）については 16.0% と他のグループよりも突出して高いことがその主因である。

図表 9 を確認すると、グループ 1 の施設は待機児童数が多い大都市圏を中心に分布しており、行政が待機児童問題に対応するため補助金を手厚くしていることから補助金事業収益比率が高くなっていると考えられる。

一方で、従事者 1 人当たり人件費を確認すると 4,164 千円とこちらも比較的高い水準となっている。図表 10 のとおり、都道府県別に従事者 1 人当たり人件費を比較すると大都市圏は高い水準にあることがわかる。

つまり、収益を一定程度確保できているにもかかわらず、従事者 1 人当たり人件費が高いことなどから保育事業が赤字となっている可能性が高い。こうした地域で保育所を運営するにあ

たっては費用の効率化を心掛けるなどの工夫が必要となってくるであろう。

次にグループ 2 の施設について確認すると、開設経過年数 37.2 年、平均認可定員数 137.0 人となっており、比較的規模が大きく歴史がある施設であって、地方部に存在している施設が多い。

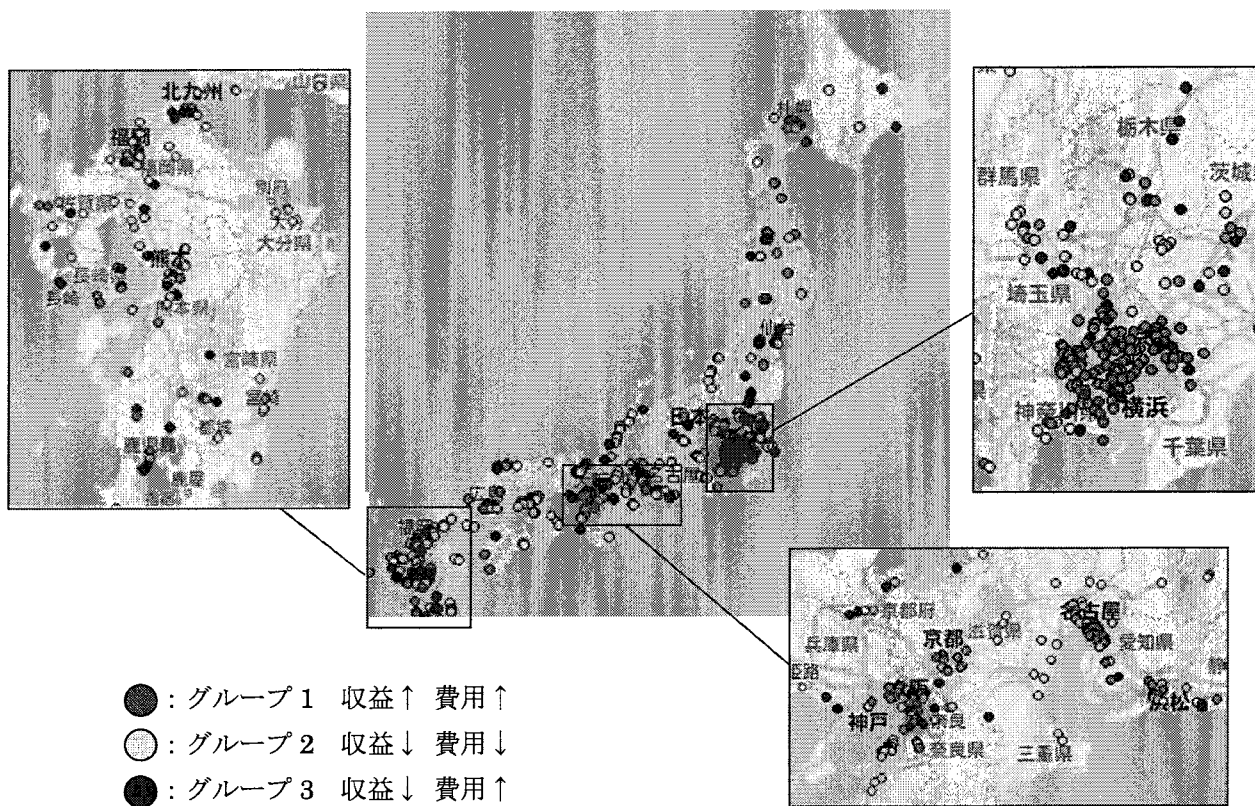
規模が大きいことから公定価格が低めに設定されていること、また、補助金事業収益比率が 5.8% と比較的低いことなどを受け在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益は 80,104 円と低い水準となっている。

また、従事者 1 人当たり人件費は 3,885 千円とやや高めではあるが、処遇改善等加算におけるキャリアパス要件分まで算定している割合は 72.4% と若干低い。

こうしたことから、おもに地方部に存在するグループ 2 の施設は、十分な収益を確保できていないことが厳しい経営状況にある主因であるといえるだろう。こうした施設においては、まずは、処遇改善等加算のキャリアパス要件分の算定や一時預かり事業の実施などいかに収益を確保するかを検討することが求められよう。

(図表 9) 平成 27 年度 保育事業赤字施設の分布

n=626

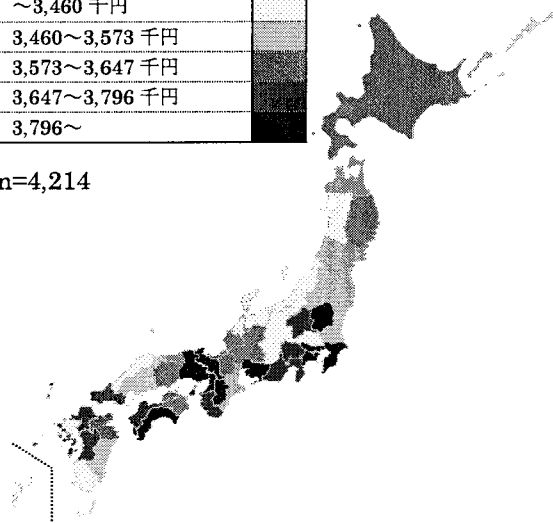


地図データ ©2016 Google,SK telecom,ZENRIN

(図表 10) 平成 27 年度 保育所 都道府県別
従事者 1 人当たり人件費

従事者 1 人当たり人件費	色
～3,460 千円	白
3,460～3,573 千円	浅灰
3,573～3,647 千円	中灰
3,647～3,796 千円	深灰
3,796～	黒

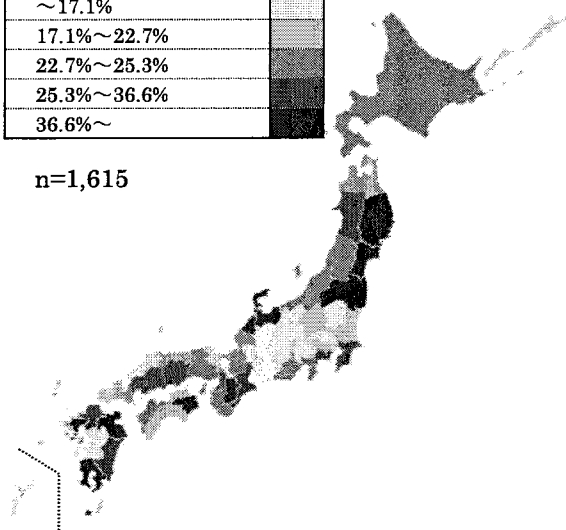
n=4,214



(図表 11) 平成 27 年度 保育所 都道府県別
職員が不足と回答した割合

職員不足と回答した割合	色
～17.1%	白
17.1%～22.7%	浅灰
22.7%～25.3%	中灰
25.3%～36.6%	深灰
36.6%～	黒

n=1,615



出所：平成 28 年 10 月実施 福祉医療機構
保育所等アンケート結果

最後にグループ3の施設について確認する。このグループは定員1人収益が低いにも関わらず定員1人費用が高いことから、3つのグループのなかでもっとも経営状況が厳しく、サービス活動増減差額比率も△4.6%ともっとも低くなっている。地方部にありながらも、大都市圏の外周を取り巻くような地域に存在している施設が多く、職員確保面などで大都市圏に存在する施設と競合しているが、補助金事業収益比率が大都市圏よりも低いことなどから経営が厳しくなっているものと考えられる。

実際に、機構において平成28年10月に実施した保育所等へのアンケート調査においても、「職員が不足している」と回答した施設は、待機児童等が多い大都市圏よりも、地方部の方が割合が高くなっていた(図表11)。

グループ3の施設は、収益確保と費用適正化の両面について対応していく必要があるだろう。

4 複数運営法人施設の経営状況

【保育所を複数運営している法人の施設の方が単独運営の施設よりも経営状況は安定】

保育所を複数運営している法人の施設(以下「複数運営法人施設」という。)と単独で運営している法人の施設(以下「単独運営法人施設」と

いう。)で比較を行ったところ、複数運営法人施設のサービス活動増減差額比率は8.4%と単独運営法人施設を2.3ポイント上回り、赤字施設割合も12.4%と2.6ポイント下回っていた(図表12)。

両施設の1施設当たり従事者数、従事者1人当たり人件費にはあまり差がないが、在所児1人1月当たりサービス活動収益は、複数運営法人施設が106,636円と単独運営法人施設を8,374円上回っていた。これは、補助金事業収益比率の差からわかるとおり、複数運営法人施設の方が、補助金事業収益の額が大きいことによるものと考えられる。

補助金が行政から比較的多く支出されている地域は、そもそも保育ニーズが高く、新しい施設が必要とされていること、また、保育所経営を安定させるために必要な収益を補助金事業収益で賄うことができるため、当該地域において新たに施設が展開されているものと思われる。

行政とのきめ細やかな調整は必要となるが、補助金事業収益比率が高い地域で新たに施設を展開することは、地域の保育ニーズに応えながら、収益を確保することが可能となるため、将来にわたり経営を安定させるための有力な選択肢の一つとなるであろう。

(図表12) 平成27年度 保育所の経営状況 単独運営施設・複数運営施設別(平均)

収支区分		単独運営法人施設 n=1,570	複数運営法人施設 n=2,644	差 単独-複数
平均認可定員数	人	110.1	107.2	2.9
利用率	%	106.0	104.2	1.8
在所児1人1月当たりサービス活動収益	円	98,262	106,636	△ 8,374
1施設当たり従事者数	人	25.7	26.4	△ 0.7
常勤職員の平均勤続年数	年	10.3	9.1	1.2
人件費率	%	71.5	69.9	1.7
経費率	%	18.9	18.6	0.3
サービス活動収益対補助金事業収益比率	%	8.9	13.1	△ 4.2
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	6.1	8.4	△ 2.3
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,352	5,421	△ 69
従事者1人当たり人件費	千円	3,828	3,787	41
赤字施設割合	%	15.0	12.4	△ 2.6



なお、待機児童の有無が経営に与える影響を確認するため施設が所在する市町村の待機児童の有無別に比較を行った（図表 13）。

待機児童がいる地域の施設は、在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益は、待機児童がいな

い地域の施設よりも 12,880 円上回っていたが、待機児童がいる地域の施設は、人件費などの費用も高くなっており、結果として、サービス活動増減差額比率や赤字割合に大きな差はみられなかった。

（図表 13）平成 27 年度 保育所の経営状況 待機児童の有無別 （平均）

収支区分		待機児童あり地域 n=2,424	待機児童なし地域 n=1,790	差 あり地域－なし地域
在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	108,788	95,908	12,880
人件費率	%	70.3	70.8	△ 0.5
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	7.8	7.2	0.6
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,863	3,710	154
赤字施設割合	%	12.8	14.0	△ 1.2

注）待機児童の有無は、「保育所等関連状況取りまとめ 申込者の状況（平成 27 年 4 月 1 日）（厚生労働省）」による

5 定員規模別の経営状況

【定員 60 人以下の施設は、サービス活動増減差額比率 9.5% と他の定員規模と比較してもっとも高くなっており、経営状況は安定】

定員規模別の経営状況を確認したところ、定員 60 人以下の施設において、サービス活動増減差額比率は 9.5%、赤字施設割合は 10.9% となっており、もっとも経営が安定していた（図表 14）。

通常、福祉施設は規模が大きくなるほど資源を効率的に活用することで規模メリットが働き経

営が安定する傾向にある。しかしながら、保育所ではこの傾向とは異なる結果となった。

これは、新制度の公定価格が定員 60 人以下の施設において比較的高めに設定されており、1 施設当たりの従事者数に対して比較的高い収益を得ることが可能となるためと考えられる。現行の公定価格を踏まえると、保育所を新規に開設するのであれば、定員 60 人以下の施設をまず検討すべきであろう。

（図表 14）平成 27 年度 保育所の経営状況 定員規模別 （平均）

収支区分	定員 60 人 以下 n=728	定員 61～ 90 人 n=1,274	定員 91～ 120 人 n=1,135	定員 121～ 150 人 n=554	定員 151 人 以上 n=523
平均認可定員数	人	53.5	84.5	112.6	139.9
利用率	%	107.0	107.8	105.7	103.9
在所児 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	136,910	112,425	102,525	94,156
1 施設当たり従事者数	人	17.3	22.8	27.5	30.9
人件費率	%	69.0	69.5	71.1	71.8
経費率	%	18.6	18.9	18.7	18.4
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	9.5	8.2	7.0	6.5
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,421	5,402	5,328	5,319
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,738	3,756	3,788	3,821
赤字施設割合	%	10.9	13.0	15.7	13.9

おわりに

最後に、平成27年度の保育所の経営状況を踏まえ今後の保育所の経営の方向性について検討することとしたい。

平成27年度の保育所のサービス活動増減差額比率は7.6%となっており、安定した経営状況にあるといえる。しかしながら、当面保育ニーズはあるものの、中長期的には少子高齢化の傾向は変わらず子どもの数も大きく減少する見込みである(図表15)。一方で、保育所等の数は、待機児童問題の影響を受け大きく増加しており、平成27年度における保育所等の数は28,783施設・事業所となっている(図表16)。待機児童数はまだ伸びるものと思われるが、こうした状況を踏まえると、早晚、過当競争となり経営は今よりも厳しくなるのではないだろうか。

将来の厳しい経営状況に備えるためには、経営が比較的安定している今の時期にこそ、長期的な経営戦略を立案し、計画的に施設や人材に投資することが必要となる。

例えば、待機児童数が比較的多い地域では、収益を確保するために、経営状況が良好な定員

60人以下の施設を新たに展開することは一つの有力な戦略である。複数施設を運営することで、職員の配置を効率的に行えることはもとより、施設間の人事異動が可能となり、キャリアパスの構築や人材確保という観点でも有益であろう。

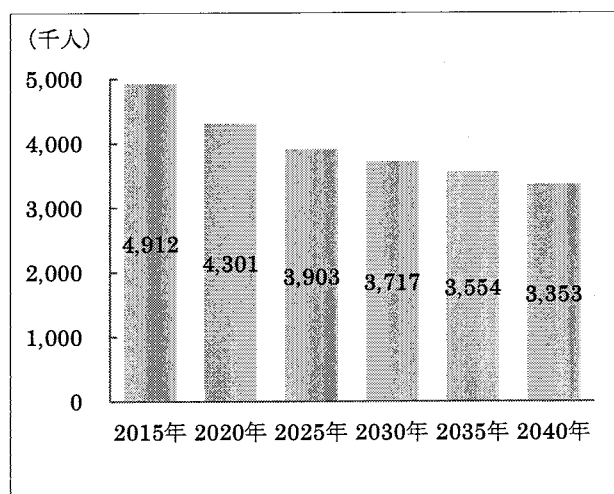
また、子どもの数が減少している地域では、認定こども園への移行を検討することも選択肢として挙げられる。2016年8月19日に機構が公表した「認定こども園と保育所の収益性の比較について」にて述べたが、認定こども園に移行することは、経営を将来的に安定させるための選択肢の一つである。

自施設の地域事情を勘案したうえで、将来に渡り経営を安定させる方策を今のうちに検討しておくべきであろう。

なお、最後に付表として都道府県別の保育所の経営状況を記載した。自施設の地域状況を分析するのに活用いただきたい。

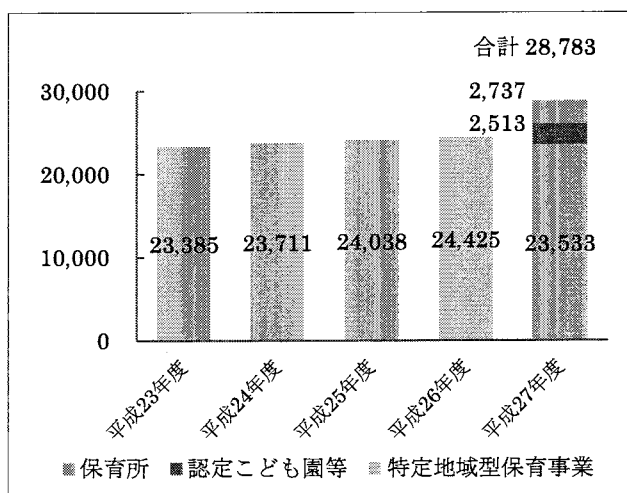
本レポートが、中長期的に地域の子育てニーズに応え続けることのできる施設を目指すうえでの参考となれば幸いである。

(図表15) 将来の人口推計(0~4歳)



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所
日本の将来推計人口(平成25年3月推計)

(図表16) 保育所等数の推移



資料出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」

-
- ※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
 - ※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
 - ※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター リサーチグループ
TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371



(付表) 平成 27 年度 保育所の経営状況 都道府県別

都道府県	施設数	平均認可定員数 (人)	利用率 (%)	サービス活動増減 差額比率 (%)	従事者 1 人当たり 人件費 (千円)	赤字施設割合 (%)
北海道	215	99.8	105.2	5.9	3,646	17.2
青森県	76	73.8	100.7	7.4	3,495	11.8
岩手県	50	83.1	105.4	7.9	3,607	6.0
宮城県	52	94.9	109.5	8.2	3,560	9.6
秋田県	20	88.3	110.1	5.4	3,389	25.0
山形県	34	96.3	109.9	3.8	3,547	20.6
福島県	18	86.7	115.1	6.9	3,502	22.2
茨城県	123	109.4	101.9	8.3	3,494	17.9
栃木県	75	112.4	102.3	6.2	3,803	14.7
群馬県	100	122.6	109.5	6.4	3,777	12.0
埼玉県	246	84.9	104.8	8.7	3,459	12.6
千葉県	177	105.2	106.4	7.6	3,800	16.4
東京都	369	109.2	101.0	8.5	4,506	12.5
神奈川県	321	100.4	104.2	9.2	4,082	10.0
新潟県	68	112.9	104.8	7.9	3,384	5.9
富山県	32	140.3	101.9	10.4	3,403	6.3
石川県	24	137.6	101.1	6.5	3,394	12.5
福井県	35	118.1	106.4	4.7	3,631	20.0
山梨県	30	118.9	94.1	2.3	3,677	26.7
長野県	38	123.2	100.7	5.2	3,403	26.3
岐阜県	22	139.8	100.3	5.7	3,587	18.2
静岡県	137	110.5	106.6	8.5	3,779	4.4
愛知県	160	118.9	98.0	3.9	4,317	25.0
三重県	59	118.9	101.3	7.2	3,568	11.9
滋賀県	62	95.7	106.6	7.8	3,581	12.9
京都府	64	137.6	108.0	9.2	3,899	14.1
大阪府	295	116.3	102.0	7.3	3,972	13.9
兵庫県	123	101.7	109.4	10.4	3,849	5.7
奈良県	34	129.1	109.2	10.6	3,853	8.8
和歌山県	28	134.6	105.9	6.0	3,729	14.3
鳥取県	11	114.1	110.9	4.1	3,465	18.2
島根県	53	98.1	110.5	8.5	3,409	9.4
岡山県	59	117.4	106.8	9.5	3,629	11.9
広島県	96	141.2	103.8	8.3	3,524	10.4
山口県	39	108.6	107.3	6.4	3,647	12.8
徳島県	23	79.6	107.0	7.6	3,605	8.7
香川県	23	120.0	104.9	6.9	3,622	8.7
愛媛県	29	80.9	111.7	6.7	3,652	10.3
高知県	19	137.1	98.0	5.0	3,901	10.5
福岡県	266	130.4	106.0	7.3	3,655	10.5
佐賀県	25	106.6	107.1	6.2	3,363	16.0
長崎県	73	90.9	106.9	6.4	3,672	19.2
熊本県	126	110.2	109.4	5.8	3,701	16.7
大分県	31	108.5	106.8	7.0	3,638	9.7
宮崎県	70	82.1	107.0	10.1	3,516	14.3
鹿児島県	62	89.3	111.6	7.6	3,373	16.1
沖縄県	122	101.4	111.4	4.5	3,406	15.6

保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー

～保育実践の振りかえりと第三者評価の活かし方～

開催要綱

本セミナーの内容

- ◆子ども・子育て支援をめぐる施策動向と保育の「質」向上のための取組を理解します。
- ◆保育所保育指針等にもとづく第三者評価基準を活用した保育実践の振りかえり（自己評価）をつうじて保育の評価の実際を体験します。
- ◆自己評価と第三者評価を活用した保育の「質」向上の取組の意義と活かし方を理解します。

趣旨・目的

「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行から1年半が経過しました。保育現場での実践の展開とともに国では「待機児童解消」のための施策を実施するとともに、平成30年度に向けて保育の「質」を高める観点などから保育所保育指針の改定が進められます。

このように保育の「質」についての社会的な関心がより高まり、子どもの健やかな発達を保障する環境と保育士等の高い専門性が求められています。保育所は自らの保育実践についての評価と改善に取り組むこと、保護者や地域に対して根拠をもって日々の実践の理解を得ることが必要です。

国は『『日本再興戦略』改訂2015』（平成27年6月閣議決定）で「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す」とするなど、第三者評価を活用した保育の「質」向上が求められています。

そこで、保育所における保育実践の振りかえり（自己評価）と第三者評価を活用した保育の「質」向上を支援することを目的として本セミナーを開催します。

開催日時

平成29年3月20日（月） 10:30～17:00

会場

全国社会福祉協議会（全社協）・5階「第3～5会議室」

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

主催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

参加対象※

保育所の施設長、主任保育士
 保育所において自己評価・第三者評価を担当する職員
 保育所を経営する社会福祉法人の役員 等

定員

80名 ※定員になり次第、締切とさせていただきます。

参加費

10,000円(資料代) ※交通費、昼食・宿泊費は含みません。

※【オブザーバー参加について】

下記の皆様は、オブザーバーとしてご参加いただけます。参加費等は「参加対象」の皆様と同様の取扱いとなります。

- ①第三者評価事業 都道府県推進組織の担当者
- ②都道府県・指定都市社会福祉協議会における第三者評価事業の担当者

プログラム

時間	テーマ・講師・概要
10:00～	受付開始
10:30～12:00 (90分)	開会あいさつ 基調説明： 保育の「質」をめぐる課題と自己評価・第三者評価の意義と活用 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部長 笹尾 勝 ＊子ども・子育て支援施策や国の待機児童対策の動向、保育所保育指針の改定内容等をもとに、今日求められる保育の「質」向上の取組について説明する。
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～14:30 (90分)	講演： 保育実践の振りかえりと第三者評価の必要性 大阪総合保育大学 教授 大方 美香 氏 ＊今日求められる保育実践の方向性と課題とともに、保育実践の振りかえり(自己評価)と第三者評価を活用した実践の意義と必要性などについて講演いただく。
14:30～14:45	休憩
14:45～17:00 (135分) ※途中休憩含む	演習： 保育実践の振りかえり(自己評価)の実際 岩手県社会福祉協議会 事務局次長 右京 昌久 氏(評価機関) 福祉経営ネットワーク 常任理事・事務局長 岡田 賢宏 氏(評価機関) ＊保育実践の振りかえり(自己評価)の進め方、第三者評価の受審と活かし方を解説いただく。また、国の第三者評価基準ガイドラインを活用した自己評価を体験する。
17:00	閉会

参加等の申込

1. 参加申込受付

別添「参加・宿泊等申込書」により、FAXにてお申込みください。

申込み先：名鉄観光サービス(株)新霞が関支店 FAX. 03-3595-1119

※昼食・宿泊のご希望がない場合も、参加申込の受付は名鉄観光(株)新霞が関支店にて行います。

2. 昼食・宿泊申込受付

参加申込みとあわせて、昼食（弁当）及び宿泊（前泊・後泊）の手配を希望される方は、別添「参加・宿泊等のご案内」により参加申込とあわせて名鉄観光サービス(株)新霞が関支店にお申込みください。

3. 申込締切：平成29年3月8日（水） ※ただし、定員になり次第、締切とさせていただきます。

申込後の参加費の取扱い

平成29年3月13日(月)以降の欠席連絡（参加キャンセル）については、参加費の返金をい

たしません。資料の発送をもって、参加費にかえさせていただきます。

個人情報の取扱い

本セミナーの申込者、参加者に係る個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。本会のプライバシーポリシーはホームページ (<http://www.shakyo.or.jp/>) に掲載しておりますのでご参照ください。

1. 本セミナーにかかる参加申込みの受付及び昼食・宿泊手配につきましては、名鉄観光サービス(株)と個人情報保護を含む契約書を交わしたうえで同社に業務委託しております。
2. 「参加・宿泊等申込書」に記載された個人情報は、本研修会に係る企画、参加券等各種資料の送付、「参加者名簿」の作成・管理等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
3. 「参加者名簿」を作成し、当日資料に掲載するとともに参加者に配布します。参加者名簿には、都道府県名、参加者氏名、所属、役職のみを掲載します。

【事務局・お問い合わせ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 (担当：宮内・高野)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

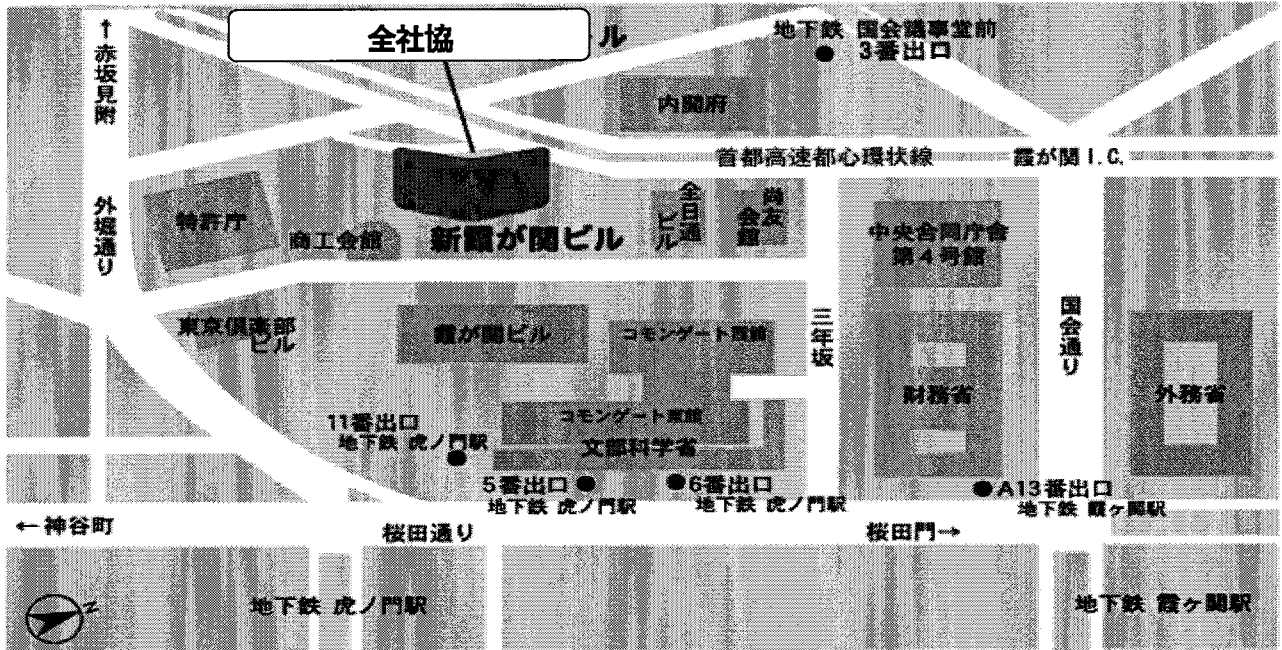
T E L. 03-3581-7889 F A X. 03-3580-5721

Eメール z-seisaku@shakyo.or.jp

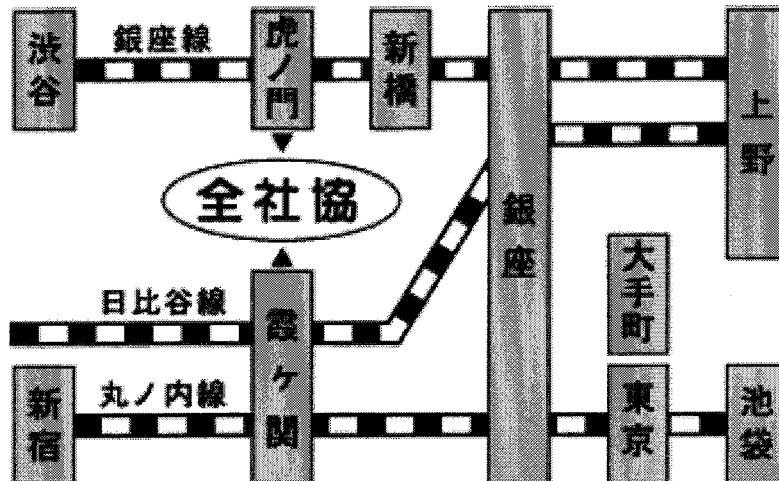
【会場案内図】

会 場：全国社会福祉協議会（全社協）「第3～5会議室」

住 所：〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 5階



全社協・新霞が関ビルへのアクセス



- 地下鉄銀座線「虎ノ門駅」11番出口より徒歩5分
- 地下鉄千代田線/丸の内線/日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分
- 地下鉄千代田線/丸の内線「国会議事堂前駅」3番出口より徒歩5分

保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー

参加・宿泊等のご案内 平成29年3月20日(月)

この度は、表記セミナー開催にあたり、セミナー期間中の宿泊・昼食のご用意を致しました。下記内容により、参加と併せまして申込書に必要事項をご記入いただきましてお申込くださいます様、お願い申し上げます。

1. 宿泊ホテル 宿泊設定日：平成29年3月19日(日)【前泊】・3月20日(月)【後泊】

宿泊ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	所在地
新橋愛宕山東急 REI ホテル (南館)	シングルルーム (1名1室)	12,800円	東京都港区愛宕1-6-6 会場より徒歩 所要時間約15分 地下鉄銀座線 虎ノ門駅から徒歩約7分

- ☆ 宿泊料金は、お一人様あたりの1泊朝食・サービス料・税金込みの料金です。
- ☆ ホテル部屋数に限りがございますので、先着順になります。お早めにお申し込みください。
- ☆ 希望ホテルが満員の場合は変更をお願いする場合がございます。
- ☆ 禁煙・喫煙部屋は先着順により、ご希望にそえない場合がございます。ご了承ください。

2. 昼食のご案内

3月20日研修中の昼食弁当のご案内をさせていただきます。

ご希望者はお申込書の所定欄に○印をお付けください。

お弁当 お一人様1個パック茶付 1,000円(税込)

3. 変更・取消について(宿泊日・昼食日 基準)

取消日	13日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	無連絡不参加 研修開始後
宿泊取消料	20%	30%	40%	50%	100%
昼食取消料	無料	100%			

- ☆ご宿泊、昼食、お取消の場合は上記料率により、取消料を申し受けます。
- ☆ご宿泊、昼食、変更・取消は、お申込書を上書き訂正の上、FAXにてお送りください。
- ☆営業時間外の取消・変更につきましては営業再開日の扱いとなりますのでご注意ください。

4. お申込の方法

申込書に必要事項をご記入いただきまして、FAXにてご送付ください。

申込書が届きました皆様には3営業日以内に申込書をFAXにて返信させていただきます。

お申込み内容に基づきまして、参加券・宿泊案内書・昼食券・振込用紙を開催の1週間程前にお送り致します。案内書の内容に基づき当社指定の銀行口座にお振込ください。

恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担くださいます様お願い申し上げます。

《参加・宿泊・昼食のお申込・お問合せ》

名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 (担当：下枝・吉田)
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル ロビー階
TEL：03-3595-1121 FAX：03-3595-1119
営業時間 9：30～17：30 *土曜・日曜・祝日は休業日とさせていただきます

5. お申込締切日

平成29年3月8日(水) 必着

保育の質を高める自己評価・第三者評価セミナー

《平成29年3月20日(月)》参加・宿泊等申込書

※下記必要事項にご記入又は○印をお付けください

申込日 月 日

都道府県		施設名	連絡ご担当者		
施設所在地 (参加券送付先)	〒 _____ ※郵便番号・住所は正確にご記入ください				
	TEL:		FAX:		
フリガナ	役職 (または職種)	宿泊希望	希望宿泊日	禁煙希望	昼食
参加者氏名		希望・不要	3月__日より__泊	禁煙・喫煙	参加・欠席
		希望・不要	3月__日より__泊	禁煙・喫煙	参加・欠席
参加費用	__10,000円 × __名		=	__円	
宿泊費用	__12,800円 × __名 × __泊		=	__円	
昼食費用	__1,000円 × __名		=	__円	
費用合計				__円	
備考欄	※変更・取消等の場合その旨ご記入の上再送ください。				

※枠内の必要事項欄にもれなくご記入又は○印をお付けください。ご確認の為金額もご記入ください。

※セミナーのみ参加の場合も、参加者氏名・役職まで、ご記入の上お申込みください。

※変更・取消の場合は上記内容に上書き訂正の上、備考欄にその旨ご記入頂き再度FAXをお送りください。

※3名以上お申込みの場合はコピーをお取りいただきましてお申込みください。

※その他詳細は、別紙「参加・宿泊等のご案内」をご覧ください。

《申込先》 名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 担当：下枝・吉田
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル ロビー階
 TEL:03-3595-1121 ※土・日・祝日は休業日とさせていただきます

申込締切日 平成29年3月8日(水) 必着

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・『全保協 公定価格試算表示システム』対応事業類型を追加
～事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、企業主導型保育の試算に新たに対応～・ 1
- ・熊本地震 保育三団体被災地支援募金事業 最終報告…………… 3

『全保協 公定価格試算表示システム』対応事業類型を追加 ～事業所内保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・企業主導型保育の試算に新たに対応～

全保協では、子ども・子育て支援新制度における「公定価格」に対応した給付（収入）額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しています。

これまで、保育所・認定こども園・小規模保育事業の試算に対応していましたが、この度新たに、事業所内保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・企業主導型保育の試算に対応する「平成28年度公定価格試算システム ver. 4.0.0」をリリースいたしました。

来年4月で新制度の施行から3年をむかえます。今後の対応の一層の推進を図っていくために、本システムをご活用ください。

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

The screenshot shows the homepage of the National Child Care Association (Zenhokyo). At the top right, contact information is provided: 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会, 〒100-8380 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新豊が岡ビル, TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509. The main navigation menu includes: 保育園を知って下さい (Introduction to Child Care Centers), 全保協のご案内 (About Zenhokyo), 各種調査・報告書 (Surveys and Reports), 研修会・大会案内 (Seminar and Conference Information), 全国保育士会 (National Child Care Workers Association), and 保育制度関係資料 (Child Care System Related Materials). A central '新着情報' (Latest News) section lists several updates, including the release of the '平成28年度研修会・大会等一覧' (2016 Seminar and Conference Schedule) and the '平成28年度公定価格試算システム' (2016 Publicly Determined Price Calculation System). A highlighted box on the right side of the page is titled '公定価格試算表示システム' (Publicly Determined Price Calculation System) and explains that it allows for the calculation of subsidies based on the new system's public prices. It also mentions other resources like '制度・施策パンフレット' (Policy Pamphlet) and '制度動向topics' (Policy Trends Topics).

* 会員ログインには、「ユーザID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

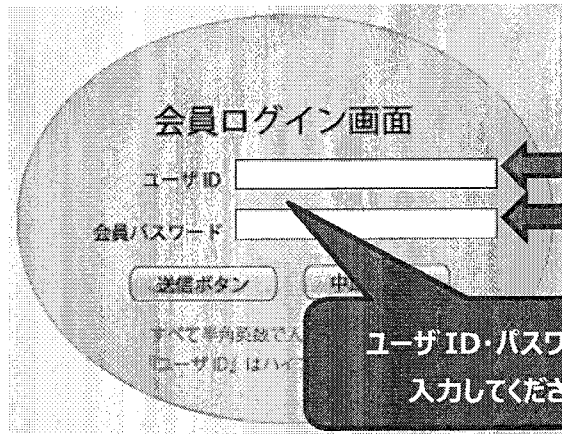
例) 件名: 全保協 ユーザID・パスワード問合せ

会員施設名

会員施設 TEL

会員施設 FAX

ご担当者名



[全保協事務局]

FAX:03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp

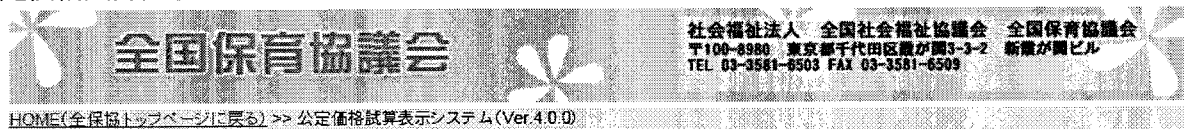
②会員のコーナー「公定価格試算表示システム」をクリック

会員のコーナー

「公定価格試算表示システム」をクリック。
会員ログインがお済みでない場合、
「会員ログイン画面」に遷移します。

- 公定価格試算表示システム** | 子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく給付の試算は、こちらから。
 - 平成28年度公定価格の試算
 - 平成27年度公定価格の試算
- 制度 施策パンフレット** | 冊子「子ども・子育て支援新制度～社会と地域のニーズに応える取り組みの充実に向けて～」のダウンロードはこちら。
- 新制度「投書箱」** | 子ども・子育て支援新制度「子どもの実態調査」の質問はこちらから。

③公定価格試算表示システム トップ画面が表示されます。「次へ」をクリックして進んでください。



子ども・子育て支援新制度 公定価格試算表示システム (平成28年度公定価格Ver.4.0.0)

「次へ」をクリックして進み、試算する
事業タイプを選択してください。

全国保育協議会



本システムは、平成28年11月17日現在、国から示されている
政省令・通知等に基づいています。

熊本地震 保育三団体被災地支援募金事業 最終報告

平成 28 年 4 月に発災した、熊本を中心とした地震の被害を受けた地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

保育三団体（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）では「熊本地震 保育三団体被災地支援募金事業」を実施してきました。

募金の募集は、当初 9 月 30 日までとじていましたが、期間を過ぎた以降も引き続き多くのご支援のお声が寄せられたことから、平成 28 年末まで継続して募金を受け付けました。

この度第三期配分を行い、口座を閉鎖いたしましたので、以下のとおりご報告いたします。

熊本地震 保育三団体被災地支援募金事業 最終報告

1. 募金総額 1 億 393 万 1,522 円

2. 送金総額 1 億 390 万 450 円

※ 上記 1. と 2. の差額 31,072 円は送金手数料（7,128 円）及び領収書発送郵便代（23,944 円）

3. 第一期配分 平成 28 年 5 月 27 日送金実施（総額 3,000,000 円）

・ 熊本県保育協会 1,000,000 円

・ 熊本県保育協議会 500,000 円

・ 熊本市保育園連盟 1,500,000 円

* 第一期配分は、早期支援としてその時点の募金額を熊本県・市の保育組織あてに配布

4. 第二期配分 平成 28 年 8 月 10 日送金実施（総額 72,000,000 円）

・ 熊本県保育協会・熊本県保育協議会 46,656,000 円

・ 熊本市保育園連盟 17,208,000 円

・ 大分県保育連合会・大分県私立保育園連盟 8,136,000 円

* 第二期配分は、被害圏域の保育活動の再構築や被害にあった子育て家庭の支援に資するための組織活動への助成として配布

5. 第三期配分 平成 29 年 1 月 4 日送金実施（総額 28,900,450 円）

・ 熊本県保育協会・熊本県保育協議会 18,727,492 円

・ 熊本市保育園連盟 6,907,207 円

・ 大分県保育連合会・大分県私立保育園連盟 3,265,751 円

* 第三期配分は第二期配分と同様の趣旨にて同割合で配布

※平成 29 年 1 月 4 日全額送金にて口座閉鎖

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準がパブリックコメントを経て正式に通知される
～社会福祉充実残額の算定方法が確定～…………… 1
- ・社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aが示される…… 2
- ・「平成28年度子ども・子育て支援新制度フォーラム」開催のお知らせ…………… 3

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準が パブリックコメントを経て正式に通知される ～社会福祉充実残額の算定方法が確定～

平成29年1月24日、厚生労働省は、通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」を、都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

改正社会福祉法では、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を算定しなければならないこととされています。

その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があります。

今般、社会福祉充実残額の算定方法について、平成28年12月14日に示された事務処理基準（案）（本ニュースNo.16-41で既報）が、パブリックコメントを経て通知されました。

パブリックコメントで示された内容からの主な変更点は、下枠内のとおりです。

<主な変更点>

① 「1年以内回収予定長期貸付金」が「○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの」から「◎：控除対象となるもの」へ変更。

② 大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合（30％）を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額とすること。

ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。

（計算式）

建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×〔建物に係る貸借対照表価額÷（建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額）〕

③社会福祉充実計画原案に係る財務の専門家の範囲について、公認会計士、税理士の資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く）であつても差し支えないとされた。

なお、事務処理基準とは「別に定める」とされる、①1㎡当たりの建設等単価（250,000円）、②一般的な自己資金比率（22%）、③大規模修繕に必要な費用割合（30%）については、パブリックコメントで示された内容から変更はありません。

本通知と同日、パブリックコメントに寄せられた意見と、これに対する厚生労働省の考え方が示されています（別添「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」に対する意見募集の結果について）。

発出された通知は、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aが示される

平成29年1月24日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&A」を、都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

Q&Aの内容は、下枠内及び別添のとおりです。

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&A

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問1 過去に租税特別措置法第40条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第40条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。

(答)

直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。

【所轄庁監査の際の対応】

問1 租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査において、理事等について、親族等特殊関係者（4～6親等以内の親族等）が3分の1を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3親等以内）の制限については遵守しているが、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者（6親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。
2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

「平成 28 年度子ども・子育て支援新制度フォーラム」開催のお知らせ

内閣府・文部科学省・厚生労働省は、平成 29 年 1 月 24 日、「平成 28 年度子ども・子育て支援新制度フォーラム」を開催します。

プログラム等の概要は、下枠内のとおりです。

平成 28 年度子ども・子育て支援新制度フォーラム

日 時 平成 29 年 2 月 22 日（水） 13：30～17：00（開場 12：30）

プログラム

[第一部]

●新制度施行状況報告（内閣府）

●事例紹介

地域子ども・子育て支援事業の各自治体の取組について“人材確保”等を主なテーマに担当者にご報告いただきます。

- ・ 大分県豊後高田市／利用者支援事業
- ・ 東京都練馬区／病児保育事業
- ・ 長野県長野市／ファミリー・サポート・センター事業

※順不同

[第二部]

●企業主導型保育事業について（内閣府）

●企業主導型保育事業の推進に係る取組について（大阪府）

●事例紹介

助成決定された企業の取組を担当者にご紹介いただきます。

- ・ 株式会社ダイナシティ（神奈川県小田原市）
- ・ 平成レッグス株式会社（香川県高松市）
- ・ 吉泉産業株式会社（大阪府枚方市）

※順不同

お申込方法

ホームページからのお申し込み：<http://www.kodomokosodate.jp/>

FAX でのお申し込み方法：申込書に必要事項をご記入いただき、お申し込みください。

※締切：平成 29 年 2 月 21 日（火）

子ども・子育て支援新制度フォーラム事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-11-1 オランダヒルズ森タワーRoP701

株式会社ワンステップワークショップ内

TEL. 0120-951-225 FAX. 03-5408-0097 受付時間 9:30 から 18:30 まで

E-mail：shinseido@onestepworkshop.co.jp WEB：<http://www.kodomokosodate.jp/>

雇児発0124第1号
社援発0124第1号
老 発0124第1号
平成29年1月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。

今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第

6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成29年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成28年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるので、ご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果すことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益性性格に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。

このような中、これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の使途等について明確な説明責任を果たすことが困難であった。

このため、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

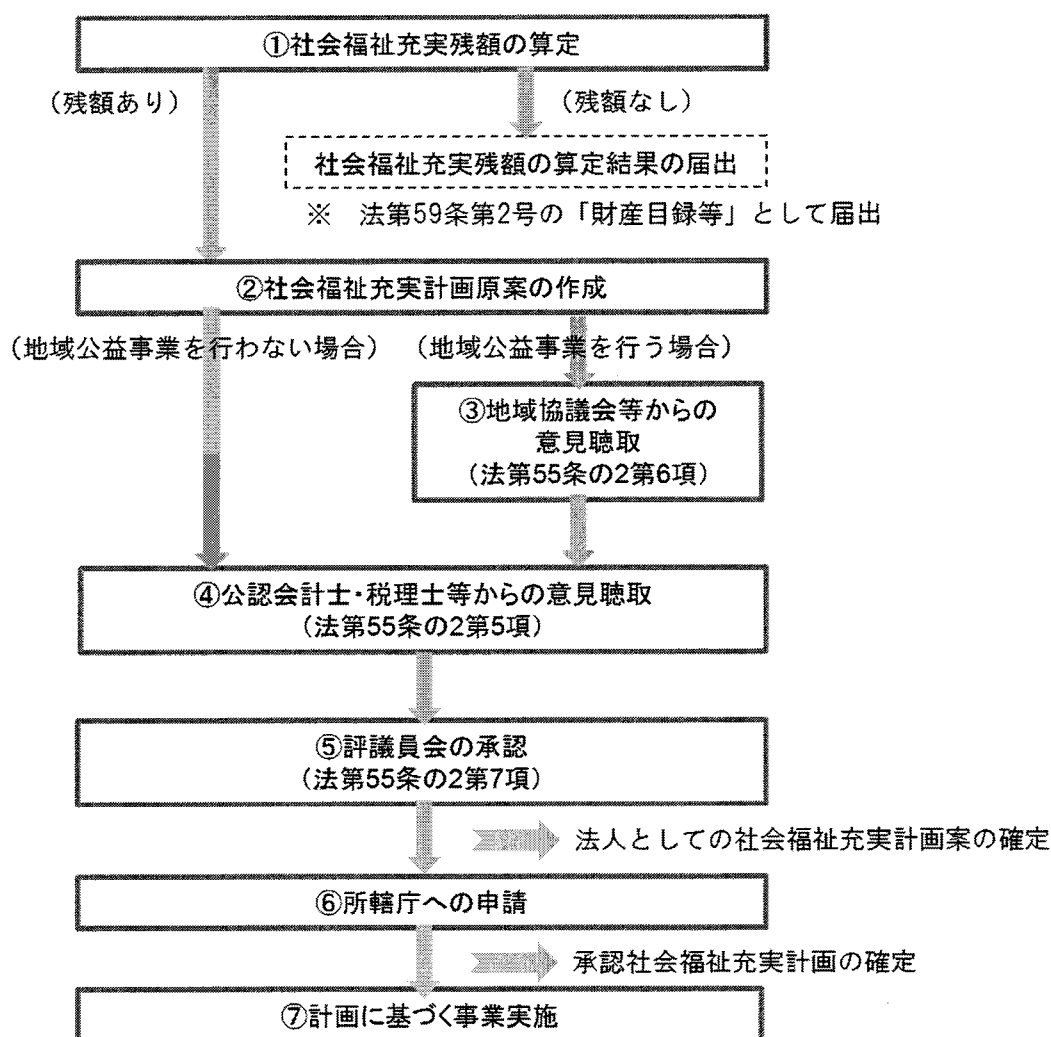
さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合には、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第55条の2第1項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第6条の14関係）

(1) 控除対象財産の基本的な考え方

「控除対象財産」は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要な自己資金、運転資金に限定する。

(2) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定すること。

(計算式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－ (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」)

① 活用可能な財産 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率 (%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

＋ (建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合 (%)) －過去の大規模修繕に係る実績額〇円

(注1) 過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例 ((5) の⑤参照。)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

＋ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例 ((7) 参照。)

なお、上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、4から8までに掲げる手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。

ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。

また、上記計算式の各種指標については、別途（独）福祉医療機構に構築することとしている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）によるデータ等を踏まえ、毎年度検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うものであること。

(3) 「活用可能な財産」の算定（法第55条の2第1項第1号及び規則第6条の14第1項第1号関係）

「活用可能な財産」は、法人単位の貸借対照表から、次のとおり算定すること。

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員等短期借入金			
未収収益				1年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定リース債務			
医薬品				1年以内返済予定役員等長期借入金			
診療・療養等材料費				1年以内支払予定長期未払金			
給食用材料				未払費用			
商品・製品				預り金			
仕掛品				職員預り金			
原材料				前受金			
立替金				前受収益			
前払金				仮受金			
前払費用				賞与引当金			
1年以内回収予定長期貸付金				その他の流動負債			
短期貸付金							
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			

投資有価証券				退職給付引当金			
				長期未払金			
				長期預り金			
その他の固定資産				その他の固定負債			
土地				負債の部合計	Ⓑ		
建物				純資産の部			
構築物				基本金	Ⓒ		
機械及び装置				国庫補助金等特別積立金	Ⓓ		
車両運搬具				その他の積立金			
器具及び備品				〇〇積立金			
建設仮勘定				次期繰越活動増減差額			
有形リース資産				(うち当期活動増減差額)			
権利							
ソフトウェア							
無形リース資産							
投資有価証券							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
〇〇積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産				純資産の部合計			
資産の部合計	Ⓐ			負債及び純資産の部合計			

※ 「活用可能な財産」 = Ⓐ - Ⓑ - Ⓒ - Ⓓ

なお、この計算の結果が0以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要であること。

(4) 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

① 基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものとする。

一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはならない。

こうした基本的な考え方の下、具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりであること。

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。	－	
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎		

立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
短期貸付金	生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	

	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。(注1)
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車両運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。

事業区分 間長期貸 付金	他の事業区分への貸付金で貸借対 照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するもの をいう。		法人全体の貸借対照表に は計上されない。
拠点区分 間長期貸 付金	同一事業区分内における他の拠点 区分への貸付金で貸借対照表日の 翌日から起算して入金の期限が1 年を超えて到来するものをいう。		
退職給付 引当資産	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てた 現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り 金積立資 産	長期預り金（注：ケアハウス等にお ける入居者からの管理費等）に対応 して積み立てた現金預金等をいう。		
〇〇積立 資産	将来における特定の目的のために 積み立てた現金預金等をいう。なお、 積立資産の目的を示す名称を付し た科目で記載する。	—	用途目的の定めのない財 産であることから控除対 象とはならない。（注3） ただし、障害者総合支援法 に基づく就労支援事業に よる工賃変動積立資産に ついては、この限りではな い。
差入保証 金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸 人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供 されることが明らかに見 込まれることから、控除対 象となる。
長期前払 費用	時の経過に依存する継続的な役務 の享受取引に対する前払分で貸借 対照表日の翌日から起算して1年 を超えて費用化される未経過分の 金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対 象となる。
その他の 固定資産	上記に属さない債権等であって、貸 借対照表日の翌日から起算して入 金の期限が1年を超えて到来する ものをいう。ただし、金額の大きい ものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供 されるものに限り、控除対 象となる。

注1 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立時に必要とされた基本財産（社会福祉施設等を経営する法人にあっては、100万円又は1,000万円、社会福祉施設等を経営しない法人にあっては、1億円又は所轄庁が認めた額など、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号。）等に基づき必要とされた額に限る。）の範囲内で控除対象となる。

注2 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用方策が明らかな場合（翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。）については、この限りではない。

なお、土地・建物を翌々会計年度以降に活用する場合にあっては、社会福祉充実計画において、具体的な活用方策を記載することにより、当該土地・建物を保有し、活用することが可能である。

注3 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から用途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等については、控除対象となる。

注4 損害保険金又は賠償金を受け、これを原資として建物等の現状復旧を行うための財産については、当該保険金又は賠償金の範囲で控除対象となる。

② 対応基本金及び国庫補助金等特別積立金の調整

控除対象財産の財源について、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金及び国庫補助金等特別積立金を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行うこと。

なお、対応基本金については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号。以下「運用取扱通知」という。）の別紙3（⑥）の基本金明細書に記載される第1号基本金及び第2号基本金に係る当期末残高の合計額とすること。

③ 対応負債の調整

控除対象財産の財源について、借入金（負債）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

具体的な調整方法については、貸借対照表における次の①から④までの科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。）を、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の合計額から差し引くこと。

負債の部	
大科目	中科目
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 ① 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 ② 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債
固定負債	③ 設備資金借入金 長期運営資金借入金 ④ リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債

※ 「対応負債」 = ① + ② + ③ + ④

④ 対応基本金等の調整の結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が0未満となる場合の取扱い

②及び③の調整の結果が0未満となる場合については、当該調整結果にかかわらず、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額を0とすること。

【対応基本金及び国庫補助金等特別積立金並びに対応負債の調整の例】

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金預金	20	設備資金借入金	30
固定資産		長期運営資金借入金	10
基本財産		純資産の部	
土地	20	基本金 ※ 第3号基本金を含まない場合。	20
建物	60	国庫補助金等特別積立金	10
		次期繰越活動増減差額	30

※1 本事例の場合、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる額は、土地・建物価額 80－対応基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10－対応負債（設備資金借入金） 30＝20 となる。

※2 これは、「活用可能な財産」の算定に当たって、資産 100－負債 40－基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10＝30 としているが、ここから土地・建物価額 80 全額を控除した場合、当該価額の構成要素となっている負債、基本金及び国庫補助金相当額について二重の控除となるため、上記の調整を行うものである。

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙4に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 (記載例)							→算定シートで判定(財産目録を構成しない)	
平成 年 月 日現在							(単位:円)	
貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額
I 資産の部								
1 流動資産								
現金預金								
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	xxx	x	
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	運転資金として	-	-	xxx	x	
			小計			xxx		
事業未収金		-	〇月分介護報酬等	-	-	xxx	x	
.....	-	-	-		
			流動資産合計			xxx		
2 固定資産								
(1) 基本財産								
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	-	-	xxx	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	-	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	-	-	xxx	○	
			小計			xxx		
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	xxx	xxx	xxx	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	xxx	xxx	xxx	○	
			小計			xxx		
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	xxx	○	
投資有価証券	第〇回利付国債他	-	特段の指定がない	-	-	xxx	x	
.....	-	-	-		
			基本財産合計			xxx		
(2) その他の固定資産								
土地	(C拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	xxx	x	
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	-	本部として使用している	-	-	xxx	○	
			小計			xxx		
建物	(D拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	xxx	xxx	xxx	○	
車輛運搬具	〇〇他3台	-	利用者送迎用	xxx	xxx	xxx	○	
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	-	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	-	-	xxx	x	
.....	-	-	-		
			その他の固定資産合計			xxx		
			固定資産合計			xxx		
			資産合計			xxx		

II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	-		-	-	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	-		-	-	×××
.....	-		-	-
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	-		-	-	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
.....	-		-	-
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- ・なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

(5) 「再取得に必要な財産」の算定(規則第6条の14第1項第2号関係)

① 基本的な考え方

社会福祉施設等の「再取得に必要な財産」については、現に事業に活用している建物・設備等と同等のものを将来的に更新することを前提としつつ、建物については、建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮した建設単価等上昇率を勘案した上で必要額を控除する。

また、建替費用は、補助金、借入金、自己資金(寄付金を含む。以下同じ。)により構成されるが、当該自己資金相当額については、基本的には、毎会計年度計上される減価償却費相当額が財源となることが想定される。

このため、建物の建替に必要な財産の算定に当たっては、直近の補助金や借入金の水準を勘案した一般的な自己資金比率を設定し、これに減価償却累計額を乗じて得た額を基本とする。

また、当該財産は、建物の経過年数に応じて必要な財産額を算定するため、独立した建物単位で算定し、これらを法人全体で合算するものとする。

② 減価償却累計額について

減価償却累計額は、減価償却期間満了後の額ではなく、社会福祉充実残額を算定する各会計年度末において、既に計上された減価償却費の累計額とすること。

また、減価償却累計額は、建物の建設時からの経過年数に応じて異なるものであることから、独立した建物単位で算定し、それぞれ次の③及び④に掲げる割合を乗じること。

なお、建物に係る減価償却の計算に当たって必要となる耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

③ 建設単価等上昇率について

建設単価等上昇率については、別に通知する国土交通省が公表する建設工事費デフレーターによる上昇率又は次の計算式による割合のいずれか高い割合により算定すること。

(計算式)

別に定める1㎡当たりの建設等単価÷当該建物の建設時における1㎡当たりの建設単価(当該建物の建設時の取得価額÷当該建物の建設時における延べ床面積)(小数点第4位を四捨五入すること。)

④ 一般的な自己資金比率について

一般的な自己資金比率については、別に定める割合を乗じて算定すること。

ただし、現に社会福祉事業等に活用している建物について、建設時における自己資金比率が一般的な自己資金比率を上回る場合には、次の計算式により得た割合とすることができること。

(計算式)

当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額(小数点第4位を四捨五入すること。)

また、既存建物を取得した場合については、当該建物の取得時における自己資金比率が、一般的な自己資金比率以下である場合にあっては一般的な自己資金比率と、一般的な自己資金比率を上回る場合にあっては当該建物の取得時における自己資金比率とすることができること。

⑤ 大規模修繕に必要な費用について

大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額(当該計算の結果が0未満となる場合については、0とすること。)とすること。

ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。

(計算式)

建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×{建物に係る貸借対照表価額÷(建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額)}

⑥ 設備・車両等の更新に必要な費用

設備・車両等の更新に必要な費用については、(4)の算定に当たって、財産目録において特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額とすること。

(6) 「必要な運転資金」の算定（規則第6条の14第1項第3号関係）

① 基本的な考え方

「必要な運転資金」については、賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金として、必要額を控除する。

② 年間事業活動支出の3月分について

年間事業活動支出の3月分は、次のとおり、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に12分の3を乗じて得た額とすること。

勘定科目		予算	決算	差異	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入			
		老人福祉事業収入			
		児童福祉事業収入			
		保育事業収入			
		就労支援事業収入			
		障害福祉サービス等事業収入			
		生活保護事業収入			
		医療事業収入			
		(何)事業収入			
		(何)収入			
		借入金利息補助金収入			
		経常経費寄付金収入			
		受取利息配当金収入			
		その他の収入			
		流動資産評価益等による資金増加額			
	事業活動収入計				
	支出	人件費支出			
		事業費支出			
		事務費支出			
		就労支援事業支出			
授産事業支出					
(何)支出					
利用者負担軽減額					
支払利息支出					
その他の支出					
流動資産評価損等による資金減少額					
事業活動支出計			Ⓐ		
事業活動資金収支差額					

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入				
		施設整備等寄付金収入				
	設備資金借入金収入					
	固定資産売却収入					
		その他の施設整備等による収入				
		施設整備等収入計				
支出		設備資金借入金元金償還支出				
		固定資産取得支出				
	固定資産除却・廃棄支出					
	ファイナンス・リース債務の返済支出					
		その他の施設整備等による支出				
		施設整備等支出計				
		施設整備等資金収支差額				
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入				
		長期運営資金借入金収入				
		長期貸付金回収収入				
	投資有価証券売却収入					
	積立資産取崩収入					
	その他の活動による収入					
		その他の活動収入計				
支出		長期運営資金借入金元金償還支出				
		長期貸付金支出				
	投資有価証券取得支出					
	積立資産支出					
		その他の活動による支出				
		その他の活動支出計				
		その他の活動資金収支差額				
		予備費支出				
		当期資金収支差額合計				
		前期末支払資金残高				
		当期末支払資金残高				

※ 「年間事業活動支出の3月分」 = ㉠ × 3 / 12

(7) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（具体的には、(5)及び(6)の算定の結果の合計額と、年間事業活動支出（(6)の②の㉠と同額とする。以下同じ。）とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合とする。）の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、(2)の社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額を控除することができること。

なお、この場合、(5)及び(6)の算定の結果については、控除しないこと。

(8) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存

社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、法人において、毎会計年度における最初の日から10年間保存しておくこと。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、当該計画の実施期間における各年度の当該書類について、計画の実施期間の満了の日から10年間保存しておくこと。

(9) その他

社会福祉充実残額の算定に当たっては、法人の計算書類などから、各種数値を用いて算定する必要があるが、これらの事務処理の簡素化を図る観点から、法人においては、原則として電子開示システムに組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用すること。

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容（法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係）

社会福祉充実計画は、3による計算の結果、社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならないものである。

また、社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次に掲げるとおりであり、具体的な様式は別紙1のとおりとすること。

- ① 既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ② 事業区域
- ③ 社会福祉充実事業の事業費
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ 計画の実施期間
- ⑥ 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報
- ⑦ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧ 資金計画
- ⑨ 公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩ 地域協議会等の意見の反映状況
(地域公益事業を実施する場合に限る。)
- ⑪ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。

(2) 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類（法第55条の2第4項及び規則第6条の16関係）

社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載すること。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならないが、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること。

また、新たな事業を実施する場合については、定款変更の有無を検討し、所轄庁とも相談の上、必要な手続を行うこと。

(3) 地域公益事業について（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業については、法第55条の2第4項第2号の規定のとおり、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであり、法第26条第1項に規定する公益事業に該当するものであること。

地域公益事業の内容については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成28年6月1日付け社援基発0601第1号）を参照のこと。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができること。

- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効すること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること。

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5. 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士・税理士等への意見聴取（法第55条の2第5項及び規則第6条の17関係）

社会福祉充実計画原案の策定後、次に掲げる内容について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家への意見聴取を行うこと。

① 社会福祉充実残額の算定関係

- ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定
- イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算
- ウ 再取得に必要な財産の再計算
- エ 必要な運転資金の再計算
- オ 社会福祉充実残額の再計算

② 法人が行う社会福祉充実事業関係

カ 事業費の再計算

また、財務の専門家とは、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く。）であっても差し支えないこと。

なお、意見聴取の結果については、別紙2の様式例により、公認会計士又は税理士等の財務の専門家から確認書を提出させること。

また、当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降を基本とすること。

6. 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる内容について、地域協議会等への意見聴取を行うこと。

- ① 地域の福祉課題
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容
- ③ 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- ④ 関係機関との連携

なお、地域協議会については、法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることを踏まえ、原則として所轄庁が体制整備を行うものであり、具体的な内容については別紙3のとおり、地域の実情に応じた体制を構築すること。

7. 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認（法第55条の2第7項関係）

5、6の手続を経て必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画原案は、評議員会に諮り、その承認を得た上で、法人としての社会福祉充実計画案を確定すること。

なお、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要であること。

8. 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係）

評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。

所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行うこと。

- ① 計画案に必要事項が記載されているか。
- ② 計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。
- ③ 計画案の内容に、次に掲げる視点から著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。
 - ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性（法第55条の2第9項第1号）
 - イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第2号）

ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第3号）

- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の用途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行うものとする。

なお、所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合については、当該計画案の承認をもって将来の施設整備費補助、事業所指定等を法人に対して確約するものではないことに留意すること。

また、行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。

9. 社会福祉充実計画に基づく事業実施（法第55条の2第11項関係）

所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと。

なお、社会福祉充実事業の開始時期については、所轄庁の承認日以降とすること。

また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、10又は11に記載のとおり、当該計画の変更又は終了手続を行うこと。

10. 社会福祉充実計画の変更（法第55条の3及び規則第6条の18から第6条の20まで関係）

社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、別紙5の様式例により、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。

社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続は、3から8までに掲げる手続を改めて行う必要があるので留意すること。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、別紙6の様式例により、所轄庁に届出を行うこと。

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のよう な大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を 超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存事業の内容について、左記以外 の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以 内で増減させる場合
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村域を超えて事業実施地域の 変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変 更を行う場合
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更 を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更 を行う場合
社会福祉充実 残額関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の変更に併せて計画上の社 会福祉充実残額について20%を超 えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の変更に併せて計画上の社 会福祉充実残額について20%以内 の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事 務所の所在地、連絡先を変更する場合

なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。

1 1. 社会福祉充実計画の終了（法第55条の4及び規則第6条の2 1 関係）

社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難である場合には、別紙7の様式例により、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができること。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、

- ① 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
- ② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合
などが想定されること。

なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定すること。

1 2. その他

(1) 社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ① 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
- ② 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合
なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができること。

(2) 社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努めること。

(3) 社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存しておくこと。

(別紙1)

平成〇年度～平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号	
法人代表者氏名									
法人の主たる所在地									
連絡先									
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日									
評議員会の承認年月日									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成〇年度末現在)	1か年度目 (平成〇年度末現在)	2か年度目 (平成〇年度末現在)	3か年度目 (平成〇年度末現在)	4か年度目 (平成〇年度末現在)	5か年度目 (平成〇年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額	
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)									
本計画の対象期間									

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						
	小計					

	小計					
4か年度目						
	小計					
5か年度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
	計画の実施期間における事業費合計							
	財源構成	社会福祉充実残額						
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
----------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

社会福祉充実計画記載要領

1. 基本的事項について

- ① 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日
地域協議会の開催日など、意見聴取を行った年月日を記載すること。
- ② 公認会計士・税理士等の意見聴取年月日
確認書に記載の年月日を記載すること。
- ③ 会計年度別の社会福祉充実残額の推移
本計画の対象となる社会福祉充実残額の総額（確定額）を記載するとともに、計画の実施期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額及び当該残額の推移（見込額）を記載すること。
また、社会福祉充実事業に充てない社会福祉充実残額がある場合には、6のとおり、理由を記載した上、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。
- ④ 本計画の対象期間
本計画の対象期間は、所轄庁の承認見込日以降を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期とすること。

2. 事業計画

- 1か年度目～5か年度目（又は10か年度目）までの間に、どのような事業に、それぞれいくらかを使用するかを記載すること。
- なお、例えば、2か年度目から事業を開始し、4か年度目に終了するなど、事業の始期及び終期、各年の事業費規模は法人の任意で定めることが可能であること。
- また、「既存・新規の別」欄については、既存事業の充実を図るための事業を行う場合には「既存」と、新たに既存事業以外の事業を行う場合には「新規」と記載すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

- 「検討結果」欄には、それぞれの項目ごとに社会福祉充実残額を活用する又は活用しない理由を記載すること。

4. 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。
- ② その他については、寄付金その他の利用料収入等が想定し得ること。
- ③ 事業費については、2の事業計画及び5の事業の詳細の計数と一致していること。

5. 事業の詳細

- ① 「事業名」欄については、法人が任意で定めたものを記載すること。
- ② 「主な対象者」欄については、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者の別を基本として、法人が任意で記載すること。
- ③ 「想定される対象者数」欄については、事業費積算上の対象者数として差し支えないこと。
- ④ 「事業の実施地域」欄については、事業を利用することができる者の住所地を特定して記載すること。

また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。

- ⑤ 「事業の実施時期」欄については、計画策定時点で想定している事業の開始時期から終期までの期間を記載すること。
- ⑥ 「事業内容」欄については、どのような者を対象に、どのような福祉サービスを、どの程度の頻度で、いつまでの期間行うのかを記載すること。

なお、具体的な事業内容は、地域の実情を踏まえ、法人が自主的に判断すべきものであるが、例えば次表のような取組が考えられること。

第1順位：社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備・ 低所得者に対する低廉な住居の供給・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等
第2順位：地域公益事業	<ul style="list-style-type: none">・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援 ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり ・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け ・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援 ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援 ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 ・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援 ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等
第3順位：その他公益事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等

⑦ 「事業の実施スケジュール」欄については、各年における事業の到達見込みを記載すること。

⑧ 「事業費積算」欄については、詳細な計算式は不要であり、人件費〇円、備品購入費〇円、雑役務費〇円といったおおよその内訳を記載すれば足りること。

なお、公認会計士・税理士等に対する意見聴取に係る費用など、社会福祉充実計画策定に係る費用は、当該事業費として積算して差し支えないこと。

⑨ 「地域協議会等の意見と反映状況」欄については、地域協議会で示された主な意見と、当該意見について、事業の中にどのように反映したかを記載すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

社会福祉充実計画については、原則として、社会福祉充実残額の全額について、5か年度以内の計画の実施期間に活用しなければならないものであるが、これにより難しい合理的な理由がある場合には、その理由を記載すること。

この場合、合理的な理由とは、例えば、次のような理由が想定されるものであり、合理的な理由なく社会福祉充実残額の一部を社会福祉充実に充当せず、又は計画の実施期間を延長することは認められないこと。

① 社会福祉充実残額が多額であるため、5か年度の計画の実施期間内に事業を完了することが非効率かつ困難であること。

- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難であること。
- ③ 計画の実施期間満了後に新規の事業拡大、既存建物の建替等を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的ではないこと。
- ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画の実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。

(別紙1－参考②)

平成29年度～平成33年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0123456789123				
法人代表者氏名	福祉 太郎							
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2							
連絡先	03-3595-2616							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成29年6月10日							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成29年6月13日							
評議員会の承認年月日	平成29年6月29日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (平成32年度末現在)	5か年度目 (平成33年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円	
本計画の対象期間	平成29年8月1日～平成34年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000千円

	小計					24,000 千円
2か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
3か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
4か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
5か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
合計						100,000 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
職員育成事業	計画の実施期間における事業費合計	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
単身高齢者のくらしの安心確保事業	計画の実施期間における事業費合計	19,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	75,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	19,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	14,000千円	75,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍5年以上の職員	
想定される対象者数	50人	
事業の実施地域	-	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	2か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	3か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	4か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	5か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50万円×職員10人(単年度)×5か年=2,500万円	
	合計	25,000千円(うち社会福祉充実残額充当額25,000千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	-	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	・社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・事業の利用希望者の募集
	2か年度目	・利用者に対する支援の実施
	3か年度目	・利用者に対する支援の実施
	4か年度目	・利用者に対する支援の実施
	5か年度目	・利用者に対する支援の実施 ・地域支援事業等へのつなぎ

事業費積算 (概算)	人件費 800 万円 (単年度) × 5 か年 = 4,000 万円
	旅費 200 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,000 万円
	賃料 100 万円 (単年度) × 5 か年 = 500 万円
	光熱水費 20 万円 (単年度) × 5 か年 = 100 万円
	その他事業費 280 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,400 万円
	初度設備購入費 500 万円
	合計 75,000 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 75,000 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

(別紙2 - 様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称

印

私は、社会福祉法人○○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上

(別紙 3)

地域協議会の設置・運営について

1. 地域協議会の位置付け

改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められる。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。

その際、社会福祉法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置するものとする。

2. 地域協議会の体制整備

地域協議会の体制整備に係る責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。

所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(注) 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うものである。

また、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとする。

具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。(人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。)

(注) ただし、所轄庁が自ら地域協議会を開催することも妨げるものではない。

所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

また、都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、都道府県単位の地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

3. 地域協議会の実施区域について

地域協議会の実施区域は、原則として所轄庁単位とする。

なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

4. 地域協議会の構成員について

地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。

- ① 学識有識者
- ② 保健医療福祉サービス事業者
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 自治会等地域住民の代表者
- ⑤ ボランティア団体
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 福祉行政職員（町村職員を含む。）

なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

5. 地域協議会の役割について

地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方

などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが望ましい。(地域公益事業の実施状況の確認については、社会福祉充実計画の策定に当たって行われる地域協議会とは別途、年1回程度行うことが考えられる。)

なお、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

6. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

(別紙4－様式例①)

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
又は 殿
〇〇〇市市長

(申請者)
社会福祉法人 〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙4 様式例②)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

社会福祉充実計画承認通知書

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙5 様式例①)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙5－様式例②)

(文書番号)
平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事
又は
○○○市市長

承認社会福祉充実計画変更承認通知書

平成○年○月○日付け(文書番号)により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙6 一様式例)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙7-様式例①)

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
又は 殿
〇〇〇市市長

(申請者)
社会福祉法人 〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

--

(添付資料)

- ・ 終了前の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

(別紙7-様式例②)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇都道府県知事

又は

〇〇〇市市長

承認社会福祉充実計画終了承認通知書

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

社援基発0124第1号
平成29年1月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（公印省略）

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、250,000円とする。
2. 事務処理基準の3の（5）の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、22%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター (建設総合指数)	2015年と比較した伸び率
1960 以前	21.0	5.206
1961	23.2	4.707
1962	23.7	4.611
1963	24.4	4.483
1964	25.4	4.295
1965	26.2	4.169
1966	28.1	3.882
1967	29.8	3.668
1968	30.8	3.541
1969	32.8	3.332
1970	34.9	3.131
1971	35.4	3.087
1972	38.6	2.831
1973	48.7	2.241
1974	57.8	1.889
1975	58.5	1.867
1976	63.3	1.725
1977	66.0	1.654
1978	69.6	1.569
1979	77.1	1.416
1980	84.1	1.298
1981	84.4	1.294
1982	84.7	1.290
1983	84.7	1.290
1984	86.5	1.262
1985	86.1	1.268
1986	85.5	1.276
1987	87.1	1.254
1988	88.7	1.231
1989	93.5	1.168
1990	96.7	1.130
1991	99.1	1.102
1992	100.4	1.087
1993	101.0	1.081
1994	101.4	1.077
1995	101.5	1.076
1996	101.8	1.073
1997	102.5	1.065
1998	100.5	1.086

1999	99.6	1.097
2000	99.8	1.094
2001	98.1	1.113
2002	97.1	1.124
2003	97.7	1.117
2004	98.8	1.105
2005	100.0	1.092
2006	102.0	1.071
2007	104.6	1.044
2008	107.9	1.012
2009	104.3	1.047
2010	104.6	1.044
2011	106.2	1.028
2012	104.5	1.045
2013	107.0	1.021
2014	109.8	0.995
2015 以降	109.2	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.094 となる。

「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等
について（案）」に対する意見募集の結果について

平成 29 年 1 月 24 日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

平成 28 年 12 月 14 日（水）から平成 29 年 1 月 12 日（木）までの間、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」に関して意見を募集したところ、144 通の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する考え方につきまして以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。

また、誤謬訂正に関するご意見については、正式に通知する際に、適宜反映をさせていただきます。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
総論関係		
1	事務処理基準及び別に定める単価については、制度施行後の状況を踏まえ、検証・見直しを行うべき。	社会福祉充実計画の策定等については、制度改正による新たな取組であることから、制度施行後の状況を注視しつつ、課題がある場合には必要な見直しを行ってまいります。
2	社会福祉法人が保有する余裕財産については、社会福祉充実計画を通じた社会福祉充実残額の再投下の義務付けではなく、所轄庁による指導の強化等を通じて有効に活用されるようにすべき。	これまでの社会福祉法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の用途等について明確な説明責任を果たすことが困難でした。 このため、全ての法人に共通するルールを設定した上で、その保有する財産から事業継続に必要な財産を控除し、これを上回る財産（社会福祉充実残額）が

		<p>ある場合には、社会福祉充実計画を策定するとともに、これに従って既存事業の充実や新たな事業に再投下を義務付けるなどの見直しを行うものです。</p> <p>こうした見直しを通じて、税制優遇を受ける公益性の高い非営利法人として、地域における取組を一層促すとともに、説明責任の強化を図るものであり、ご理解をいただきたいと思います。</p>
3	<p>社会福祉充実計画を策定するための時間的余裕がなさ過ぎる。少なくとも初年度においては一定の時間的配慮を行うべき。</p>	<p>厚生労働省としては、Q&Aの発出等を通じて、法人において、社会福祉充実計画が円滑に策定できるよう、必要な支援を行ってまいります。</p>
<p>控除対象財産の算定方法関係</p>		
4	<p>社会福祉充実残額の算定に当たって、財産目録の記載など、法人の事務処理が煩雑になるのではないか。</p>	<p>「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において、社会福祉充実残額算定シートを組み込むこととしており、当該算定シートにおいて、自動計算ができるようにすること等により、可能な限り円滑に事務処理が行えるよう、配慮しているところです。</p> <p>今後とも、法人の事務処理の円滑化が図られるよう、制度の施行状況を注視してまいります。</p>
5	<p>人件費積立資産、修繕積立資産等の積立資産については、控除対象財産とすべき。</p>	<p>社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上当該積立資産が計上されていることのみをもって控除対象財産とすることは困難であると考えております。</p>
6	<p>従業員向けの駐車場の設置に係る土地は控除対象財産に位置付けて欲しい。</p>	<p>「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産となります。</p>
7	<p>対応基本金の調整は、これを行うことにより、建物価額がゼロ</p>	<p>基本金については、法人が維持すべき財政基盤であることから、事業継続に</p>

	<p>となってしまうケースがあることから、行うべきではない。</p>	<p>必要な財産として、法人が保有する資産から差し引くこととしています。</p> <p>なお、減価償却が相当程度進んでいる場合、対応基本金等の調整により、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の計算結果がマイナスとなることがあり得ますが、この場合、他の控除対象財産の計算に影響しないよう、ゼロとする取扱いとしています。</p>
8	<p>減価償却累計額は、固定資産の維持・更新のための費用であり、全額控除対象財産とすべき。</p>	<p>「再取得に必要な財産」の算定方法については、社会福祉法人を含め、事業体が継続的に経営する際、借入金の活用を含む運営を行っていること、また、現状、社会福祉施設等の整備に当たって、補助制度や融資制度が活用されていることなどを考慮し、一般的な自己資金の比率の範囲内で控除対象財産とすることといたしました。</p>
9	<p>「再取得に必要な財産」の算定に当たっては、建物の減価償却累計額ではなく、総工費を基準とすべき。</p>	<p>「再取得に必要な財産」の算定に当たって、総工費を基準とした場合、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」において貸借対照表価額を控除していることから、当該価額相当額が二重に控除されることとなるため、適当ではないと考えています。</p>
10	<p>「再取得に必要な財産」については、建物を基準とした場合、解体費用や整地費用、仮施設の設置、人件費増の補てん、災害などによる不測の支出などの費用を賄うことができず、事業継続に必要なリスクヘッジが困難であり、これらを含めた算定方法を考えるべき。</p>	<p>「再取得に必要な財産」の算定方法については、全法人にとって公平なルールを設定する観点から、建物を基準として算定することとしたものであり、ご理解をいただきたいと考えます。</p> <p>今後とも、制度の施行状況を注視した上で、必要な検討を行ってまいります。</p>
11	<p>「再取得に必要な財産」については、平均的な自己資金比率で</p>	<p>「再取得に必要な財産」の算定に当たっては、平均的な自己資金比率又は建</p>

	はなく、実際の自己資金比率で算定すべき。	物建設時の実際の自己資金比率のいずれか高い方を法人が選択できる仕組みとしています。
12	「再取得に必要な財産」の算定に当たっては、これまでの間、1人当たりの居室面積基準等が引き上げられてきたことを適切に勘案すべき。	<p>今回の制度改革においては、事務処理の簡便性などにも配慮しつつ、ご指摘のような点があることを踏まえ、建設時の㎡当たりの単価と、直近の平均的な㎡当たり単価である25万円を比較した乗率を勘案することができることとしているところです。</p> <p>当該平均的な㎡当たり単価については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて把握できるデータなどを踏まえ、引き続き検証・検討してまいります。</p>
13	「再取得に必要な財産」の計算式については、建替等に当たって確実に国庫補助がなされることが前提となるべき。	将来の建替等の際の動向は定かではありませんが、「再取得に必要な財産」の計算に当たって必要となる一般的な自己資金比率等については、直近の国庫補助水準の動向等を踏まえつつ、必要な見直しを行ってまいります。
14	1㎡当たりの建設等単価については、直近1年又は2年の状況を反映すべき。	<p>制度施行においては、一定のデータの母数を確保する観点から、直近5か年の実績を元に設定いたしました。</p> <p>今後、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて把握できるデータなどを踏まえ、その在り方について引き続き検証・検討してまいります。</p>
15	建設等単価については、地域差を考慮できるスキームとすべき。	今回の制度改革においては、地域ごとの建設費に係る網羅的なデータを把握することが困難であったことから、全国的な平均額といたしましたが、今後、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて把握できるデータなどを踏まえ、その在り方について引き続き検証・検討してまいります。

16	「大規模修繕に必要な費用」の算定に当たって、大規模修繕とは具体的にどのような内容を指すのか、その定義を明確にすべき。	大規模修繕の定義については、今後、Q&A等でお示しをしたいと考えています。
17	社会福祉法人本部に係る経費については、他の拠点区分から繰り入れを行っているため、本部拠点区分に限って、運転資金として年間事業活動支出全額を控除対象とすべき。	控除対象財産の算定は、法人単位で算定するものであり、本部会計の拠点・施設会計の拠点等、いずれの拠点単体に属している運転資金かは考慮しないこととしています。
18	「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、自治体からの公費の交付に係る運用や補助金を受けて設置された基金の保有などの実態を踏まえ、より弾力的に見直しをして欲しい。	ご意見を踏まえ、社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準の3の(7)の規定について、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」との合計額が年間事業活動支出を下回る場合には、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」及び「年間事業活動支出」の合計額を控除する計算式に見直しを行うことといたしました。
社会福祉充実計画関係		
19	社会福祉充実計画の実施期間は最大10年間では短すぎるので、もっと長くすべき。	社会福祉充実計画の実施期間については、行政計画などとの整合性を確保しつつ、法人に対し、実効性を伴う取組の実施を促す観点から、過剰に長期の実施期間となりすぎないように、最大10年間としていますので、ご理解をいただければと考えます。
20	社会福祉充実残額が少額である場合、事業として計画書を作成することは困難であるため、計画を策定する充実残額は100万円以上とすべき。	社会福祉充実残額を活用した事業は、地域住民を対象としたサロン活動や相談活動など、コストをかけない多様な取組も想定されることから、画一的な最低額を設定することは困難であると考えています。 ただし、計画策定にかかるコストが社会福祉充実残額を上回る場合には、計

		画策定を不要とし、柔軟な運用を行うこととしています。
21	社会福祉充実残額は、計画期間を超える期間での活用のため、例えば施設の維持・更新のための積立金など、計画的に保有することを認めるべき。	<p>社会福祉充実残額については、社会福祉充実計画の実効性を確保する観点から、原則として、最大10年間の間に、全額を再投下することとしつつ、例外的に計画期間内での費消が困難な場合に限り、その一部を社会福祉充実事業に充当しないことを容認することといたしました。</p> <p>今後とも、制度施行後の状況を注視しつつ、こうした取扱いについて検証・検討を行ってまいります。</p>
22	社会福祉事業や公益事業を行う社会福祉充実計画についても事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くべきではないか。	<p>法律上、地域公益事業を行う社会福祉充実計画のほか、地域住民等の意見を聴く義務はありませんが、運用上、ご指摘のような場合についても、併せてその意見を聴くことは可能です。</p>
23	公認会計士や税理士の意見聴取について、理事のうち、これらの資格を有する者に行うことは可能、理事長であってこれらの資格を有する者に行うことは不可能であると考えられるが、これらを明文化して欲しい。	<p>ご意見を踏まえ、社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準の5の規定について、ご指摘の点を明確化するための修正をいたします。</p>
24	社会福祉充実計画に基づく事業実績の公表については、努力義務ではなく、義務とすべき。	<p>今回の制度改正における社会福祉充実計画の事業実績の公表については、当該計画策定の目的が、主に社会福祉充実残額の将来的な用途を明らかにすることを通じて、法人の説明責任の強化を図るものであることを踏まえ、努力義務として整理しました。</p> <p>社会福祉充実事業の実績に対する所轄庁の監督を含め、今後、制度の施行状況を注視した上で、必要な検討を行ってまいります。</p>

地域協議会関係		
25	<p>地域協議会の設置については、全国一律に義務を課すのではなく、地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすべき。</p> <p>また、地域協議会の運営に当たって、国は財政的な援助を行うべき。</p>	<p>地域協議会については、法人が策定する社会福祉充実計画に、地域の福祉ニーズを客観的に反映する観点から設置が必要と考えていますが、制度施行初年度においては、体制整備が困難な実情も踏まえ、その取扱いについて、今後、Q&A等でお示しをしたいと考えています。</p> <p>なお、地域協議会の立ち上げに係る費用については、平成29年度予算案に盛り込まれた「社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業」の補助対象とするとともに、その運営経費については、地方交付税の積算基礎に盛り込む予定です。</p>
26	<p>地域協議会については、社会福祉協議会が設置主体として明確に位置付けられるべき。</p>	<p>社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業の企画」等をその設置目的としていることから、地域協議会の実施に当たって、大きな役割を担っていただくことを期待しています。</p> <p>しかしながら、地域の社会資源の状況は多様であることから、画一的に社会福祉協議会のみ限定することは困難であると考えています。</p>
その他		
27	<p>措置施設において、社会福祉充実残額が生じた場合、措置費の用途制限との関係はどうなるのか。</p>	<p>今回の制度改正を踏まえ、措置費の用途制限に係る上限額の範囲内で、地域公益事業など、さらに柔軟に活用できるよう、弾力運用の取扱いについて、検討を行うこととしています。</p>
28	<p>会計基準上、社会福祉充実計画に対応した新たなサービス区分を設けるべき。</p>	<p>社会福祉充実計画については、既存事業の充実を図ることも可能であることから、会計基準上、必ずしも新たなサービス区分を設けることとしていませんが、新規事業を実施する場合に、法人</p>

		<p>の判断で新たなサービス区分を設けることは可能です。</p> <p>今後とも、制度施行後の状況を注視しつつ、会計上の取扱いについて検証・検討を行ってまいります。</p>
--	--	--

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 24 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する
Q&A について

今般、社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

なお、改めて、租税特別措置法第 40 条の適用に関する事項は各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

本事務連絡については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問 1 過去に租税特別措置法第 40 条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第 40 条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。

(答)

直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。

【所轄庁監査の際の対応】

問 1 租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査において、理事等について、親族等特殊関係者（4～6 親等以内の親族等）が 3 分の 1 を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3 親等以内）の制限については遵守しているが、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者（6 親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。
2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度 保育三団体協議会 代表者会議（第6回）、実務者会議（第7回）を開催・・・1
- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査」について（周知）・・・1
- ・【事務連絡】ドメイン名における「保育所」等の名称の使用について……………2
- ・平成29年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内～民間社会福祉事業職員課程・春期コース～2

平成28年度 保育三団体協議会 代表者会議（第6回）、 実務者会議（第7回）を開催

平成29年2月8日、標記保育三団体協議会が開催され、当日実施の子ども・子育て会議の議事の事前説明を厚生労働省から受けた後、平成29年度の保育関係施策・予算について協議・意見交換を行いました。全保協からは、万田会長、佐藤副会長、小島副会長、森田副会長が出席しました。

平成28年度補正予算及び平成29年度予算に計上されている「保育園等整備交付金」の対象となる設置主体には、「株式会社及びNPO法人等市町村が認めた者」を対象として拡充する取扱いとされました。

これについて、万田 会長から、危急の待機児童解消のための対策という趣旨に鑑みて、「待機児童解消加速化プラン」の終期までとして期間を限定すること、「待機児童解消加速化プラン」の参加自治体に限ること、事業撤退時の交付金の返還等について一定の考え方を予め示すことなど、一定の条件を具備することが必要である旨を申し述べるとともに、併せて、企業主導型保育事業が待機児童のいない地域に設置が進んでいる状況を憂慮している点、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長へ発言をいたしました。

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の 実態調査」について（周知）

平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業において、株式会社インターリスク総研が「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査」を実施することとし、抽出調査にて本会会員の一部の施設にも調査票が発送されています。

本調査は、昨年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件などを踏まえ、社会福祉施設等において、防犯に係る安全確保を図りつつ、地域に開かれた運営を確保していくため、全国の社会福祉施設等における対応の実態把握を行うものです。

つきましては、ご多用の折お手数をおかけしますが、本調査の意義を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当初の抽出で対象となっていなかった調査票が届いていない施設におかれましても、調査票は下記ホームページよりダウンロードの上、回答が可能です。

調査票記載の回答締切は当初2月15日としていますが、2月末日まで受付されます。

○調査票のダウンロード <http://www.irric.co.jp/bouhan>

○ご記入いただいた調査票の送付先 bouhan@surece.co.jp

【本調査に関するお問い合わせ先】
株式会社インターリスク総研 事業リスクマネジメント部
川崎、寺田、齋藤 TEL：03-5296-8913

【事務連絡】ドメイン名における「保育所」等の名称の使用について

平成29年2月1日、総務省から全国保育協議会宛に、事務連絡「保育所等の名称を使用した日本語 JP ドメイン名の登録申請開始について（周知）」の案内がありました。

JP ドメイン名（「.jp」）の登録・管理を行っている株式会社日本レジストリサービス（JPRS）では、保育所等の名称を使用した日本語 JP ドメイン名について、29年10月から登録申請の受付を開始することを予定しています。

登録を行うことにより、「〇〇保育所.jp」といった日本語 JP ドメイン名をホームページの URL やメールアドレスに使用することが可能となります。

詳細につきましては JPRS のホームページ及び別添の資料をご参照ください。

JPRS ホームページ https://jprs.jp/about/jp-dom/school_name.html

<p>【本件に関するお問い合わせ先】 総務省総合通信基盤局 データ通信課 金子、光廣 TEL 03-5253-5111（代表） E-mail domain-seifu@ml.soumu.go.jp</p>	<p>【サービスに関するお問い合わせ先】 株式会社日本レジストリサービス お客様サポート係 TEL 03-5215-8457 E-mail info@jprs.jp</p>
---	--

平成29年度 社会福祉主事資格認定通信課程受講者募集のご案内 ～民間社会福祉事業職員課程・春期コース～

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、標記通信課程の平成29年度受講者を募集しています。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を通信教育により取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、児童福祉施設等の現場においても、職員の基礎的な資格として広く取得されています。

特に保育所では、子どもたちの日々の様子から障害や虐待の疑いがあるなどを察知したり、保護者あるいは地域からの多様な相談に対応するため、福祉専門職として幅広い知識が求められます。社会福祉の基礎的な資格である社会福祉主事任用資格を取得することで、児童福祉分野のみならず、関係分野である高齢者福祉・障害者福祉・社会保障分野・社会

福祉援助技術等の知識も深めていただけますので、個別ニーズに迅速かつ適切に広い視野で対応する一助となります。

標記課程は、約40年の実績を有する伝統ある通信課程であり、年間5,500名（春・秋コース通算）の方に受講いただいています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

本課程の受講申込期間を、当初の締切日（1月31日）から、平成29年2月28日（火）まで延長いたします。詳しくは受講案内をご覧ください、是非受講をご検討ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

平成29年度社会福祉主事資格認定通信課程の概要

- (1) 受講期間；平成29年4月～平成30年3月（1年間）
- (2) 学習内容；自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料；87,400円（消費税込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格；社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること。
- (5) 申込期限；平成29年2月28日（火）【当日消印有効】
- (6) 詳細・申込；中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/>
- (7) お問い合わせ；中央福祉学院 TEL：046-858-1355

保育所等の名称を使用した 日本語JPドメイン名の登録申請開始について

株式会社日本レジストリサービス

連絡先
株式会社日本レジストリサービス (JPRS)
お客様サポート係
TEL: 03-5215-8457
E-mail: info@jprs.jp

はじめに

現在、保育所等にご使用いただけるJPDドメイン名としてED.JPDドメイン名があります。この度、「〇〇保育所.jp」といった、文字列が「保育所」などで終わるJPDドメイン名の登録受付の準備を進めています。

本資料は、その内容についてお知らせするとともに、皆様からのご意見を伺うものとなっております。

いただいたご意見の検討の結果によっては、内容の修正を行うことがありますので、予めご了承ください。

最新の内容は以下でご確認いただけます。

<https://jprs.jp/about/jp-dom/school_name.html>

ご意見をお寄せください

- 本資料の内容について、次のような観点からご意見がありましたら、お寄せください。
 - － 本施策の要否について
 - － 申請できるドメイン名の文字列について
 - － 申請が競合した場合の解決方法について
 - － スケジュールについて
 - － 費用について
 - － その他、お気づきの点
- ご意見（自由記述）は、「保育所名」、「ご担当者名」、「ご連絡先（メール・TEL）」を明記いただき、以下までお送りください。

E-mail: info@jprs.jp
件名: 学校名ドメイン名に関する意見
株式会社日本レジストリサービス (JPRS)
お客様サポート係 宛
- ご意見は、2017年3月31日までに送りますようお願いいたします。

目次

1. 現在、保育所等でご登録いただけるJPドメイン名
(p.5)
2. 新たに保育所等で登録可能となるJPドメイン名
(p.9)
3. 学校名ドメイン名の登録受付について (p.14)

1.現在、保育所等でご登録いただけるJPドメイン名

JPドメイン名の種類と登録数(2016/10/1現在)

種類	登録数
汎用JPドメイン名	977,311
都道府県型JPドメイン名	11,608
属性型・地域型JPドメイン名(※)	455,895

総計 1,444,814

(※)属性型・地域型JPドメイン名の内訳

△△△.CO.JP	企業	388,263
△△△.OR.JP	企業以外の法人組織	33,546
△△△.NE.JP	ネットワークサービス	13,931
△△△.GR.JP	任意団体	6,455
△△△.ED.JP	保育所、小中高校など初等中等教育機関	5,087
△△△.AC.JP	大学など高等教育機関	3,566
△△△.LG.JP	地方公共団体	1,876
△△△.GO.JP	政府機関	589
△△△.AD.JP	JPNIC会員	260
地域型	地方公共団体、個人等	2,322

※保育所、小中高校など初等中等教育機関が登録できる属性型・地域型JPドメイン名はED.JPドメイン名です。

保育所等向けED.JPDドメイン名

現在、保育所等でご登録いただけるドメイン名として、ED.JPDドメイン名があります。

ED.JPDドメイン名

【登録資格】

- 児童福祉法やその他法律に基づく保育施設や教育機関のうち、18歳未満を対象にしたもの
- 学校法人(ED.JP登録資格を持つ保育施設や教育機関を複数設置しているもの)
- 18歳未満を対象とした教育機関をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク

内訳	件数
幼稚園	1,285
高等学校	1,007
保育所	735
小学校	500
中学校	366
各種学校・専門学校・専修学校	42
特別支援学校	33
義務教育学校・認定こども園	20
中等教育学校	7
大学の附属	2
学校法人	562
教育ネットワーク・教育センター	528
	5,087

保育所等でご登録いただける 汎用・都道府県型JPドメイン名

種類		文字列例	登録可否
汎用JPドメイン名	ASCII	example-hoikusho.jp	登録可
	日本語	エグザンプル保育.JP エグザンプル保育所.JP	登録可 登録不可
都道府県型JPドメイン名	ASCII	example-hoikusho.tokyo.jp	登録可
	日本語	エグザンプル保育.tokyo.JP エグザンプル保育所.tokyo.JP エグザンプル保育園.東京.JP	登録可 登録不可 登録不可

- 登録可となっている文字列
保育所等に限らず、日本国内に常設の住所がある方はどなたでもご登録いただけます。
- 登録不可となっている文字列
「〇〇保育所」や「〇〇保育園」という文字列は、現在、予約文字列となっているため、保育所等も含めどなた様もご登録いただけません。(後述)

2.新たに保育所等で 登録可能となるJPDドメイン名

登録可能となるドメイン名の文字列

2017年10月より、保育所等で「〇〇保育所.jp」や「〇〇保育園.jp」といった、文字列が「保育所」などで終わるJPDドメイン名（以下「学校名ドメイン名」）をご登録いただけます。

登録可能となるドメイン名の例

汎用JPDドメイン名

ドメイン名例保育所. jp

都道府県型JPDドメイン名

ドメイン名例保育所. tokyo jp
ドメイン名例保育園. 東京 jp

※現在、汎用JPDドメイン名及び都道府県型JPDドメイン名において「保育所」や「保育園」といった保育所などの名称で終わる文字列は予約文字列に指定されており、どなた様も登録できません。

登録要件

「〇〇保育所.jp」や「〇〇保育園.jp」を登録できるのは以下の日本国内に住所を持つ組織のみです。

- ✓ 児童福祉法における保育所
 - ✓ 児童福祉法における保育所の設置者 など
- ⇒ 詳細は次ページ参照

- 登録されたドメイン名は、JPRSで定期的に登録要件を満たしているかの確認を行います。登録要件を満たしていない場合は、該当ドメイン名の登録を取り消します。

ドメイン名の文字列と登録可能組織(1/2)

予約文字列(※)	登録できる特定の組織
〇〇幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法における幼稚園 • 学校教育法における幼稚園の設置者
〇〇保育所 〇〇保育園	<ul style="list-style-type: none"> • 児童福祉法における保育所 • 児童福祉法における保育所の設置者 • 地方自治体が定める基準を満たし地方自治体から認証・認定を受けたことを当該地方自治体が作成した資料等により確認できる保育施設 • 地方自治体が定める基準を満たし地方自治体から認証・認定を受けたことを当該地方自治体が作成した資料等により確認できる保育施設の設置者
〇〇こども園 〇〇子ども園 〇〇子供園	<ul style="list-style-type: none"> • 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という)における認定こども園 • 認定こども園法における認定こども園の設置者
〇〇小学校	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法における小学校 • 学校教育法における小学校の設置者
〇〇中学校 〇〇中学	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法における中学校 • 学校教育法における中学校の設置者

※ 学校種別の「ひらがな」表記も登録できる

ドメイン名の文字列と登録可能組織(2/2)

予約文字列(※)	登録できる特定の組織
〇〇義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法における義務教育学校 学校教育法における義務教育学校の設置者
〇〇高等学校 〇〇高校	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法における高等学校 学校教育法における高等学校の設置者
〇〇中等教育学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法における中等教育学校 学校教育法における中等教育学校の設置者
〇〇専門学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法における「専門学校」の名称を用いることのできる専修学校 学校教育法における「専門学校」の名称を用いることのできる専修学校の設置者 学校教育法における高等専門学校 学校教育法における高等専門学校の設置者
〇〇専修学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法における専修学校 学校教育法における専修学校の設置者
〇〇盲学校 〇〇養護学校 〇〇聾学校 〇〇支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法における特別支援学校 学校教育法における特別支援学校の設置者

※ 学校種別の「ひらがな」表記も登録できる

3.学校名ドメイン名の登録受付について

スケジュール

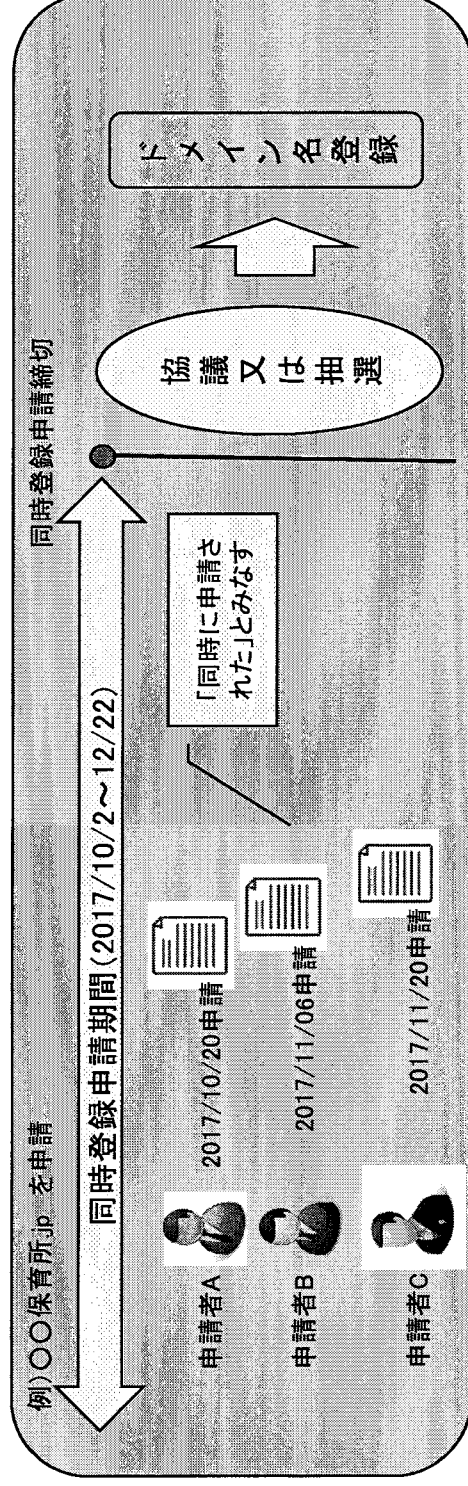
2016年10月03日(月)	登録受付に関連する資料の公開
~2017年10月01日(日)	周知期間
2017年10月02日(月)	同時登録申請の受付開始
2017年12月22日(金)	同時登録申請の受付終了
2018年02月01日(木)	通常登録申請の受付開始

同時登録申請(1/2)

通常登録申請に先立ち、同時登録申請を実施します。(申請は無料)
同時登録申請は、登録希望者からJPRSへ直接メールで申請を受け付けます。

同時登録申請の概要

同時登録申請では一定の期間を設け、その間に受理した申請は同時に受け付けられたものとみなします。(通常は先着順)
同一ドメイン名に対し、複数の申請が競合した場合は「同時登録申請者同士による協議」又は「抽選」にて登録者を決定します。



同時登録申請(2/2)

○競合が発生しなかった場合
あるドメイン名に対して申請が1件のみだった場合、その申請者が登録者になります。

○競合が発生した場合
あるドメイン名に対して複数の申請が行われた場合、「同時登録申請者同士による協議(以下、協議)」又は「抽選」にて登録者を決定します。

※「協議」「抽選」のどちらを希望するかは、同時登録申請受付時に申請者全員に確認します。
複数の申請者の内、1人でも「協議」を選択した場合には、同時登録申請者同士による協議で登録者を決定します。

【協議】

申請者同士で協議し、登録者を決定していただきます。

【抽選】

当社が指定する事前に予測できなくかつ社会的に明示される一意の数字を用いて行います。

○その他

同時登録申請料は無料です。申請者は、JPRSが「協議」又は「抽選」の結果に基づいてドメイン名を登録した後に管理指定事業者を決め、その管理指定事業者を通じて登録料をお支払いいただく必要があります。

※管理指定事業者の届け出は2019年1月31日から受け付けを開始します。ドメイン名が登録された1年後の月末までにその届け出が無かった場合、ドメイン名の廃止届けが行われたものとみなし、通常の登録申請を受け付けます。

通常登録申請

同時登録申請終了後、申請先着順による通常の登録申請を受け付けます。
申請先着順による通常の登録申請は、指定事業者を通じて申請いただきます。

参考URL

- 株式会社日本レジストリサービス (JPRS)
<<https://jprs.co.jp/>>
- 本件に関する詳細資料
 - 初等中等教育機関などの名称の登録について
<https://jprs.jp/about/jp-dom/school_name.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て会議（第30回）、基準検討部会（第33回）開催～平成29年度公定価格の対応等が示される～ 1

子ども・子育て会議（第30回）、基準検討部会（第33回）開催 ～平成29年度公定価格の対応等が示される～

平成29年2月9日、子ども・子育て会議（第30回）、基準検討部会（第33回）合同会議が開催されました。平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について（本ニュースNo.16-49で既報）、説明がありました。また、新たな枠組みとして示されている「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等」について（本ニュースNo.16-48で既報）、職員への配分方法について具体的な取り扱いが新たに記載されるとともに、「全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善」について、現行の処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算率の積み増し（3%→5%）により実施する旨が示されています。

このほか会議では、「平成28年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正」について、人件費+1.3%程度が第三次補正予算（平成29年1月31日可決成立）で確保され、平成28年4月1日に遡及適用して実施し、平成29年度からの公定価格の設定にあたって引き継がれることが説明されました。

また、小規模保育事業の入園対象年齢の拡大については、国家戦略特別区域ワーキンググループで検討中であり、待機児童が多い国家戦略特区内に限って、かつ一定の条件を設けた上で、0～5歳を対象とする小規模保育事業を認める対応案が示されています。

なお、平成29年度は、市町村子ども・子育て支援事業計画が子ども・子育て支援法の施行後の始期の中間年を迎えることから、基本指針に基づき各自治体が計画の見直しを行うために、平成29年1月27日付けの事務連絡で発出したその考え方をまとめた手引きについて説明がありました。

平成28年度に創設された企業主導型保育事業は、第11回目まで助成決定（424施設）があった報告のほか、28年度申請数について（28年末締め切り）は、申請ベースで約27,000人分の定員が確保される見込みである旨、内閣府参事官から説明がありました。

上記、当日の議事にかかる各種資料・図等の要旨を以下の枠内のとおり抜粋いたします。資料の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

平成29年度公定価格（単価表）は、本会議の協議を踏まえ、追って示される予定です。
内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

1 概要

・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士を除いた職員の概ね1/5））等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乘せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

＜月額4万円の処遇改善の対象者＞
 ・ 経験年数が概ね7年以上
 ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

＜月額5千円の処遇改善の対象者＞
 ・ 経験年数が概ね3年以上
 ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、**原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施。**
 ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円以上～4万円未満）とする。
- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の**対象者数の1/2**（端数切り捨て）は**確保**する。
- ・ 平成30年度以降に係る配分方法については、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討。

従前、一定の数とされた「実際に月額4万円の賃金改善を行う職員」は、公定価格上の月額4万円の処遇改善の**対象者数の1/2（端数切り捨て）は確保**する、との取り扱いが示されました。

例) 対象者数5人の場合 → $5 \div 2 = 2.5$ （端数切り捨て） → **2人**を月額4万円処遇改善

3人 → 各施設の判断で他の職員（園長を除く）に**月額5千円以上～4万円未満**の範囲で配分可能

保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（2・3号関係）

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

＜標準規模の保育園（定員90人）の職員数＞
 ※公定価格上の職員数
 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長
 <平均勤続年数24年>

主任保育士
 <平均勤続年数21年>

① キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体：都道府県等

※ 研修修了の効力：全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

② 副主任保育士 ※ライン職

③ 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
 （園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3）

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

④ 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野（左記①～⑥）の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
 ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「賃の向上」の一環として、全職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善を実施

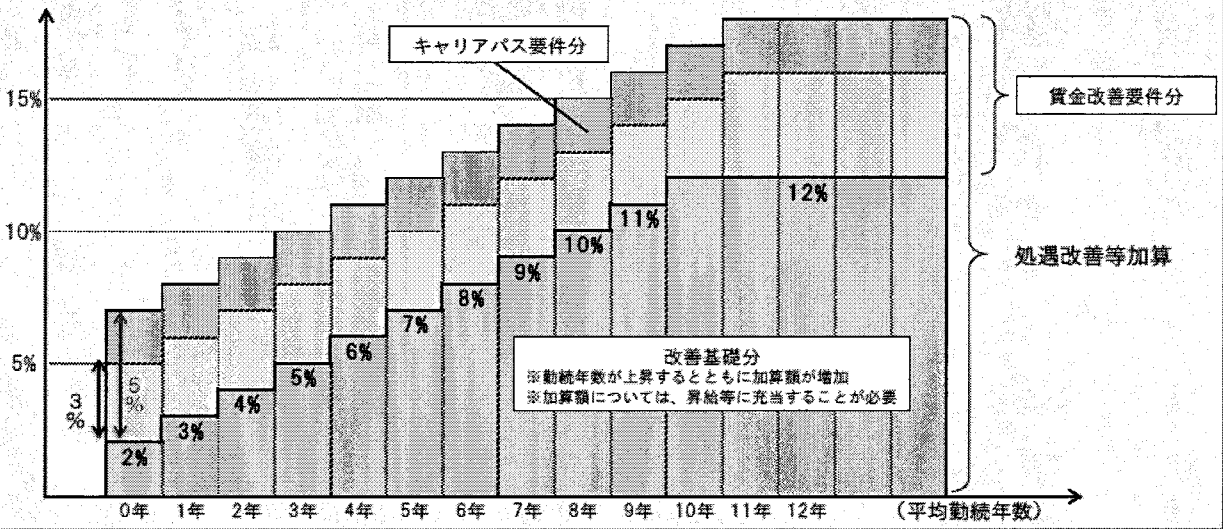
全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善について

1 概要

- ・ 2%の処遇改善については、現行の処遇改善等加算(賃金改善要件分)の加算率の積み増し(3%→5%)により実施。
- ・ キャリアアップの仕組み(賃金体系、資質向上のための研修計画等)を構築していない場合、5%からキャリアパス要件分として2%減額。
- ・ 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

<処遇改善等加算のイメージ図>

(加算率)



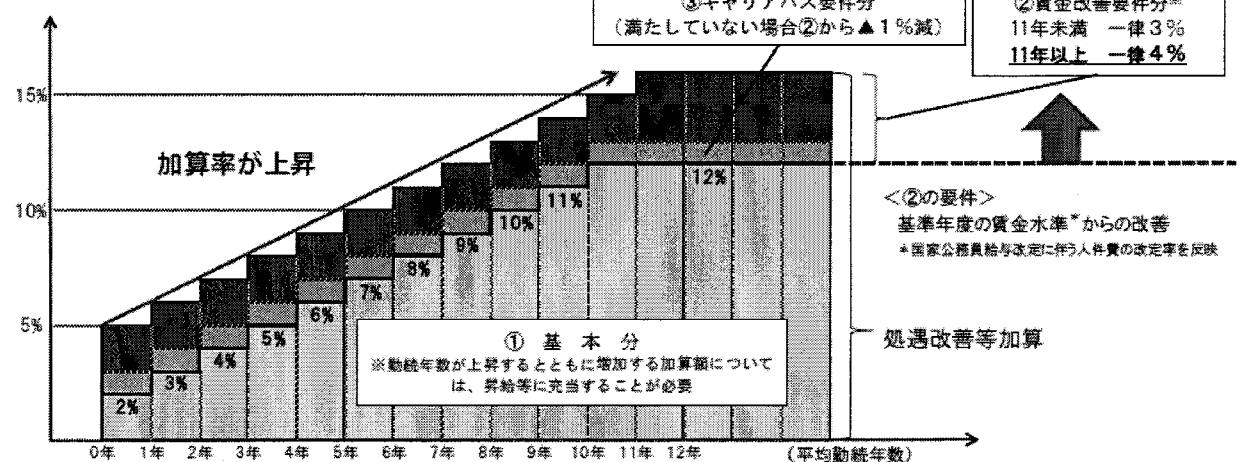
※キャリアアップの仕組みを構築していない場合、キャリアパス要件分が2%減額される点に留意。

【参考】平成28年度公定価格における処遇改善等加算の賃金改善要件分のイメージ

処遇改善等加算のイメージ

- 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。
- ① 基本分は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善(基準年度からの改善)に確実に充てることが要件。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。

(加算率)



※ 平成28年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。(平成26年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限る。)
 ※ 基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の全額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

平成28年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- ・平成28年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成28年度単価表を改定予定。
(保育士及び幼稚園教諭等人件費 + 1.3%程度)
- ・財源は第三次補正予算(H29.1.31可決成立)において確保。
- ・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成29年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

(実施時期)

平成28年4月1日(遡及適用)

(参考：平成28年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

- ① 俸給表の水準を引上げ
- ② 勤勉手当の引上げ(0.1月分)

小規模保育事業の入園対象年齢の拡大について (国家戦略特別区域ワーキンググループで検討中)

1. 現行制度の考え方

- 現行制度において、小規模保育事業の入園対象年齢は原則0～2歳(※)であり、
 - ① 都市部においては、待機児童の80%以上が0～2歳児であり、その解消を図ること
 - ② 人口減少地域では、身近な地域での子育て支援機能を確保することを目的として、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に新たに位置付けられた。
 ※現行法においては、保育の提供体制等の地域の事情を勘案して、例外的に3歳以上の入園も可能と規定。

2. 東京都の要望内容・理由

- 国家戦略特区において、小規模保育事業の入園対象年齢を0～5歳(あるいは3～5歳)とすること。
- 要望の理由は、都市部においては、
 - ① 3歳以降に通うことになる連携施設の設定が困難との指摘があること
 - ② 3歳以降の受け皿が十分確保されていないこと
 等により待機児童が発生し、現行制度の前提が崩れているため。

3. 対応案

- 待機児童の多い国家戦略特区内に限って、0～5歳を対象とする小規模保育事業を認めることとする。(国家戦略特別区域法改正による児童福祉法の特例措置)
- 併せて、3歳以上を預かる小規模保育事業には、以下の条件を設ける。
 - ① 異年齢で構成されるグループ保育においては、個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるよう配慮すること。
 - ② 3歳以上児については、個の成長と、友達との相互的・協力的な活動が促されるよう配慮すること。
 - ③ 上記①・②について配慮しているか、事業者は市町村を通じて都道府県に報告するとともに、都道府県はその情報を公表すること。
 - ④ 現行の小規模保育事業と同様の設備運営基準や保育所保育指針等を適用すること。
 - ⑤ 3歳以上児に係る公定価格については、3歳以上児の人員配置基準等を踏まえたものとする。
- 国家戦略特別区域法の改正後速やかに施行※必要な公定価格の設定等も改正法の施行までに準備

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）

…「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において**計画期間の中間年における見直し**（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すもの

【作業の手引き（項目の柱立て）】

○見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

○見直しの手順

(1) 実績値の把握 (2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(3) 要因分析及び補正

①「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」における量の見込みの算出の考え方

②中間年における「量の見込み」の見直しの考え方

○見直しの方法

(1) 推計児童数

(i) 社会増減による場合 (ii) 自然増減による場合 (iii) 既存のデータの活用

(2) 支給認定割合の補正の考え方

(i) 考え方 (ii) 1号認定子ども

(iii) 2号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

(iv) 3号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

(3) 補正後の「量の見込み」の算出（総括）

○必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

○その他の留意点

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

(2) 「量の見込み」を下方修正する場合の留意点

(3) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

(4) 見直しに当たっての手続き

○今後のスケジュール（イメージ）

平成 28 年度 (国)	(地方自治体)
【1月】内閣府より、自治体に対し見直しの考え方の提示 【3月】内閣府より、見直しの検討状況調査（各都道府県・市町村における教育・保育の量の見込みの見直し状況（4月中に中間とりまとめ））	【1月～】各都道府県・市町村において、見直しの方針を策定 各都道府県・市町村において、教育・保育の量の見込みの見直し作業
平成 29 年度 【4月】内閣府において、教育・保育の量の見込みの見直し状況取りまとめ 【春ごろ】基本指針等の改正 【夏ごろ】内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況取りまとめ（最終集計）	【4～6月】各都道府県・市町村において、教育・保育の確保策等の見直し作業 【秋から冬】各都道府県・市町村において、計画の改定作業 【年度末】各都道府県・市町村において、計画の見直し作業終了

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 保育所保育指針の改正告示（案）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に関するパブリックコメントの募集が開始される…………… 1
- ・ 社会福祉充実残額の算定に関する Q&A (vol.1) が示される…………… 2
- ・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正等についてパブリックコメントの募集が開始される…………… 3
- ・ ◆2017 年度・第 42 期福祉施設長専門講座 募集期間の延長◆…………… 4

保育所保育指針の改正告示（案）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に関するパブリックコメントの募集が開始される

厚生労働省は、平成 29 年 2 月 14 日、保育所保育指針の改正告示（案）に関するパブリックコメントの募集を開始しました（締切：平成 29 年 3 月 15 日）。

保育所保育指針の改定検討は、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（座長：汐見稔幸 白梅学園大学学長）（以下、「保育専門委員会」）にて行われ、全国保育士会村松幹子副会長が園長（たかくさ保育園）の立場で参画し、全国保育協議会の各ブロック選出常任協議員及び全国保育士会の各ブロックから選出された常任委員およびを通じて会員から集約した意見を述べてきました。

保育専門委員会は、今回の保育所保育指針の改定において反映させるべき内容を整理し、平成 28 年 12 月 21 日に、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（以下、「本とりまとめ」）をとりまとめました（本ニュースNo.47にて既報）。

今般、本とりまとめを踏まえた保育所保育指針の改正告示（案）が作成され、それに対するパブリックコメントの募集が実施されたものです。

また、平成 29 年 2 月 15 日、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に関するパブリックコメントの募集が開始されました（締切：平成 29 年 3 月 16 日）。

パブリックコメント関連の資料については、以下 URL 掲載先の資料をご参照ください。

【保育所保育指針改定案に対するパブリックコメント募集ページ URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160408&Mode=0>

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂案に対するパブリックコメント募集ページ URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095170130&Mode=0>

社会福祉充実残額の算定に関する Q&A (vol.1) が示される

平成 29 年 2 月 13 日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉充実残額の算定に関する Q&A (vol.1)」を発出しました（全文は本ページ最下部 URL に掲載）。

社会福祉充実残額の算定方法及び社会福祉充実計画の策定手続等については、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(平成 29 年 1 月 24 日)」(本ニュース No.56 で既報) 等により示されてきたところ、所轄庁や社会福祉法人等の関係者から質問の多い事項について、全 51 問にわたって取りまとめられています。

社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol.1)【抜粋】

問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。

(答)1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

問2 社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。

(答)1. 社会福祉充実残額の使途については、法人において、

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のもの

の順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。

2. その具体的な使途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。

問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

(答)1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。

2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める使途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。

問31 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。

(答)1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。

2. ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。

【平成 29 年 2 月 13 日 事務連絡「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A (vol.1)」について】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正等についてパブリックコメントの募集が開始される

厚生労働省は、平成 29 年 2 月 14 日、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に関するパブリックコメントの募集を開始しました（締切：平成 29 年 3 月 15 日）。

『「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正（案）」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」の（概要）【抜粋】

1. 趣旨

平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）において、社会福祉法人に対し、地域の福祉ニーズを踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、措置費について、多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日、以下「局長通知」）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設の運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日、以下「課長通知」）を改正するもの。

併せて、社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日）により行われているところであるが、改正法により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、社会福祉法人における入札契約等の取扱いの見直しを行うもの。

2. 主な内容

（1）「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）」について、前期末支払資金残高の取扱いを次のとおりとするもの。

- ・前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
- ・前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。

（2）「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（課長通知）」について、法人本部の運営に要する経費の取扱いを次のとおりとするもの。

- ・事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
- ・理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

（3）「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」において、次の見直しを行うもの。

- ・随意契約によることができる場合の一般的な基準の見直し
- ・会計監査に係る契約の特例の創設
- ・計算書類等の扱いの見直し

※局長通知、課長通知、入札契約等の取扱いの内容は本ページ下部のURLに掲載

【『「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に関するパブリックコメント募集ページ URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160409&Mode=0>

◆2017年度・第42期福祉施設長専門講座 募集期間の延長◆

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、標記専門講座の平成29年度受講者を募集しています。

本講座は、社会福祉施設長を対象に、施設長に求められる専門知識や管理能力などを学習し、よりいっそう実践能力を高めることを目的としています。①経営管理、②サービス管理、③地域における公益的取組の3分野を中心に、スクーリングやレポート提出を通して学ぶ本講座の受講をぜひご検討ください。

詳細は、中央福祉学院ホームページ (<http://www.gakuin.gr.jp/>) をご覧ください。

- 【受講資格】** 社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事等であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、さらに次のいずれかに該当する方
- ① 中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した方
 - ② 社会福祉主事（3科目主事を除く）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方
 - ③ 上記①②以外の方であって、2年以上施設長の職にある方
- ※ 施設長相当の業務を担当していれば、社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事以外の役職であっても受講可能。

【受講期間】 平成29年4月1日～平成30年3月31日

※ 下記日程でスクーリングを開催（第1回・第2回ともに出席）

第1回：平成29年6月17日（土）～6月20日（火）

第2回：平成30年2月17日（土）～2月20日（火）

【定員】 200名

【費用】 205,700円（消費税等込）

【申込方法】 申込書を郵送

【申込期限】 平成29年3月15日（水）まで延長《当日消印有効》

【お問合わせ先】 中央福祉学院 TEL：046-858-1355